

第百八十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 八 号

平成二十五年十一月二十二日(金曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 柴山 昌彦君

理事 関 芳弘君 理事 平 将明君

理事 橘 慶一郎君 理事 西川 公也君

理事 平井たけや君 理事 近藤 洋介君

理事 松田 学君 理事 高木美智代君

理事 青山 周平君 理事 秋葉 賢也君

大岡 敏孝君 理事 鬼木 誠君

勝俣 孝明君 川田 隆君

小松 裕君 白石 徹君

新谷 正義君 末吉 光徳君

田中 英之君 高木 宏壽君

豊田真由子君 中川 郁子君

中谷 真一君 中山 展宏君

長島 忠美君 根本 幸典君

山田 美樹君 吉川 赳君

津村 啓介君 遠藤 敬君

杉田 水脈君 中丸 啓君

山之内 毅君 奥水 恵一君

濱地 雅一君 大熊 利昭君

塩川 鉄也君 村上 史好君

議員 渡辺 喜美君

議員 玉木雄一郎君

議員 稲田 朋美君

國務大臣 (公務員制度改革担当) 後藤田正純君

内閣府副大臣 葉梨 康弘君

財務大臣政務官 原 恒雄君

政府特別補佐人 (人事院総裁) 由木 文彦君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局局長) 大谷 泰夫君

政府参考人 (内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局次長) 川淵 幹児君

政府参考人 (人事院事務総局人材局長) 千葉 恭裕君

政府参考人 (総務省人事・恩給局長) 笹島 誉行君

内閣委員会専門員 室井 純子君

委員の異動
十一月二十二日

補欠選任
鬼木 誠君 中川 郁子君

補欠選任
田所 嘉徳君 末吉 光徳君

補欠選任
福山 守君 白石 徹君

補欠選任
赤嶺 政賢君 塩川 鉄也君

同日

補欠選任
白石 徹君 根本 幸典君

補欠選任
末吉 光徳君 田所 嘉徳君

補欠選任
中川 郁子君 鬼木 誠君

補欠選任
塩川 鉄也君 赤嶺 政賢君

同日

補欠選任
根本 幸典君 福山 守君

十一月二十二日

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出、衆法第一〇号)

幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外五名提出、衆法第一五号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一七号)

国家公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出、衆法第一八号)

啓介君外四名提出、衆法第一六号)

国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一七号)

公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出、衆法第一八号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

同(笠井亮君紹介)(第五三三号)

同(穀田恵二君紹介)(第五四四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第五五五号)

同(志位和夫君紹介)(第五五六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第五五七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五五八号)

同(宮本岳志君紹介)(第五五九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出、衆法第一〇号)

幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外五名提出、衆法第一五号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一六号)

国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外四名提出、衆法第一七号)

公務員庁設置法案(津村啓介君外四名提出、衆法第一八号)

○柴山委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案並びに渡辺喜美君外三名提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案、渡辺喜美君外五名提出、幹部国家公務員法案、津村啓介君外四名提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案、国家公務員の労働関係に関する法律案及び公務員庁設置法案の各案を一括して議題といたします。

これより各案について順次趣旨の説明を聴取いたします。稲田國務大臣。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○稲田國務大臣 ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、我が国は、さまざまな課題に直面しており、これらを迅速に解決し、強い日本を取り戻していく必要があります。このためには、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、縦割り行政の弊害を排して各府省一体となった行政運営を確保するとともに、政府としての総合的人材戦略を確立し、職員一人一人が責任と誇りを持って職務を遂行できるようにするための国家公務員制度改革が急務となっております。

このような観点から、政府は、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備を行うとともに、内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官に関する規定の整備等を行うこととする本法律案を提出する次第であります。

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

平成二十五年十一月二十二日

第一類 第一号

内閣委員会会議録第八号

ります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、幹部職員人事の一元管理等に関する措置を講ずることとします。

具体的には、幹部職への任用は、内閣官房長官が適格性審査を行った上で作成する幹部候補者名簿に記載されている者の中から、任命権者が、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づいて行うこととします。

また、幹部職員の任用を適切に行うためには必要があり、一定の要件を満たす場合には、直近下位の職制上の段階の幹部職へ降任することができるとの特例を設けることとします。

さらに、管理職への任用に関する基準を定めて、その運用の管理等を行うとともに、管理職員の職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を育成する仕組みとして、幹部候補育成課程を設けることとし、あわせて、官民の人材交流を推進するために必要な措置を講ずることとします。

第二に、内閣官房に内閣人事局を設置することとします。

内閣人事局は、幹部職員人事の一元管理等に関する事務を担うとともに、政府としての人材戦略を推進していくため、人事管理に関連する制度について、企画立案、方針決定、運用を一体的に担うこととします。具体的には、国家公務員制度の企画及び立案、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務、行政機関の機構及び定員に関する審査等に関する事務をつかさどることとします。

このような制度設計に当たっては職員の適正な勤務条件の確保及び人事行政の公正確保に配慮し、採用試験及び研修等に関する政令等を定めるに当たっては人事院の意見を聞いて定めることとしており、特に、各府省等の職員の職務の級の定数の設定及び改定等に当たっては、人事院の意見を十分に尊重することとしております。

なお、内閣総理大臣は、人事院に対し、人事院

規則の制定及び改廃を要請できることとしております。

第三に、内閣総理大臣補佐官の所掌事務の変更及び大臣補佐官の制度の創設を行うこととします。

具体的には、内閣総理大臣補佐官の所掌事務は、内閣総理大臣の命を受け、内閣の特定の重要政策に係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐することに変更することとします。

また、大臣補佐官は、特に必要がある場合に、各府省に置くことができることとし、大臣の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐することとするとともに、内閣総理大臣補佐官と同様、国会議員が兼ねることを可能とすることとします。

以上が、国家公務員法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○柴山委員長 次に、提出者渡辺喜美君。

国家公務員法等の一部を改正する法律案
幹部国家公務員法案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺(喜)議員 みんなの党、日本維新の会を代表して、国家公務員法等の一部を改正する法律案、みんなの党、民主党、日本維新の会を代表して、幹部国家公務員法案について、提案理由を説明いたします。

公務員制度改革は、かつて第一次安倍内閣で本格的にスタートをした課題であります。私は、第一次安倍内閣で規制改革・行政改革担当大臣を拝命いたしました。当時の安倍総理は、公務員制度改革に本気で心血を注がれていました。だからこそ、私も本気で改革に取り組み、安倍総理のリーダーシップのもと、各府省の天下りあつせんを全面禁止し、試験区分や採用年次という身分による

人事をやめさせる法案を成立させるに至りました。

残念ながら、安倍総理は直後に退任をされましたが、私は、安倍総理の志を引き継ぎ、さらなる公務員制度改革に取り組み、福田内閣のもと、国家公務員制度改革基本法の成立にこぎつけました。公務員制度改革事務局が発足し、古賀茂明さんら改革派官僚が私に任命されました。基本法に基づき、内閣人事局の創設を初め、改革プランを実現、具体化することになりました。

しかし、その後、麻生内閣にかわり、公務員制度改革は一気に逆風にさらされます。私自身は自民党を離党いたしました。それでも、事務局にいた改革派官僚が粘り強く頑張つて、内閣人事局の創設等について相当程度改革的な法案がまとめられたのであります。これが、当時の担当大臣であった甘利大臣の名をとって、甘利法案と呼ばれているのです。甘利法案は、不十分な点はあったものの、百点満点で六十点は行っており、しかし、残念ながら成立に至らず、廃案となりました。

その後、政権交代で自民党は野に下ります。野党当時の自民党は、公務員制度改革に大変前向きな姿勢に転じました。二〇一〇年には、みんなの党とともに、当時の民主党政権の法案への対案として、改革法案を提出しました。これは百点満点に近い法案でありましたが、当時は野党でありましたから、成立には至りませんでした。それでも、私は、これで、今度自民党が政権に戻るときは、百点満点の改革が実現されるはずだと思つたものであります。

こうした経過を経て提出されたのが今回の政府提案の法案でした。その内容を見て大変驚きました。かつての野党自民党当時の百点満点に近い法案とは比べるまでもなく、六十点の甘利法案と比べても、随所で大きく後退をしております。百点満点で二十点以下です。

こんな法案が安倍総理のもとで提出されていることが情けない。安倍総理や安倍総理側近である

稲田担当大臣が本気でこんな法案でよいと考えているとは到底思えません。改革を阻んでいるものもある事情について、ここで一々解説はいたしません。安倍総理の志に沿った法案をこちらで用意して提出させていただきます。

法案のポイントを申し上げます。

第一に、内閣人事局は、人事院、総務省、財務省の人事関連の機能を統合して創設することとしております。

政府案では、人事院、総務省などをそのまま温存し、加えて内閣人事局をつくることになっております。これでは、三元人事行政体制が四元人事行政体制になり、機能不全がますます深まるだけであり、喜ぶのは、組織が肥大化してポストがふえる役人だけであります。

第二に、幹部公務員は、一般の公務員とは別制度とし、身分保障を緩和してあります。現行の身分保障制度のもとでは、若手や民間人を幹部に抜き起用しようとしても、幹部ポストにある人を外せず、結果として年功序列の順送り人事にならざるを得ないからであります。

政府案では、こうした改革の視点が含まれていません。このため、若手や民間人の抜き起用は、これまでどおり、できたとしても、ごくごく例外的にしか行うことができないこととなってしまいます。天下りが必要とする人事制度もそっくり温存されたままです。これでは、内閣人事局という器だけつくつたとしても、魂が入っていないではありませんか。

このほか、我々の法案では、公募制度の手続を法律で定め、役所の内外から優秀な人材を求められるようにしています。また、政府案に含まれていない官民人材交流の促進、すなわち、天下りの隠れみろとして現役官僚を天下り機関に送り込んでしまおうという規定は除いてあります。

以上、この法案の内容は、かつて、みんなの党と自民党で共同提出した、百点満点に近い法案そのものであります。かつてこの法案を共同提出した自民党の塩崎恭久議員、平井たくや議員は、か

自民党内では絶滅希少種となった改革派議員諸兄、また、内閣委員会での法案を審議した際に大活躍された小泉進次郎議員などは言うまでもなく、当時法案に賛同されていた自民党議員の皆さんには、必ずや、政府案ではなく我々の法案に賛同していただけるものと期待をいたしております。

以上、安倍総理の本心に沿った改革プランである本法案について、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、提出者玉木雄一郎君。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

国家公務員の労働関係に関する法律案

公務員庁設置法案

〔本号末尾に掲載〕

○玉木議員 民主党の玉木雄一郎です。

ただいま議題となりました国家公務員法等の一部を改正する法律案、国家公務員の労働関係に関する法律案、公務員庁設置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、国家公務員法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

時代の変化に対応して、国民のニーズに合致した効率的で質の高い行政サービスを実現するため、公務員制度の全般的かつ抜本的な改革を推進し、もって国民の信頼を確保していくことが必要であります。

このため、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、内閣官房に内閣人事局を設置する等の所要の措置を講じるとともに、国家戦略スタッフ、政務スタッフとしての職を設け、あわせて、国家公務員の再就職等規制違反行為の監視機能強化、人事院及び人事院勧告制度の廃止、人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じることとする本法律案を提出する次第であります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣による幹部人事の一元管理を担う体制として、内閣官房に内閣人事局を設置することとしております。

第二に、国家戦略スタッフとして、内閣総理大臣補佐官を増員することを可能とするともに、内閣官房に、政務に関し内閣官房長官等を補佐する内閣政務参事、内閣政務調査官を置くこととし、国家戦略に係る重要政策に対応することとします。また、政務スタッフとして、内閣府、復興庁及び各省に、大臣を補佐する大臣補佐官、政務に関し必要な情報の提供等を行う政務調査官を置くことができることとします。

第三に、国家公務員の適正な退職管理を図るため、再就職等規制違反行為の監視等を行う再就職等監視・適正化委員会を設置し、再就職等規制違反行為の監視機能を強化するとともに、官民人材交流センターを廃止することとしております。

第四に、自律的労使関係制度の措置等に伴い、人事院及び人事院勧告制度を廃止するとともに、任免等に関し、国家公務員法その他の法律において人事院規則へ委任している事項を政令への委任事項に改める等の所要の措置を講じることとしております。

また、職員に関する人事行政は公正に行われなければならないことを国家公務員法に規定するとともに、内閣府の外局として人事公正委員会を設置し、不利益処分不服審査等に関する事務等を行うこととしております。

第五に、これらに関連して、自衛隊法、労働組合法等について所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、国家公務員の労働関係に関する法律案について御説明申し上げます。効率的で質の高い行政サービスの実現を図るためには、労使が職員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革することにより、有為な人材を確保、

活用していくことが必要であります。

このため、非現業の一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項及び不当労働行為事件の審査等について定める本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、非現業の一般職の国家公務員が主体となつて自律的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体またはその連合体である労働組合について、その組織、認証及び労働組合のための職員の行為の制限について定めることとしております。

第二に、認証された労働組合と当局とが団体交渉を行い、団体協約を締結することができる事項の範囲、団体交渉を行う当局及び団体交渉の手続を定めるとともに、認証された労働組合と当局との団体協約の効力等について定めることとしております。

第三に、職員に対する不利益取り扱い、団体交渉拒否等の不当労働行為を禁止するとともに、禁止規定に違反した場合の中央労働委員会による審査手続を定めることとしております。

第四に、中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を定めるとともに、仲裁裁定の効力について所要の規定を設けております。

次に、公務員庁設置法案について御説明申し上げます。

自律的労使関係制度を措置することにあわせ、人事給与制度等の改革を総合的に進めるためには、新たな組織体制を整備することが必要であります。

このため、公務員庁を設置することとする本法律案を提出する次第であります。

以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

公務員庁は、内閣府の外局として設置し、国家公務員の任用、給与、勤務時間、人事評価等に関する制度に関する事務及び国家公務員の総人件費

の基本方針に関する事務等を所掌することとしております。

以上が、国家公務員法等の一部を改正する法律案等三法案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○柴山委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○柴山委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官由木文彦君、内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局局長大谷泰夫君、内閣官房行政改革推進本部国家公務員制度改革事務局次長川淵幹児君、人事院事務総局人材局長千葉恭裕君、総務省人事・恩給局長笹島晋行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柴山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷真一君。

○中谷(真)委員 皆様、こんにちは。自民党の中谷真一でございます。

本日は、私に質問の機会をいただきましたことに對しまして、委員長、また理事、委員、また関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

この公務員制度改革は、平成十九年に始まりました。三つの法案が廃案になるなど、これは非常になかなか進まない改革だったというふうに認識をしております。人によつては、これは岩盤規制という方もおられるというところでございます。

この改革は、先ほども渡辺先生が言われておりましたけれども、これは第一次安倍政権から始

まった改革である。という意味では、首相におかれましては、この改革を進めるということについては特別な思いがあるというふうに伺っております。

その命を受けられた福田大臣にお伺いをいたします。

国家公務員法改正に向けての思いと、また今法案の意義についてお伺いをしたいというふうに思います。お願いいたします。

○福田国務大臣 今、委員御指摘のように、国家公務員制度改革は、本格的に始まった第一次安倍内閣、そして、平成二十二年に改革基本法というプログラム法ができて、その後、自民党政権下で一度、民主党政権下で二度、法案を提出し、三つの法案が廃案になったという不幸な歴史があります。

そして今、岩盤規制とおっしゃいましたけれども、行政の縦割りの弊害というのは、もう安倍内閣以前のずっと課題になってきた問題だと思っております。

その上で、なぜ今公務員制度改革なのかというお尋ねですけれども、私は、日本が高度成長期時代で、それぞれの省庁がそれぞれの人事をや、人材戦略をやって、それでうまくいったという時代はもう過ぎていると思います。政府一丸となつて、人事として人材戦略を行わなければ、今のこの国難というか、総理がおっしゃっている、もう一度、世界の中心に日本をという大きな目標は達成できないというふうに思っております。

今回の法案において、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現して、縦割り行政の弊害を排し、各府省一体となった行政運営を確保するとともに、政府としての総合的人材戦略を確立し、そして、私は、官僚の皆さんが一人一人、自分の仕事に誇りと責任を持って、省のためではなくて国益のために働く、国家国民のために働く、そういう公務員制度改革が急務であるというふうに考えております。

○中谷(真)委員 ありがとうございます。私も全

くもつてそのとおりだというふうに思っているところでございます。

私は、官僚の皆さんと一緒に仕事をする機会がございませう。もう非常に優秀な方ばかりでして、能力もそうだし、誠実、真面目であつて、また非常に忠誠心も高いというふうに思っています。ただ、私は、やはりその力が引き出せていないというのを非常に感じます。

私は、東日本大震災のときにちょうど議員の秘書をやつておりました。福島第一原発の事故があつたときに、福島出身の議員だつたというところもありまして、例えば、放射性物質のついた瓦れきの処理であるとか物資の緊急輸送であるとか、こういったことを官僚の方々にお集まりいただいて話し合う機会がありました。このときも、これは省庁をまたがってやるような事業なんですけれども、そうしたときに、やはり押しつけ合つちゃうんですね。そして、うちじゃない、それは何々省だみたいな、こういうことがよくあつたというのを記憶しております。

やはり、そうではなくて、誰かがリーダーシップをとつて、みんなでやろうじゃないか、そういう仕方方をしつかり評価できるような体制をつくつていかなければいけないということを非常に感じたというところでございます。

ただ、この問題は、私は官僚の皆さんに問題があるのではなくて、これは、こういったものを放置してきた私たち政治に問題がある、これは何としてでも前に進めていかなければいけないというふうに考えております。また、先ほど福田大臣からございましたが、やはり、この今の日本は変革を求められているというふうに考えております。

私は元自衛官で、これはある意味、公務員だつたんですけれども、やはり前例主義で、結構硬直しやすいんですね。それで、変革というものを結構嫌うという特殊性があるというふうに思っております。

やはり、この変革を牽引するのは政治家だ、そういう意味では、政治が官僚の皆さんの人事にも

ある程度の影響を与えていけるようなシステムを構築していかなければいけないのではないかと、いうふうには私は思っております。これは何としてでもやつていかなければいけないというふうに思っております。

それでは、この改革に入る前に、今の現状、現状認識の方を前提としてお伺いをしていきたいというふうに思います。

やはり、省庁の縦割りを排すという意味では、この図一を見ていただきたいんですけれども、閣議人事検討会議というものを内閣官房が行う、そして、ここである程度の人事に内閣官房が影響を与えていくというシステムがあります。

では、なぜこれが機能していないのかということをお伺いしたいのと、また、政治が官僚人事に影響を与えていくという意味では、任命権者は大臣ですから、これは私は、ある程度影響を与えていることはできているのではないかと、いうふうに思ふんですが、これが機能しているのか機能していないのか、機能していないのであればなぜなのかというところをお伺いしたいというふうに思ひます。

○後藤田副大臣 失礼いたします。

中谷委員におかれましては、国家公務員としての御経験の中で御指摘をいただき、大変ありがとうございます。

今のお話でございませうけれども、やはり、人事制度というのは、委員も御指摘のように、その時代時代で、その時代の変化に応じてベストのものをつくつていっているものだと思います。ただ、時代の変化によつて、それが必ずしも時代に合っているかわからないという中で、時々に対応していく、そしてまた、制度は手段にすぎなくて、それをどう利用していくかということでございます。

委員も御指摘の現状の幹部人事につきまして、閣議人事検討会議というのがございます。これがしっかりと機能しているのか、こういう御指摘だと思ひますが、今の中で、これは現状として、

縦割り行政のいろいろな御批判もあるということも踏まえて、やはり、今よりもさらに、しっかりとこの縦割りをなくしていくって、あらゆる行政需要の変化に対応していくために、今回、まさに適格性審査というものを新たに設けて、なおかつ、さらに、内閣総理大臣、官房長官からも、任免協議という形でしっかりと協議をする、いわゆる官邸でしっかりと責任を持つ、国民の皆様にも説明責任を果たす、こういうことで大きな進歩、進化だ、このように考えております。

○中谷(真)委員 ありがとうございます。

これはやはり、今の現状ではなくて、さらに進化させる必要があるというふうに思ひます。まさに副大臣が言われたとおりだというふうに思ひます。

これは今回、人事を一元化すること、強化のために内閣人事局を新設されるということでございますけれども、今回、内閣人事局を新設するに当たつて人事院を残されたというところがございませう。また、この人事院がある一定の影響を与える余地を残したということもございませう。

これにさらに、この内閣人事局のサイズなんですけれども、これが大体、新聞報道なんですけれども、百五十名程度だというふうに聞いております。これに対して、人事院は七百名というところでございます。この内閣人事局をつくつたときに、本当にここに一元化、集約ができるのかというところは、非常にこれはしっかりとやっていかなければならないところだというふうに感じております。それについての御所見を伺いたいというふうに思ひます。福田大臣、お願いします。

○福田国務大臣 今回、この法案で内閣人事局という組織を新たに作ります。そして、その組織の中で、幹部人事の一元化、先ほど御指摘があつた、閣議人事検討会議は局長以上でなければ、審議官級、部長級以上の幹部人事の一元管理と、そしてまた、国家公務員の人事管理に関する戦略的中枢機能を担う、必要な組織というものをつく

らなければならないと思っております。
それに伴って、総務省からも機能移管をいたします。

また、人事院に関しては、今回、労働基本権を与えない、与えるというものは含まれておりませんので、人事院の持っている代償機能というものはきちんと残していかなければならないというふうに思っております。

その上で、規模ですけれども、内閣人事局は、幹部職員に関する適格性審査、任免協議などの事務のほか、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、人事評価、服務、退職管理等に関する事務、試験の対象官職、種類等に関する事務、各府省が行う研修の総合的企画調整に関する事務、機構・定員管理に関する事務などを担うこととなります。

内閣人事局においては、この機能を担うために必要な体制を確保する考えでございますが、幹部職員人事の一元管理に関する事務体制についても、今後、内閣人事局の具体的な組織・定員規模を調整していく中で、十分な運用が図られるようなものにしてまいりたいというふうに思っております。

○中谷(真)委員　ありがとうございます。

内閣人事局の規模については、特にこれは焼け太りとかというふうに言われていますけれども、ここでしっかりと組織を編成しなければ、これは本当に名ばかりの組織になってしまうというふうに私は思いますので、これはしっかりとした編成を要望申し上げたいというふうに思います。

さらに質問を続けさせていただきます。

幹部人事に政治が影響を与えていかなければいけないというふうに先ほど申し上げました。それで、これは三枚目を見ていただきたいんですけど、これも、今回、適格性審査、あと、幹部候補者名簿の作成を官房長官が行うというふうになっております。この要領について、いまいち不明確です。で、ここを教えていただきたいというところ、これは、人によつては、二十五万人の国家公務員

の中から六百人を選抜するというふうなことをするんじゃないかということを書いていて、とても百五十人ばかりじゃできないというふうなことを言っておられる方もおられるんですね。これはある程度、ちよつと具体的に教えていただきたいというところ、また、そのことによつて本当に影響を与えることができるのか。また、さらには、閣議人事検討会議から今回、任免協議という形で、各大臣と総理、官房長官の折衝を行うというふうになっておりますけれども、これによつて、本当に政治が人事に影響を与えることができるのかどうかについて、御所見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします、稲田大臣。

○川淵政府参考人　今、委員から御指摘がありまして適格性審査、それから幹部候補者名簿の作成、任免協議の具体的な内容についてお答えいたします。

適格性審査でございますけれども、内閣総理大臣の委任を受けました内閣官房長官が、現職の幹部職員それから任命権者が推薦した者、これらを対象に、幹部職員として一般的に求められる能力を有しているかどうか、これを審査するものであります。

具体的には、各府省で実施しております人事評価の結果などを活用しながら、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有しているかどうか、これを審査するということになっております。

幹部候補者名簿でございますが、今申し上げました適格性審査の結果、適格性が確認された方について、氏名その他政令で定める事項を記載するということになっております。また、定期的に、さらには任命権者が求める場合には随時、適格性審査を行いまして、幹部候補者名簿を更新するということになっております。

さらに、任免協議でございます。任免協議は、幹部職員を任免する際に、今申し上げました幹部候補者名簿の中から、任命権者である各大臣が作成した人事案につきまして、大臣と内閣総理大臣及び内閣官房長官が協議を行うというものでござ

います。

任免協議におきましては、個々の人事案について、官職への適性、それから政府全体の人事方針との整合性などの観点から協議をいたしまして、大臣は、この協議に基づきまして幹部職員の任免を行うということになるものでございます。

○中谷(真)委員　ありがとうございます。

今言われたようなことをしっかりと行っていくわけ、私は、政治が今の官僚人事に影響を与えることができるというふうに思ったところでござい

ます。それでは、さらにちよつと質問を進めていきたいんですが、よく言われるのが、やはり政治が人事に影響を与える上であるということで、抜てき人事についてお伺いをしたいというふうに思

います。抜てき人事をやるとうると、どうしても、抜てきた先、その方を降任させなければいけないというところ、この降任についてお伺いをしたいんですが、今回、降任の三条件がござい

ます。この三条件全てが当てはまらなければできないというふうに書かれております。これは、本当にこの全てが当てはまるというのは結構難しいことじゃない

のかなというふうに私は読んでみたわけでございます。そのことについての御所見をいただきたいという

こと。また、こうやって抜てき人事をどんどんやっていくというふうになると、例えば政権交代をしたとかすると、大きくポストが入れかわっていくというふうなことが今後起きていくのではない

かというところを思っております。そういった意味で労働基本権との兼ね合いが今度出てくるんだらうというふう

に考えているところでございます。そういう意味では、民主党さんは、労働基本権の一部である協約締結権の付与についても今回の提出された法案に書かれているところもござい

ます。この観点についても御所見を伺いたいというふうに思

います。

稲田大臣と、あと人事院総裁からもよろしくお願ひいたします。

○後藤田副大臣　失礼いたします。

抜てき人事につきましての御質問をいただきました。現行でも、委員御承知のとおり、勤務実績がよくない場合には、国公法の七十八条で降格とい

うことはできるわけでございますが、今回、ポジティブな意味で、やはり有能な人をどんどん上げていくということでございます。

そのために、やはりそうなるとうと下がる人もいるわけで、これは特に勤務実績がよくない場合に該当しないわけでございます。そういったときにも、やはり人事、任用の公平性というの

もござい

ます。が、今回、三条件というのを加えまして、特に、勤務実績が相対的に劣っている場合ということでも降格するとい

うか一つ下がる、こういうことも可能になるわけでございます。今、委員は、三条件全てを満たすのは難しいのではないかと

まして人事院規則に委ねられてございます。

人事院にいたしましては、それらについて規定する際には、ただいまもございましたように、幹部職員の人事における公正の確保に留意をして対応してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○中谷(真)委員 ありがとうございます。

抜てき人事、これは、非常に影響を与えるという意味では非常に重要なことだというふうに思っております。ただ、これは労働基本権の問題もあるので、本心に慎重に行われなければいけないというところもあります。しっかりと調整をしていただきながらも、ただ、しっかりと抜てき人事ができる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

私は、この法案は本心に大きな前進であるというふうに考えております。これまでやらなかったわけですから、これを進めるという意味では、私はこれは本心に大きな一歩だというふうに思っています。何としてでもこれを進めていくというところで、また皆様の御協力も、この場をおかりして、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、最後の質問をさせていただきます。今回、公務員制度改革の一部として行われた官舎料の引き上げ問題について、お伺いをしたいというふうに思います。

公務員をたたいて人気を得るといふような風潮がちょっとあるなというふうに思っております。その一部じゃないかと。

これは、私、官僚の皆さんと接しますけれども、能力また忠誠心、そういったものが本心に非常に高い。ですから、そういった方々のやる気を引き出すんだというところも、私は必要じゃないかと。二倍に引き上げていくというふうになっていますけれども、私は、これはやり過ぎじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そういった意味では、本心にやる気を引き出すために、これは福祉の面もありますけれども、ま

た、これと同じく、私は元自衛官でございます。

そういった経験からも申し上げまして、例えば警察、消防、自衛隊、こういった即応性が必要な方々に対しても官舎料の引き上げを行っていく、このことによつて本心に官舎に住めなくなってしまう、集合しなければいけないところの近くに住めなくなってしまうという現象も起きてくるのではないかと大きな危惧があります。

この即応性をそういった機関が失うということは、これは存在意義に私は大きく大きくかわるというふうにも考えております。そこで、これは何としてでも、しっかりとこの問題認識と対策を打っていただきたいというふうに思っているところでございます。

そこで、警察官俸出身で、また危機管理に大きく携わつてこられました葉梨財務政務官に、今の点についてお伺いをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○葉梨大臣政務官 私、この政治の世界に入ります前は官舎住まいをしておりまして、警察官として仕事をまいりました。ですから、本心にまさに中谷委員の御懸念の趣旨というのはよく理解をしておるつもりでございます。

具体的な水準というのは、これは二十三年の十二月に与野党合意して決定されたものではありますけれども、具体的な水準については、さらに今、検討中でございます。

しかし、まさに御懸念の趣旨はよく私も理解しておるつもりでございますので、無料宿舍、これを活用するなど、やはり自衛隊、警察、消防、そこら辺の即応性の確保、そして公務に支障がないように十分な配慮を行つてまいりたいと考えております。

○中谷(真)委員 本心に質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

何とかこの公務員制度改革を進めていくために、本心に政府一丸となつて、また我々各党も一丸となつてバックアップしてまいりますので、どうぞ頑張つていただきたいというふうに思いま

す。

質問を終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、橋慶一郎君。

○橋委員 内閣委員会での質問は三年半ぶりでございますが、質問に当たつては万葉集を読ませていただいた質問するというのが私の流儀でございますので、おつき合いたいただきたいと思ひます。十一月も下旬でありまして、そろそろ時雨の季節、時雨にだんだんこの国会の並木のイチョウも葉っぱが一枚一枚落ちていく、そんな時期でございますが、そう慌てて葉っぱも落ちないでという歌がございましたので、これを詠んでみたいと思ひます。

巻十、二千二百十五番であります。

さ夜更けてしぐれな降りそ秋萩の本葉の黄葉散らまく惜しも

それでは、きょうもよろしくお願いいたします。(拍手)

実は、その三年半前も、公務員法、この関係の法案が審議されていたわけであります。

先ほど来いろいろお話しされるようないろいろな経過をたどつてきたわけでありまして、今回、稲田大臣初め皆さんが大変御苦労されて、一つの成案を練り上げて閣法として出してこられた。ぜひ、今回、内閣委員会でもしっかりと審議をさせていただいて、答えを出していきたい、そんな思いで、この法案の中で盛り込まれている大きなポイント、特に幹部職員人事の一元管理、大臣からもお話をありますように、内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置、また縦割り行政の弊害を排する、こういった目的に向けての幹部職員等人事の一元管理、そしてまた、内閣人事局をつくつて、内閣の人事行政をしっかりとグリップしていくということ、そしてまた、これまでのいろいろな問題になつてまいりました再就職関係、こういったことがだんだん整理されてまいりまして、定年も延長という、再任用制度の活用により事実上の六十一歳でも働いていける環境をつくるなど、いろいろ変わつてまいりましたことも含めて、この三点について、

それぞれ技術的なところは川淵次長さん初めに聞かせていただきながら、かなめのところは稲田大臣から思いをお答えいただければ大変幸いです。

そこで、まず、幹部職員人事であります。標準職務遂行能力を有することを確認する、いわゆる適格性審査をやるんだ、そして幹部候補者名簿を作成する、こういうプロセスを経て、名簿に載っている方から幹部職員を任用していくわけでありす。

そうなりますと、この適格性審査というのは、対象となる方の人物そのものの評価ということになつてまいります。そうすると、この判定のどういう評価をするかという客観的な基準あるいは根拠といったものがやはり明確にされる必要があるのか、お伺いをいたします。

○川淵政府参考人 お答え申し上げます。

適格性審査でございますが、内閣総理大臣から委任を受けました内閣官房長官が、人事評価の結果など客観的な基準により、その対象者が幹部職としての標準職務遂行能力を有しているかどうかを審査することにしております。

具体的な審査プロセスにつきましては政令により定めることとなりますが、能力・実績主義の人事管理を行うため導入したこの人事評価の結果を踏まえまして、内閣官房長官が政府全体の人事方針との整合性の観点からチェックを行うことを考えております。

○橋委員 その中でどういったことを期待するかということは、また後、大臣の方の御答弁に譲ります。対象にならなければ、要は幹部職員への道は開けてこないということでもありますから、いわゆる抜てき人事、例えば、採用年次横並びを破る、あるいは年功序列を変えていくということになりますと、まず、この人を審査してくださいという、そこをうまく各府省が持つてこない、なかなかいわゆる幅が出てこないんじゃないかなという心

配もするわけであります。

この辺、今までは、どちらかというと、中央省庁では、採用年次横並びとかそういうことをやってきた、あるいはキャリア職、ノンキャリア職の問題等もございました。この辺の弾力化をどのように進めていくのか、このあたりをお伺いいたします。

○川淵政府参考人 お答え申し上げます。

適格性審査の対象者は、主として、現職の幹部職員のほかに、幹部職員以外の人であつて幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる人で、任命権者、各大臣が内閣総理大臣に推薦した者ということ想定しております。各任命権者は、各府省で実施している人事評価の結果などを踏まえまして、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者を内閣総理大臣に推薦することになります。

適格性審査に際しましては、内閣官房長官が、各府省で実施している人事評価の結果を踏まえまして、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有しているかどうかを審査することとなりますが、その際、内閣官房長官は、その各府省の推薦案が、全体として採用年次や採用試験の種類にとられない登用などといった政府全体の人事方針と整合性がとれているかどうか、これを確認することとなるものと考えております。

また、任免協議におきましては、任命権者たる各大臣と内閣総理大臣が内閣官房長官が協議を行うこととなりますが、個々の人事案についての官職への適性ととも、適格性審査と同様に、政府全体の人事方針との整合性の観点からの協議が行われまして、各大臣がこの協議に基づきまして幹部職員の任免を行うこととなるというふうに考えております。

このような一元管理のプロセスの導入によりまして、能力・実績主義を踏まえた、採用年次などにとられない人事が推進されるものというふうに考えております。

○橋委員 審査対象となる公務員の方はこういう

方ですよというのを受け取る内閣官房の方である程度そこは見るということですから、確認みたいなことをお聞きしますが、では、そういう場合、もう少し広目にとつてくださいますか、もうちょっとこんなやり方もあるんじゃないですかというグリップも内閣官房の方からきかせていく、こういうことになるという意味で理解してよろしいんでしょうか。

○川淵政府参考人 具体的な進め方は、またその時々政権、総理、官房長官の御意向などもあると思いますが、基本的には、そういった能力、実績に基づいた、これまでの慣習にとられない仕組みとするために導入するものでございますから、委員のおっしゃるような方向になるものというふうに考えております。

○橋委員 ありがとうございます。

そして、テクニカルなことをもう一つ聞いておきたいんですけれども、幹部職員の範囲というのは、いわゆる次官さん、局長さん、部長さんとなるわけですが、準ずる方も入ってくるんですが、どちらかというと、多分、私の推察するところでは、中央省庁の特に幹部職員の一元化ということがあるものですから、そういった方々が官職指定されるんだらうと思うんです。

ただ、現実行われている人事というのは、例えば、中央省庁の審議官とかそういう指定職クラスからでも地方の出先機関の局長さんなんかに出られる場合もある、それから、それこそ人事をうまく回していく中では、独法の理事さんや監事さんになられてまた戻ってくる方もある。

そこで、これはちょっとテクニカルな問題になるわけですが、そういういわゆる幹部職員という対象から、たまたま人事の流れの中で外れた場合に、そこで、この制度の運用上、不都合が生じるのかどうか。例えば、そういった形で出先の局長に転出すると幹部候補者名簿から一旦外れてしまふのか、それがどうやってまたもとに戻るのか、この辺はどのように運用されるおつもりなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○川淵政府参考人 幹部職員の範囲でございますけれども、基本法を踏まえまして、本省の次官級、局長級、部長級等々の職員というふうに想定しております。今御指摘がありました地方支分部局長、こういった職員は除かれるということになります。したがって、今御指摘がありました、例えば、本省の幹部職員から地方の出先の局長に異動ということになりますと、幹部職員ではなくなるということになります。

一方で、適格性審査を通つた方の幹部職員候補の名簿というのは、あくまでも幹部職員となるに足る標準職務遂行能力を備えていらつしやる方の名簿ということでございますので、今の御指摘の場合であつても、当該職員が、異動に伴つて、幹部職に係る官職の標準職務遂行能力を有しないこととなるというわけではなくて、各府省の任命権者は、今後の人事計画を踏まえまして、必要な場合には、随時、当該職員を適格性審査の対象者として推薦することによりまして、その職員は、適格性審査を経た上で、引き続き幹部候補者名簿に登載されることとなるというふうに考えております。

○橋委員 そうすると、多分、幹部職員名簿には、いわゆる幹部職員になつていく方もいれば、その資格を持ちながら出先へ行かれていく方とか、いろいろまた出向されている方もいる、そういう人たちの名前がみんな幹部職員名簿の中に載つていて、その中で運用していくというふうに私なりに理解をさせていただきます。

そこで、幹部職員になるためには標準職務遂行能力が必要である、標準職務遂行能力を持たせるために幹部候補育成課程を進めていく、こういうたてつけになっております。

そこで、大臣にお伺いしたいのは、大臣としてこの法案にかける思いの中で、こんな標準職務遂行能力といひますか、こういう方々に幹部職員になつてほしいんだ、あるいはこういう能力を身につけてぜひ頑張つてほしいんだという、幹部候補育成課程にはどんな人間的な能力の開発に力点を

置こうとされているのか、このあたりの御方針について大臣のお考えをお伺いいたします。

○稲田国務大臣 今回の公務員制度改革は、ややもすれば、公務員制度改革という公務員パッシングであつたり、そういう側面もあったかと思ひます。そうではなくて、この幹部候補育成課程をつくることによって、公務員の一人一人の資質を向上していけるようにということを一つの目的としております。

そして、ややもすれば、今現在の育成課程というが公務員の研修とか、どちらかというと各府省の中で徒弟的というか職人的に上司のを見ながら習得していくというところに重点が置かれているかと思ひます。それもちろん必要で、その省のプロになるということも必要なんですけれども、それをもつと広い視野で、国民、国家全体の視野で育成していくということも必要ではないかなというふうに思ひます。

例えば行政事業レビューなどをやつておりますけれども、そもそもその事業の企画立案ということができるような研修ということも必要なのではないかと思ひます。それと、先ほど来問題になつております能力・実績主義という意味からは、採用年次にとられない、また試験の種類にとられない幹部候補の育成課程というのが必要だということに思ひます。

将来において幹部職員の候補となり得る人材の養成に資するよう、管理職員としてその職責を担うにふさわしい能力、経験を有する職員を、政府全体として、総合的、計画的に育成するために設けるものでございます。

具体的には、内閣総理大臣が定める統一的な基準のもとで、各大臣等が、一定の勤務期間後、本人の希望と人事評価に基づいて随時選定し、比較的若い年代から、内閣総理大臣による全政府的な研修や各大臣による所管行政等を踏まえた研修を受講させるとともに、他府省、あと民間企業、国際機関、場合によつては地方など、多様な勤務経験の機会を付与することといたしております。

また、内閣総理大臣は、各大臣等に対して運用の状況の報告を求めるなど、幹部候補育成課程の確かな運用を確保することといたしております。

このような幹部候補育成課程における内閣総理大臣や各大臣等による研修は、多様な勤務経験の機会と相まって、国民の立場に立ち、職務を遂行する上で求められる幅広い視野、高い専門性やマネジメント能力等を身につけさせることに力点を置くことといたしております。幹部候補育成課程に入った公務員自身も意欲を持ってその職務に専念できる、そして、国家国民のために職務を遂行できるという育成課程にしたいというふうに思っております。

○橋委員 大臣から行政事業レビューの経験も踏まえたお話をいただきました。私なりに感じ取ったのは、やはり府省庁の壁を越えて日本全体としてどう考えるんだ、では、どうしていけばいいんだということを常に考えられるような、そういう人材、そういうことをいろいろな職務経験を踏まえて追求していくというか、そういう能力をやはり自分の中に培ってもらう、こういうことかなというふうに理解をさせていただくわけであります。

そこで、またちょっと事務的な話になりますが、この研修の期間あるいは頻度、どんなようなイメージでお考えになっているのか、事務局の方からお伺いをいたします。

○川淵政府参考人 お答え申し上げます。

幹部候補育成課程における研修でございます。

内閣総理大臣が、政府全体にかかわる行政課題や管理一般に関する全政府的な研修を実施する、それから、各大臣等におきまして、各府省等における実情や専門性を踏まえつつ、政策の企画立案能力等の養成を目的とする研修を実施ということになります。

育成課程に入ってこれられる方は第一線の有為な方々でございます。それぞれの研修の研修期間、頻度等については今後検討することとしておりますが、この育成の対象者に対して、国民の立

場に立ち、職務を遂行する上で求められる幅広い視野、それから高い専門性、マネジメント能力など、将来において幹部職員の候補となり得る管理職員として、その職責を担うにふさわしい能力を効果的に習得できるような研修となるよう、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○橋委員 ありがとうございます。

それでは、続いて、内閣人事局の考え方について何かお伺いをしたいと思います。

内閣の人事行政ということについては、もともと総理府というのが、それこそ第二臨調のまですから今からもう三十年以上前になりますが、総理府の人事局とか恩給局というのがありまして、それから、例の第二臨調のとき、昭和五十九年に発足した総務庁ということで、行政管理庁が母体になって、そこに人事、恩給局となり、さらに、平成十三年の橋本行革によりまして、現行のこの中央省庁体制の中で、総務省が人事・恩給局という形で所管をされたわけであります。

さて、この橋本行革というのは、ある意味で、今まで総理府にありました企画調整官庁というのを全部取っ払いまして、そして、それぞれの役所同士で調整もしていく、そして、内閣府において機動的に、内閣官房も含めて、いろいろなその時々政権の進めなきやいけな国家的課題について企画調整をやっていくんだ、こういうことを多分意図していたのであろう、このように思うわけであります。

そういった橋本行革で発足した現行の中央省庁体制、二十一世紀の省庁体制のもとで人事行政を内閣官房に所管させる、その狙いをまずお伺いいたします。

○川淵政府参考人 お答え申し上げます。

基本法の第十一条では、内閣官房長官が国家公務員の人事管理の説明責任を負うとともに、幹部職員人事の一元管理に関する事務等を担うこととされ、そのための体制として、内閣官房に内閣人事局を置くとともに、関係行政機関から内閣官房

へ機能移管を行うとされております。

今回の法案は、このような基本法に即して検討を行いまして、国家公務員の人事管理に関する戦略的中核機能を担う組織として内閣人事局を設置するものでありまして、その設置により、スピード感を持って政府の総合的な人材戦略を強力かつ戦略的に推進するとともに、内閣の重要政策課題や行政需要の変化に応じた効率的、効果的な業務体制を実現することを可能とするということを狙いとしております。

○橋委員 今、やはりいろいろな分野でストラテジー、戦略ということが求められておりまして、そういったものに対して、あわせて、今回のこの臨時国会でいえば国家安全保障局、安全保障戦略、そしてまた、人事戦略ということの内閣人事局ということ、やはりそれは今日の課題としては大変大事なことで、このように思います。

しかしまた一面、この内閣官房の規模というのは、発足のころの平成二十二年の三百七十七人、直近の平成二十四年度あたりでは、三百七十七人が八百七人と二倍以上にあふえ、併任の方は四百四十五人から一千五百二十四人と三倍以上にあふえている。現員で実際にそこに勤めておられる、常駐されている方を合わせても、一千六百人ぐらいという規模になってきているわけであります。さらに今回の国家安全保障局、内閣人事局ということになります。

これで、仕上がりはどの程度の姿になるのかという点についてお伺いをいたします。

○由木政府参考人 お答え申し上げます。

今国会で提出をされております国家安全保障局の設置法案及び国家公務員法等の改正法案が成立いたしました。国家安全保障局と内閣人事局という二つの局が設置されることになる。その機能等を十分に発揮するために、所要の体制の整備が新たな必要になるわけでございます。

具体的な定員規模につきましては、国家安全保障局につきましては、既に官房長官が特別委員会

の方で御答弁を申し上げておりますが、六十人規模を想定しております。内閣人事局につきましては、現在、鋭意調整中でございます。いずれにいたしましても、担うべき機能に必要な体制を確保する必要があるというふうに考えております。したがって、内閣官房全体では相当規模の体制が増強される見込みであるというふうに考えております。

内閣の補佐機能の強化の観点から、必要となります組織の充実を進めていく一方で、各省との役割分担や業務の不断の見直しも行ってまいりたいと考えております。

○橋委員 今の御答弁の中で、やはり業務の不断の見直しということが多分大事になるんだと思います。やはり、人が一人いて、二人いて、三人いて、ふえればふえるほど人間関係が複雑になり、相互の調整が必要になります。人がふえればふえるほど、その間の関係、そこでやりとりしなきゃいけない、情報調整しなきゃいけないことがふえてくるわけであります。

今のお話を想像すると、大体、内閣官房というのは一千人規模くらいになって、併任職員も合わせると二千二人規模くらいになってくる。もちろん、大事なことは大事で、それはやらなきゃいけない。だけれども、では、何はもうそろそろいいから、この辺は各省庁で頑張っつね、そういうことも必要なんじゃないかなと思うわけであります。

稲田大臣は、一面、行政改革担当大臣でございます。せんだって来、特別会計の改革、あるいは独法の改革も取り組んでおられて、整理合理化、行政事業レビューも含めて、いろいろなことを今お進めになっておられる。そういう立場の稲田大臣ということで、あえてお伺いいたします。

この内閣官房、稲田大臣として、どのように取り扱っていきたいか、あるいはどのようなお考えであるか、これをお伺いしておきたいと思っております。

○稲田国務大臣 委員御指摘のとおり、組織本来の趣旨に立ち戻って、行革というのは不断に続け

ていかなければ、効果的、効率的な組織として行政はできないというふうに思っております。

その上で、平成十三年の中央省庁再編、内閣官房は、内閣の機能強化、総理のリーダーシップの強化という意味で、重要政策に関する企画立案、総合調整を行う戦略の場として位置づけられたところでございます。

今回、この法案で実現しようとしております内閣人事局というのは、まさしく、国家公務員の人事管理に関する、今まで行われていなかった、政府一丸となった人材の戦略の場をつくるということですので、その平成十三年の内閣の機能強化、総理大臣のリーダーシップの強化という意味からは、省庁再編の理念に沿ったものであるというふうに考えております。

他方、委員も御指摘のように、さまざまな事務が追加されてきた結果、組織が肥大化して、意図された本来の機能を発揮できなくなっているものもあるのではないかとというふうに思います。

内閣官房が担うべき機能にふさわしい事務以外は移管などをして見直しを行っていたところですが、今後も、内閣官房が本来担うべき機能を十分に発揮できる体制にするために、不断の行政改革というのは必要であると思っております。

○橋委員 よく理解いたしました。

質問を一つ飛ばさせていただいて、今回、法案の一つの特色は、やはり、今日的な状況において、今置かれている情勢の中で、人事院さんと内閣人事局さんとの機能分担というものをしっかりと調整されて練り上げられた法案、このように理解しております。

そこで、その機能分担の考え方を、人事院総裁そして稲田大臣の順で、順番に、まとまった内容についての考え方を伺いたいと思います。

○原政府特別補佐人 今回の国家公務員法等改正法案では、人事行政の公正の確保、労働基本権制約の代償機能の確保という、公務員制度の根本にかかわる機能に支障が生じないような範囲で、内閣人事局と人事院との機能分担がなされるもの、

そのように人事院として理解をしております。

具体的に申し上げますと、人事行政の公正の確保という点につきましては、そのために必要な基準は今後も人事院が定めることとされており、また、採用試験や研修につきましても、公正を確保するために必要な機能は人事院が担うこととされていることから、人事行政の公正の確保に支障は生じないものというふうに理解をしております。

また、級別定数につきましては、組織管理の側面がある一方で、勤務条件の側面を有するものであることから、その設定、改定に当たっては、労働基本権制約のもとでは代償機能を適切に発揮される必要があるというふうに考えてございます。

級別定数の設定、改定は内閣人事局が所掌することになりますが、今回の法案におきまして、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見を聴取し、これを十分に尊重することとされているところでございます。これによりまして、労働基本権の制約の代償機能が確保されることになるというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、人事院といたしまして、今後とも、政令の策定や運用に当たりまして、人事行政の公正の確保や労働基本権制約の代償機能の確保がなされるように十分留意してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○稲田国務大臣 今回の内閣人事局設置の大きな目的の一つとして、今まで、例えば新たなポストをつくるのに、総務省に行つて機構・定員、そして人事院に行つて級別定数を決めていただいて、そして財務省で予算というふうに三つの組織を回らなければならなかったことを一つに集約して、機動的、効率的に行うことがあります。

そういう意味で、内閣人事局は国家公務員の人事管理に関する戦略的、中核的機能を担う組織として、総合的な人材戦略のもとで人材を確保、育成、活用を推進するとともに、内閣の重要政策課題や行政需要の変化に応じた効果的、効率的な業務体制を実現するための機能を担うことになりま

す。

一方、人事院は、人事行政の公正を確保する機能、労働基本権の代償機能を担う中立第三者機関として、このために必要な給与等の制度に関する機能、各種の勧告、意見の申し出、公平審査等に関する機能を担うということにいたしております。

それぞれの役割の分担、そしてそれぞれの役割をお互いに認識しながらお互いに意見や要請の仕組みを整備することによって、相互の連携協力を図っていくことになろうかと思っております。

○橋委員 大臣には、この調整方、本当に御苦労さまでございました。今、それぞれのお考えをよく承りました。

最後のパートに入らせていただきます。

再就職等、こういうものが整理されてまいりまして、年金の支給開始年齢も引き上げというようなことで、いろいろまた、公務員をめぐる勤務環境は変化を遂げてきております。

まず、来年からは勤務延長ということがあるわけですが、来年度も、定員枠の事情もありまして、再任用制度の活用により公務員職場においては対応することになったわけでありまして、対象者の人数あるいは応募者がどの程度になるのか、来年の春からのことではありますが、現状、把握されているところを笹島総務省人事・恩給局長にお伺いいたします。

○笹島政府参考人 お答え申し上げます。

再任用制度の活用でございますが、本年三月の閣議決定におきまして、希望する職員を再任用することで雇用と年金を確実に接続するとされたところでございまして、これを踏まえて、各省において、この方針に沿って、平成二十五年度末に定年退職する者の再任用について希望者の把握や業務内容の検討等が行われていると承知しております。

したがいまして、現時点で申し上げられることでは、各府省の本年度の定年退職者数や来年度の再任用希望者数は確定ができないところでござい

ますが、今後、各府省における取り組みや準備の進捗に応じて、その状況について把握してまいりたい、かように考えております。

○橋委員 時間が来ましたので、終わります。

今の最後の質問も内閣人事局でこれから担当いただけるのでありますので、ぜひそういった形で全体の人事行政をしっかりとグリップしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○柴山委員長 次に、吉川起君。

○吉川(起)委員 自民党の吉川でございます。

金曜日の午後ということでございまして、議員各位の皆様方はあすからの地元回りを控えた中でございますが、元氣よく質問に入らせていただきたいと思います。

まずもちまして、本委員会において、野党から稲田大臣に対する、何か激励なのか、質問なのか、いやあんなのかかわらないところがあったわけでございますが、我々からすれば、稲田大臣は今回の法案に関しまして本当に各省調整に奮闘をされてきたことを、私は迷惑にならない程度の距離でよく見させていただきまして、まず、そこに心からの敬意を表しながら質問に入らせていただければと思います。

かくかく、細かい質問に関しましては、前段、二名の委員からございまして、今回、少し観点を改めて質問をさせていただいたらと思います。

今回の法案の主たる部分とも言える内閣人事局、これは、人事にかかわることを人事院から移管、さらには新設をしていくということでございまして、そして、つまるところ、幹部人事の一元化等で政府が目指す政策をしっかりと実行していく、これがこの趣旨になるとは思うんです。

しかしながら、ここで大切になるのが、行政機関の執行の担保となる法律、どのような立法をしていくか、また立法機能をいかに強化していくかということが肝要になってくるのかなと思うわけでございまして、その観点から質問をさせていただければと思います。

まず、この内閣人事局というところをつくって、内閣総理大臣を中心とした衆参両院から成る大臣、これが人事に介入をしていくということ。もちろん、対案と政府案では介入の度合いというものは大分違うわけでございますが、これは介入を余りし過ぎると、本来の三権分立、立法と行政は分かれていくわけでございまして、行政機関の人事に過度に介入するというのが、ともすると三権分立の原則を侵すともいうような意見も漏れ伝わってきたわけでございます。

しかしながら、一転いたしまして、我が国は、先ほど触れましたように、立法においては、これは閣法ということが現在メーンになっているわけでございます。内閣の提出法案ということでございます。閣法というのは我々議員が行うべきことにおいて、これは内閣と、そして公務員、役所の皆さん方が協力して法律を提出するというような体制がとられておるわけでございます。

そこからすると、そもそも、本来立法機関である国会議員の役割を役人の皆さん方が、これは大いに力を発揮して現在行っているわけでございます。その観点からすれば、もともと、これ自体も三権分立を侵しているんじゃないか、こうともとれるわけでございます。

しかしながら、先ほど来申しますように、我が国は議院内閣制でありまして、つまり、総理大臣、さらには各大臣は、政府内の人間であるということと、一面としては議員であるという性質を持っている。その点と、あともう一点は、最終的な採決、これは議員が持っているということで三権分立は侵していない、このように位置づけられているわけでございます。

ですから、つまり、立法にかかわる公務員の皆様方の人事にある程度内閣が強い権限を持つていても、私は、三権分立は侵すことはないのかなと思う次第でございます。

そこから質問になるわけなんです、今回の内閣人事局にさまざまな人事の権限が移管、新設さ

れること、これはまさに、法律の提案者である内閣と、そしてその所掌事務を預かる幹部職員の皆様方、この連携、さらには意思疎通、これがしっかりと図られるという点から、我が国の立法機能、とかく閣法の強化、内容の充実、さらには民意を反映するという点に關しまして、これがさらに強化されていくんじゃないかと私は思うんですが、その点の御所見をお伺いできればと思います。

〔委員長退席、閣委員長代理着席〕

○後藤田副大臣 ありがとうございます。

委員御指摘のように、今回、内閣人事局が設置されるに当たりまして、まず、立法府と行政府の関係がいかん、そういうことでございますが、今回の法律は、立法府のあり方に直接影響を与えるものではないと思います。

また、私も元立法府ですが、今は政府という立場でございますので、議員の皆さんの立法活動に対するコメントは差し控えたと思いますけれども、一方で、では政府においてどうなっていくのかということでございますが、これは間違いなく、人事行政がまさに新たな局面を迎えるわけでございます。しかも、これはまさに官邸主導、政治主導の中で、しかもそれは国民の皆様にも説明責任を伴うという基本法の理念にものっとってやっております。

現実的にどうなるかということでございますが、これはやはり、縦割りという問題が排除されていく、めり張りが出ていく、そして、さまざまな変化する行政需要に対して人材の配置も司令塔の中で変えていく。幹部人事につきましても、先般来議論がありますとおり、しっかりと適格性も見ながらやっていく、そして、これから幹部になるという人々も養成していく。そして、採用につきましても、しっかりと、根本的な理念の中でいい人材を入れていく。

こういうことであります、質及びスピード面におきましても、やはり政府の政策立案機能というのは確実に向上していくもの、このように考え

ておりますし、また、先生方のいろいろな御意見、立法府の御意見も、反映させていくスピードも質も高まっていって思っております。

〔閣委員長代理退席、委員長着席〕

○吉川(起)委員 ありがとうございます。

立法府の意見を反映するというところでございしますが、先ほど来申し上げておりますとおり、議員立法という手法もあるわけでございます。昨今では、閣法と議員立法の数、これは非常に均衡しておるものの、本来、我が国は閣法が圧倒的に多かったです、そのように認識をしておるわけでございします。しかしながら、議院内閣制における閣法、これは非常に重要なものでありますし、また効率がよいものであると私は思っております。

その点において、ぜひ、今回の法律を通して、閣法における立法の強化、こういったことにもしっかりとつなげていっていただければと思うわけでございます。

また、若干余談的なんです、議員立法をもうちょっとふやした方がいいんじゃないか、そういった学説も一部あるわけではあるんですが、これはなかなか、我が国の社会通念、こういったことを考えると現状は難しいわけでございます。もともと政治システムが根本的に違うアメリカなんかでは圧倒的に議員立法の数が多いんですけども、これもまた議員一人当たりの政策スタッフの数なんかも大分違うわけでございまして、我々は公設秘書が三人ということでございます。しかしながら、これは公設秘書の皆さんも非常に不安定でございます、ともすると私も三年後にはここにいないかもしれない、そういった中で、政策に優秀な方を雇うというのも難しいわけでございます。

そういった意味で、行政の執行のもととなります法律というものの、ぜひぜひ、閣法の充実、さらには民意を十分に反映するというところに今回の法律をつなげていただきたいと思う次第でございます。そして、質問をかえさせていただきます。

今回の法案では、先ほど来話が出ております、人事局が級別定数に關しまして人事院の意見を十分に尊重するところのわけなんです、これは、従来の人事院の決定からどのように具体的に変わっていくのか。もしくは、例えば、内閣人事局と人事院、この級別定数に關して折り合いがつかなかった場合、こういうことが起きないように、両者の折衝の場というのは十分持たれるんでしょうか。

○稲田国務大臣 今回、内閣人事局に人事院から級別定数の権能を移管いたします。これは、級別定数というのはポストの格付なわけですから、それも内閣人事局に移管することによって、複雑化している状況の中で、内閣のそのときそのとき的重要政策課題、行政需要の変化に応じた効率的、効果的な業務体制を迅速かつ弾力的に実現ができるようになるというふうに考えております。

ただ、法案化の過程において、政権交代等の経験も踏まえ、各方面から級別定数について、職員勤務条件の確保の重要性に關する指摘も多くあつたところでございます。これらに対する配慮を法律上明確化するため、二十一年法案では人事院の意見を聞くとなつてた部分を、十分に意見を聞いて、それを十分に尊重して行うという条文にしたわけでございます。

具体的な手続については現在検討を行っているところでございますけれども、この規定を踏まえて、各府省の事務負担にも配慮しつつ、適切な対応が可能となるよう検討してまいりたい。

ただ、級別定数を今回内閣人事局に移管をしたということによって、機動的な業務体制を迅速に弾力的に実現できるようにするというふうに考えております。

○吉川(起)委員 この級別定数に關してなんですが、適切な給与を支給するためというような級別定数の性質もあるかと思うんですが、ここに当たって質問をさせていただきたいんですが、労使交渉、ここにおいて、労の立場から級別定数に關して何か、人事院もしくは新設されます内閣人事

局との間で、この労の立場からの折衝といいますが、交渉という場はあるんでしょうか、ないんでしょうか、それをちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

○川淵政府参考人 級別定数についてですけども、人事院の意見を聞く、人事院の意見については十分に尊重するということになっております。法案の条文を紹介させていただきますと、「内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。」とされておりますので、人事院が意見を出してこれらに当たっては、さまざまなところの状況、御意見なども踏まえて出してこれられると思います。

また、内閣人事局におきましては、職員の勤務条件につきまして権限ある当局という立場に立ちますので、その側面から、必要に応じ職員団体の意見は聞く、あるいは意見交換をしていくということになるかと存じます。

○吉川(起)委員 それでは、従来どおりといいますが、人事院が職員団体等労使で言うところの労の立場と交渉をする、級別定数に関してそういう場も持たれるというようなことでよろしいんでしょうか。

○川淵政府参考人 人事院のことですので、人事院の方で適切に対応されると思いますけれども、従前は、級別定数のみならず、給与あるいはその他の勤務条件について、さまざまな形で職員団体とコミュニケーションを図ってきかれていたというふうな承知しております。

なお、政府側におきましては、職員団体とは総務省の方で、人事行政の観点について、これまでさまざまな意見交換を行ってきかれておまして、総務省が持つております人事行政に関する機能は内

閣人事局に移管されるわけですから、その意味において、内閣人事局におきましても、職員団体とは意見交換を図っていくということになると存じます。

○吉川(起)委員 わかりました。ありがとうございます。

しかしながら、公務員の職務の特殊性、さらには公共性に鑑みてということでございますから、団体交渉権の有無ということも議論にはなっていると思うんですが、余りこれに影響されず、人事院と団体、さらには俗に言う労の立場でさまざまな交渉があったとしても、せっかく内閣人事局にこの級別定数というものが移るわけでございすから、余りどうかどうかそこに影響されず、強い権限を持つてこの級別定数というものを内閣人事局がぜひ定めていっていただきたいと思う次第でございます。

そして、質問をかえさせていただきます。今回の法案においては、公務員の給与に関する規定、これはとかく盛り込まれていないわけでございしますが、給与は従来どおり、人事院が毎年度ごと、民間実態調査に基づき給与を決定するというところでよろしいのかと思います。

つまり、現在の公務員の給与、民間の実態調査というところでございすから、民間並みということでは私は認識しております。しかしながら、他方では、国家公務員、地方公務員を含め、給与が高過ぎるんじゃないか、削減をすべきだとの主張がまたで起こっているわけでございす。

そこで、ちょっと私の身近な話を一つさせていただきますが、私の近い親戚に建築をやっておる親戚がおりまして、俗に言う大工さんでございす。何がし建築という看板は掲げているものの、家族で切り盛りするような、非常に小さい、大工の棟梁というんですか、そういったおじさんがいるんですね。

そのおじさんが、ことしのお正月、私と一杯ちびちびやりながら、当選してすぐの私に言うんですね。おじさんの言葉をかかりますと、俺は、公務

員の給料というのはどうも納得がいかないんだ、どんな御時世でもそこそこの給料をもらいやがる、一日一合の酒をすすりながらテレビを見ていると、斜に構えたニュースキャスターが、あいつらの給料はもうちょっと下げるべきだと首をかしげながら言っている、これを見てみると、俺もなるほど、ふむふむと、こつちまで首をかしげてそれを見ているわけだ、公務員の給料というのはもうちょっと安くするべきだ、いっそ半分でもいい、いや、半分とは言わないから、二割三割、それぐらいは下げてくん、おまえも国会議員になつたんだからそれぐらいやるべきだ、おじさんが私にこう言うわけでございす。

ですから、私は、そのおじさんに言つたんですね。そのとき、テレビの影響力というものはすごいんだなと思いつつも、ああ、そうですか、ところで、おじさん、私の同級生に公務員というのがあるんです、いや、公務員といっても地方公務員なんですけれどもね、その彼が今度部長に昇進するということ、これは非常におめでたいことです、この昇進を機に借家を引き払って、いっそのこと戸建ての一軒家を建てたいという、だから、おじさん、どうか彼の仕事を受けてくれませんか、こう言つたら、おじさんは私にこう言つたわけでございます。

景気のいい話だね、よし任せろ、公務員じゃ、さぞ懐も暖かいんだろう、一等いい家を建ててやるから、しつかりそう言つておけ、しかしながら、少々値段は上がるけれどもいいかい、これによつて俺の晩酌も一合から二合にふえるもんだ、こう言いましたもので、私は言いました。いやいや、おじさん、公務員といつても今じゃ民間並みでございすから、そんなぜいたくはできないんですよ、どうか私の顔を立てて、安く仕上げてやってください。そうしたら、おじさんが言つたんです。それは困る、公務員の給料はもう少し上げた方がいいんじゃないか、そう言つて、おじさんは首をかしげたわけでございす。

事ほどさようでございまして、公務員であれど、

一面ではやはり消費者なんです。これは、ある意味の公共投資とも言えますし、公務員の皆さんが消費をするということ、これは乗数効果もあると思います。また、緊縮財政のもとではデフレを招く、こういった説もあるわけでありす。しかしながら、余りにかけ離れた高い給与、これは問題にしても、前段触れましたように、民間実態に即しているわけでありす。

そこなんです、今回の法案にはないものの、今の公務員給与に関し、今後さらなる改定、改革が必要か、行革という広い意味でお答えをいただければと思います。

○後藤田副大臣 お答えいたします。

委員の御指摘、まさに、公務員の一般的なパッシングに対して、本当に冷静な御意見、御見解だったと思います。

今現在はいいますと、委員も御承知のとおり、第三者機関であります人事院が、民間賃金との適正な均衡を確保する、これを基本としてやっておりますので、今回の法案による改正後もそれは変更されることはございませんで、引き続き、我々政府といたしましては、人事院勧告制度を尊重していくというのが基本でございます。

今現在、政府としましては、十一月十五日に閣議決定いたしました「公務員の給与改定に関する取扱いについて」、国家公務員の給与につきましてというところで、主に三点、一点目は、地場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直し、二点目は、五十歳代後半層の官民の給与差を念頭に置いた高齢者職員の給与構造の見直し、三点目は、職員の能力、実績のよりの確な処遇への反映、こういったものの、給与体系全体の抜本改革に取り組んでいくこと。平成二十六年中から実施に移すために、早急に具体的な措置を取りまとめるように、人事院に対し政府が要請したところでございまして、まずは、人事院における検討を見守ってまいりたい、このように思っております。

○吉川(起)委員 ありがとうございます。それを聞いて安心いたしました。とにかく、こ

れは下げればいいというものじゃございませんから、どうかどうか、民間の実績に基づいてしっかりと、公務員の皆様方の生活もございいますので、担保をしていただきたいと思ひます。

以上、何点が質問をさせていただきましたが、本当に最後に、我々自民党、この法案に関して全面的にしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

私、考えますに、官僚機構というのは、戦前は、ある種、今と違ひまして、陛下を中心とした、陛下を国家元首として一億総国民が同じ方向に向かつていたのが戦前であつたと思ひます。その同じ方向の国民に対して、国民の幸せを追求し得るというのが官の本懐であつたと思ひますが、しかしながら、時は流れまして、現在では、国民において、多様な価値観による多様な幸せというのが求められる時代になつたわけでございいます。

その方向性が多様化していく中で、官というものの、どこに照準を合わせて国民の幸せというものを追求したらいいのか、これを時として見失うのではないかと私は考えます。

そこにおいて、やはり、国民の皆様方の意見の集約、具現化、これは国民の皆様方の選挙における投票行動でしかないと思うわけであります。まさにそれによつて登場した内閣が公務員の人事に關してもある程度の権限を持つていくということ、これは官僚の本懐の方向性を示すことだと思ひますので、どうか、今回の法案が国民の皆様方の声で代弁して、時代の変化や価値観にしっかりと対応できる官僚機構というものの構築に結びつくことを心から願ひまして、少し早いんですが、質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、高木美智代さん。

○高木(美)委員 公明党の高木美智代でございます。

平成二十一年に公務員制度改革基本法が成立をしまして、その工程を実現するために、二十一年、甘利法案が提出をされましたが、廃案となりまし

た。それ以来、五年間、総理がかわるたびに、野田総理を別といたしましても、改革法案が提出をされ、廃案となり続けてまいりました。今やつと、圧倒的な国民の信任を得た安倍内閣におきまして法案がまとまり、提出されたところでございいます。今回、総理も福田大臣も、二十一年法案をベースに検討してこられました。ただ、二十一年法案と、また今の踏まえるべき状況と、決定的な前提の違いがあると思つております。

当時は、二十一年法案のときは、労働基本権を付与することを前提に取りまとめられておりました。しかし、現在は、その後の、国民にその費用と便益、諸経費等も含めまして提示することでもきない、また、なおかつ、地方自治体などの慎重な姿勢もありまして、いまだ付与されていないという状況でございいます。

したがって、今回の法案は、労働基本権の制約が維持される中で、代償措置を確保しながらの取りまとめが必要だったと認識しております。こうした全く異なる前提を踏まえた上で基本法に沿つたものとするには、本法案が精いっぱい対応だったのではないかと私は考えております。

以前、ある新聞に、公務員制度改革は大きくは進まない、しかし、一歩ずつが大事なのだということが書かれておりまして、私は深く感銘をいたしました。

私も、公明党の公務員制度改革委員長として、この四年間取り組ませていただけてまいりました。そういう思いも込めまして、きょうは、大臣また総裁等に質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、与党ワーキングチームの副座長としても本法案を何とかということ、合意をさせていただいております。この法案につきましても、そうした流れも踏まえ、何とか今国会で成立をさせます。その一歩を記したいと念願をしております。まず大臣に、今、どのような感想をお持ちか、お伺いをさせていただきます。

○福田内閣大臣 今、高木委員が総括をしていた

いただきましたように、この国家公務員制度改革、第一次安倍内閣において始まり、二十一年に改革基本法というプログラム法が成立をして、その後、自民党で一回、民主党で二回、法案が提出され、それぞれ廃案になりました。そして、当時とまた今の間で、さまざまな状況も変化をしているところでございいます。

そんな中において、やはり今の日本の置かれてある状況を考えますと、政府一丸となつた人材の戦略を練り、そして実施をする場を策定するという内閣人事局の設置を中心とした今回の公務員制度改革について、高木委員におかれましては、公明党の中で本場にリーダーシップを発揮していただいて、さまざまな場面で御提言もいただきまして、よりよい改革の法案となつて今国会で提出することができたことに深く感謝をし、ぜひこの国会で成立をさせたいというふうに思つております。

○高木(美)委員 去る十月十八日、与党ワーキングチームで骨子案を了承した後に、総理に申し入れをいたしました。その内容の各項目につきまして、大臣のお考えを簡潔に述べていただければと思つております。

まず一つは、国民全体の利益の実現、国際社会に貢献する観点から、全体の奉仕者である公務員のあるべき像、当然、幹部公務員の像も入り、政と官の関係について引き続き議論を進めていくことと書かせていただきました。

当然、欧米諸国のキャッチアップをしなければならぬ、そこで一直線に走つてきた高度成長時代、そこから今、低成長の時代に入り、少子高齢社会、また国民の価値観の多様化等々にどのような対応していくかということが必要かと思ひます。

またあわせて、政と官の関係につきましましては、私は、公務員は、政治的中立性を保ち、厳しい自己規律を維持しながら、高い専門性を培つて有効な政策を打ち出し、実績を残せるのかどうか、これが大事ではないかと思ひます。

ともすれば、政治主導と政治家の介入、このところがごつちやにされがちな議論もありますけれども、例えば身近な質問取りの時間とか、そういうことも含めまして総合的に、私はもう一回、政の側からも、政と官のあり方ということに本当に今真摯に考えなければいけないのではないかと思つております。

大臣、いかがでしょうか。

○福田内閣大臣 憲法にも、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」というふうに書かれております。国民全体の奉仕者である公務員のあるべき姿ということについては、高木委員からもさまざまな場面において提言をいただいたところでございいます。

また、今御質問にもありましたように、総理に對しても御提言を、公務員制度改革に対する申し入れを十月の十八日にされていらっしゃるでござい

ます。政は、行政が公正かつ中立的に行われるよう、国民を代表する立法権者として監視責任を果たし、また、内閣大臣、副大臣、大臣政務官等として行政を担うとともに、官を的確に導くものであるというふうに考えております。

また一方で、官は、国民全体の奉仕者として、中立性、専門性を踏まえて、法令に基づき、主に政策の実施、個別の行政執行に当たるといふ役割を担つております。

政と官、このように、それぞれの役割分担に基づいて、一体として国家国民のために職務に邁進するものでございいます。

御指摘の点は、公正中立な公務員制度改革を確立するという上で非常に重要なポイントであり、不断の見直しが必要であると考えております。

○高木(美)委員 大臣、またこれは人事院総裁にもお願いしたいことですが、やはりこの二つの点、大変重要な点でありまして、まだここが完結していないというふうに私は思つております。したがって、これからも引き続き議論をしていただきまして、また、積極的に公務員の方たちに対しま

しても、勉強会であるとか、そうした触発する機会、それぞれが考えていただいて、これからの新しい時代にどのような国を支えていくのか、全体の奉仕者としての責任を果たしていくのか、その幅広い議論をぜひともお願いしたいと思っております。

二つ目に、幹部公務員につきまして、この法案にさまざまな盛り込まれておりますが、一つは、大臣の任命権の尊重ということも、また後ほど質問いたしますが、大事であると思っております。また、能力と実績に基づいた公正な人事が行われることという、これが二点目の申し入れの内容でございます。

この点につきましては、大臣、いかがでしょうか。

○稲田国務大臣 今回の公務員制度改革において導入を予定しております適格性審査、任免協議、幹部人事の一元化へのプロセス、いずれも、今御指摘のとおり、各大臣の任命権を前提とする仕組みであり、各大臣の任命権は変わることにはございません。

また、幹部候補者を選ぶ適格性審査においては、任命権者が行った人事評価結果等の客観的な資料により、審査対象者が幹部職の標準職務遂行能力を有しているかどうかを確認することとしているほか、審査方法を政令で定めるに当たって人事院の意見を聞くなど、大臣の任命権の尊重、そして公正中立性確保にも留意をしております。

また、任免協議においては、任命権者たる各大臣が作成した人事案について、各大臣と内閣総理大臣及び官房長官との協議が行われることとなっておりますが、複数の視点によるチェックが行われ、当該協議に基づいて任免が行われるものであり、公正性が担保される仕組みとしていっております。

このことから、幹部人事の一元管理プロセス導入後も、各府省大臣の任命権を前提として、能力、実績に基づいた公正な人事がなされるものと考えております。

○高木(美)委員 それでは、三点目の、自律的労使関係制度のあり方については、国民的議論を踏まえ、引き続き慎重に対処することという、この内容はいかがでしょうか。

○稲田国務大臣 改革基本法の十二条に定める自律的労使関係制度については、民主党政権下の平成二十三年六月に国会に提出された国家公務員制度改革関連四法案が廃案となった経緯やその後の状況、環境の変化を踏まえれば、多岐にわたる課題があるというふうに認識をいたしております。このため、十月に行われた与党からの申し入れも踏まえ、引き続き慎重に検討する必要があると考えております。

○高木(美)委員 これは付記事項として書かせていただきましたが、今回、内閣人事局もかなり大きな局になるということでございまして、したがって、当然、こうしたことも全部踏まえ、また、今、内閣官房、内閣府、これはもうずっと民主党政権からも大きな課題でございましたが、内閣官房、内閣府、総務省のあり方につきまして、内閣の事務を能率的に遂行するため、省庁再編の考え方を踏まえつつ、内部組織や業務の見直しを含め、政府・与党において別途検討を行うこととするという、このようにも書かせていただきました。

大臣は行革担当大臣でもあられますので、その点も踏まえて御所感を伺います。

○稲田国務大臣 今御指摘の内閣官房、内閣府、総務省のあり方に関する申し入れは、与党において内閣人事局の設置について検討する過程で、内閣官房、内閣府が平成十三年の省庁再編当時比べて所管する業務が膨大となっている現状に鑑み、効率的な業務執行のため、省庁再編時の理念等に照らして、改めて検討する必要があるものとして問題を提起されたものと理解をいたしております。

政府といたしましては、昨年十一月、内閣官房、内閣府は、その担うべき機能にふさわしい事務を重点的に行うこととし、それ以外の事務については、最も関連の深い省庁等に移管するなどを旨と

する閣議決定を行っているところでございます。これらの機関は政府の中核的組織であり、そのあり方については丁寧な議論が必要であると認識をいたしております。

今回の法案審議における議論も踏まえ、政府・与党で十分相談しつつ検討することが重要と考えておりまして、行革担当大臣といたしまして、制度の本来の趣旨に立ち戻って、不断の改革が必要であると考えております。

○高木(美)委員 それでは、法案につきまして、多くの質問が残っておりますので、済みません、ちよつとスピードアップをさせていただきながら質問をさせていただきます。

まず、人事院総裁に伺いたいと思います。級別定数につきましては、先ほど来議論がございましたが、労働基本権制約の代償機能の確保という観点から確認をさせていただきます。

給与法改正案の第八条では、内閣総理大臣は、級別定数の設定、改定を行うに当たっては、人事院の意見を十分に尊重することとされております。それは職員の適正な勤務条件の確保の観点から提出されるものでありまして、意見を受けた政府は、それに基づいて実施するという必要がります。仮に、総理大臣が人事院の意見と異なる内容の設定、改定を行えば、労働基本権制約の代償機能が確保されていないということになります。憲法上の問題が生ずることになるのではないかと考えます。

そこで、級別定数につきましては、法律上の規定だけではなく、具体的な運用におきましても人事院の代償機能が発揮される仕組みとなっているという必要がります。

人事院は、運用上どのような仕組みであれば引き続き代償機能が確保されるかと考えているのか、答弁を求めます。

○原政府特別補佐人 級別定数の設定、改定につきましては、今回の法案によりまして内閣人事局に移管されることになりますが、労働基本権制約のもとでは、代償機能がこれまでと同様に確保され

ることが必要でございます。

今回の仕組みにおきまして、級別定数の設定、改定は内閣人事局が所管することになります。その際、職員の適正な勤務条件の確保の観点から人事院の意見を聴取し、これを十分に尊重することと法律でされているところでございます。

その運用におきまして、各省要求に始まる予算編成過程におきまして、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定、改定案を意見として内閣人事局に提出し、内閣人事局は、それに基づいて級別定数の設定、改定を行っていただくことが基本になるものと考えてございます。これによりまして労働基本権制約の代償機能が確保されるものと考えているところでございます。

○高木(美)委員 それでは、大臣、今、総裁から運用におきましても御答弁がありました。大臣の御認識を伺いたいと思います。

○稲田国務大臣 今回の法案において、級別定数は人事院から内閣人事局に機能移管されることになりました。今回の法案の検討に際しては、政権交代等の経験も踏まえて、各方面から職員の勤務条件の確保の重要性に関する指摘が多くなされたことから、これらに対する配慮を明確化するため、法案では、内閣人事局が級別定数の設定、改定を行うに当たっては、あらかじめ人事院の意見を聞いて、これを十分に尊重して行うということにしたところでございます。

具体的な運用、事務手続については、現在、検討を行っているところでございますが、このような人事院の意見を十分尊重するという規定を踏まえ、るとともに、各府省の事務負担にも配慮しつつ、適切な対応が可能となるよう検討してまいりたいと思っております。

○高木(美)委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回新たに設けられることとなります幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程に関しまして、何点か確認をしたいと思っております。これは、公務員が獵官運動に走ったり、顔色を

うかがったりすることのないように、能力、実績に基づく任用等が行われるように、中立性、公平性を確保したいと考えております。

まず、第六十一条の二におきまして、適格性審査と幹部候補者名簿の作成に関する政令は、人事院の意見を聞いて定めることとされております。人事行政の公正の確保の観点から、適格性審査と幹部候補者名簿の作成に関する政令につきましては、人事院から表明された意見を尊重する必要があるのではないかと考えますが、大臣の御認識を伺います。

○稲田国務大臣 適格性審査また名簿の作成については、内閣総理大臣において能力・実績主義のもとで公正に行うことが重要であることから、適格性審査に関する政令を定めるに当たって、人事院の意見を聞くことと定めたものでございます。

当該規定における人事院からの意見に法的な拘束力はないと思いますが、政令の制定に当たっては、その意見をしっかりと踏まえていきたいと考えております。

○高木(美)委員 同じく第六十一条の二においての大臣の関与について伺います。

適格性審査及び幹部候補者名簿の作成に当たりましては、官房長官が、幹部職員及び各大臣からの推薦者も含めて幹部候補者名簿を作成することとしております。各大臣が原案を作成する、それをもとに総理及び官房長官が各省大臣と意見交換してつくり上げるというこのプロセスが私は重要だと考えておりまして、各大臣が積極的に役割を果たす必要があると考えます。

既に先ほど大臣から御答弁いただきましたとおり、任免等につきましては、協議に基づいて行うということが法文に明記されております。この適格性審査及び幹部候補者名簿の推薦につきましてはどのようにお考えか、伺いたいと思います。これは、人事全般について、やはり人事は、私も長い間いろいろ携わってまいりましたけれども、はつきり申し上げて、上から見たのではわからない。ですから、内閣人事局にデータだけ集め

てというのでは、どうしてもこれはわからない。

むしろ、これは下の人が見てどうなのか、部下がどういふふうに評価しているのか。こういう人が偉くなったらいいな、いい立場についてもらいたいな、そういう人望のある人というのは、むしろ現場が一番よくわかっていくわけで、結局、人事というのは、一緒に仕事をしてみなければ、その人の本当の能力、またその人の力量というのはわからないというふうに日ごろ私は思っております。

そういう意味では、人事全般について大臣が責任を持って原案をつくって、総理、官房長官と協議して決めていくというシステムをつくること、が、順当な、誰が見てもそのとおりだなという人事にとっては必要ではないかと思えます。

また、あわせて、今度は、大臣が任命されてこの省庁に赴任をする、そのときに、どうせ大臣は一年しかいないんだからというふうになたててしまったら、本来はそこで働かなければならない、まさにそれこそ政治主導でやらなければいけない、その大臣の方を公務員は向かなくなってしまう、そういうこともあるかと思えます。

その意味で、私は、この大臣の関与は重要であると思っておりますし、また、大臣も、各大臣が認識を持っていただいて、日ごろからさまざまな率直な意見を省内で聞いていく、こういう姿勢が必要ではないかと思えます。

この適格性審査及び幹部候補者名簿の作成、また人事全般につきまして、大臣の関与をどのよう

に稲田大臣はお考えでしょうか。

○稲田国務大臣 今、高木委員が御指摘になったとおりだと思います。今回の改革でも、大臣の任命権はそのまま残しております。また、適格性審査は、内閣総理大臣の委任を受けた内閣官房長官が、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有しているかどうかを審査するものですが、その対象者は、現職の幹部職員に加え、各大臣が、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると判断して推薦した者

であります。

審査に当たっては、各大臣による人事評価結果等を活用し、標準職務遂行能力を有しているかどうかを確認することとしたしております。

また、幹部候補者名簿は、適格性審査の結果、適格性が確認された者について、氏名などを記載した上で各大臣に提示されることになっております。

このように、各大臣が行う推薦、人事評価を基礎としつつ、内閣官房長官が政府全体の立場からその役割を果たすことで、適格性審査から幹部候補者名簿までの一連のプロセスが円滑に行われるものと考えております。

私は、むしろ現状よりも、説明もしなければならぬし、そういう意味において、各大臣の人事に関する権能は増すのではないかとというふうにも考えております。

○高木(美)委員 人事は一つの大きな権力であると思えます。それをいい方向に使うのかどうするかという、そこに全て、これからのまた公務員の方たちのやる気というところもかかってくると思えますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、人事は、言うまでもなく、各省ごとに数年先までの政治課題を見据えて、局長、審議官、また課長の適性のバランス、持ち味のバランスとか、組織全体を見据えて行う必要があると考えております。各大臣は、こういう観点から人事案をつくるということになると思えますが、任免協議におきまして、総理、官房長官も、このような観点を踏まえるということも基本とされるのかどうか、大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○稲田国務大臣 今回の法案においても、幹部職員の任命については、あらかじめ適格性審査を経て幹部候補者名簿に掲載されている者の中から任命権者である各大臣が作成した人事案について、大臣と総理大臣及び官房長官が協議を行うことを原則といたしております。

政策課題も念頭に置いた人事計画のもと、個々の人事案について、官職への適格性の観点から人事案を作成し、協議に臨むものと考えております。他方、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、各任命権者が作成した人事案について、その考えを確認するとともに、政策推進に最適なものになっているか、政府全体の人事方針との整合性の観点から協議に臨むことになろうかと思えます。そのような仕組みを通じて、幹部人事の人事案については、複数の視点から確認が行われることによつて、政府全体としての適材適所の人事配置が実現されるよう努めてまいりたいと思えます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。続きまして、公務外の者の任用、採用等につきまして、いわゆる民間からの採用になるかと思えます。その点につきまして伺いたいと思えます。当然、これはしっかりと進めるべき話であります。この公務外の者につきましては、その者の専門性に着目して採用が行われることとなります。そこで、こうした方たちにつきましては、適格性審査に当たって、本来は採用が見込まれる官職を特定した上で、その遂行能力の有無について、経歴評定とか論文審査とか、そういうものをきちんと言ひ、それに基づいて採用されるべきと考えます。当然、厳正にこういう能力等を確認する必要がありますが、大臣の御認識を伺います。

○稲田国務大臣 今御指摘の、専門性に着目して採用が行われる公務外の者については、まず任命権者が、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として内閣総理大臣に推薦をして、適格性審査の対象者になるものと考えております。

その場合、任命権者は、客観的な資料等に基づいて、当該人物がその官職の所管行政に関連する能力を有しているかと判断した上で推薦することになろうかと考えます。

その後、適格性審査によつて、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有しているということを確認した上で、任免協議において、任命権

者である各大臣と内閣総理大臣及び内閣官房長官が協議を行うことになろうかと思いますが、その際、当該人事案について、官職への適性の観点から協議し、大臣は協議に基づいて採用することになろうかと思ひます。

新たな幹部人事一元のプロセスによって、今御指摘の事例についても、所管行政に関連する能力の有無というのがしっかりとチェックされるというふうに考えております。

○高木美委員 そのときに、これは例えばイギリスがそうでした、また、夏に視察に行かせていただきましたドイツも、例えばドイツは、高役職の方の場合は審査機関を通る、そこで厳しいチェックを受けるという話がありました。大臣は推薦をする、それに対して、そうした審査委員会等がチェックをする、オーストラリアもどうも同様の制度があるようです。

こういうふうには、審査委員会等の合議制の機関による審査をむしろ義務づけた方がはつきりしているのかなと思ひますが、公正性が確保されるというふうに考えます。中には、その委員会等のメンバーに人事院の職員を含めてもらいたいという要請も届いております。

こうした客観性を確保することにつきまして、大臣のお考えを伺います。

○稲田国務大臣 適格性審査に当たって、人事評価結果等の客観的な資料により、審査対象者が幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有しているかどうかを確認するほか、審査方法を政令で定めるに当たって、人事院の意見を聞くなどして、公正中立性確保にも留意をいたしております。今、高木委員から、イギリスの例を挙げて、公正中立性確保の重要性について御指摘をいただいたところでございますが、いづれにしましても、適格性審査が客観的な基準に基づいて、人事評価の結果を有しない者についても公正に審査が行われるよう、政令の内容についても今後検討していきたいと思っております。

○高木美委員 そのところは今後の課題として

て、方法だけではなくて、現実には審査委員会等で、そこで一回きちんとスクリーニングがかけられるという、それも私は、お友達が採用されるとか、いろいろまた後で、採用された後でさまざまな議論があるということよりは、むしろよろしいのではないかなと思ひます。

今後、引き続き御検討をお願いしたいと思ひます。

続きまして、幹部候補者名簿につきましては、能力が低下するという場合があります。さまざまな要件があられると思ひますが、幹部候補者名簿からその場合外すとか、厳正な見直しというののもあってもいいのではないかなと思ひます。必要とも思ひます。

こうした幹部候補者名簿の見直しの具体的な方法につきまして説明を求めます。

○大谷政府参考人 お答え申し上げます。

幹部職員の任用につきましては、内閣官房長官が適格性審査を行い、幹部職に係る標準職務遂行能力を有していること、それが確認できた者のみを幹部候補者名簿に登載するというふうにしております。

そして今回の法案におきまして、基本法の求める能力・実績主義を徹底するために、現職幹部職員も含め、名簿に登載された者は、定期的に、または随時に行われる適格性審査の対象とされております。

適格性審査の結果、幹部職に係る標準職務遂行能力を有していないことなどが確認された、こういった場合には、当該審査対象者を幹部候補者名簿から削除するという見直しが行われることになるのではないかなというふうに考えております。

○高木(美)委員 定期的に、また随時見直しというところで、あわせて、私、お願いしたいんですが、例えば任用ということにつきまして、当然、内閣人事局が一元管理をしながら見ていくわけですが、けれども、例えばこのポストにこの人物がふさわしい、また、さらにもっと違う人物がいるという場合に、もっと総合的に、本当に周りにいる人物

がどう育ってきたのか、どういう努力をして、そこに、今いい流れをつくりつつあるとか、また、いい実績を残しているとか、定期的にというのは一年に一回なのかどうかというところも含めまして、本来は、任用するということにもう一回全体を、きちんとそこを、一人一人を見ていきながら、やはりこの人だというふうな、そういう人事の、任用のあり方というのを私はお願いしたいと思ひます。

その点につきましてはいかがでしょうか。

○大谷政府参考人 適格性審査等、対象となったという人についても、あるいは名簿に一回登載されたといつても、それは定期に、実績なり能力を人事評価に基づいて見直しながら行うということになりますので、そこについて、本人といろいろな連絡をとり合いながら、適正な人事推進をするというふうになろうかと考えております。

○高木(美)委員 ちよつと今、私、言葉不足だったかもしれませんが。プールのされたその一人一人を任用するときに、もう一回、プール自体を、中身自体を見直していただきたい、そういう意味で申し上げたんです。

ともすれば、この人だろうとばつとその人だけピックアップするのではなくて、本当にその人なのか、その人を支えている周りの人はその任にすぐにはできないのかどうか、そういうことも含めて、総合的に見ていただきたい、そういう趣旨です。ぜひその点を踏まえてお願いしたいと思ひます。

これを本人に通知するかどうかというところなんです。例えば、適格性審査の対象にあなただけになりましたよ、また、それが終了しましたよ、また、幹部候補者名簿に掲載されているかどうか、対象者として選定されたかどうか、そういうことについて本人に通知をするのかどうか。また、幹部候補育成課程の途中で対象から外れる場合も中にはあると思ひます。その場合にも本人に通知されるのか。その点につきまして、答弁を求めます。

○大谷政府参考人 人事の運営にわたって、非常にデリケートな側面にわたる問題でありますけれども、御指摘の、適格性審査の対象となったということ、あるいはそれが終了したということ、また、名簿に登載されましたよ、こういうことについては、実際には、これは具体的な人事を行う検討のプロセス、過程にすぎませんので、その一々を本人に通知しながらすることは想定しておらないところであります。

次に、幹部候補育成課程の対象者、これについては、若干その趣は異なつてまいります。一定の勤務期間後に、本人の希望及び人事評価に基づいて随時選定して、引き続き対象者とするかどうかについても、これは人事評価に基づいて定期的に判定するというふうになると思ひます。

その運用につきましては、今後の検討にまづところが大きいわけでありましても、選定結果を本人にどういうふうに知らせるかということについては、これは、やはり本人への自覚を促すという観点から考えますと、本人に対して開示していくという方向で検討するべきではないかなというふうに考えております。

○高木(美)委員 次に、国家公務員採用試験によつて採用されていない医師等の専門職につきましても幹部候補育成課程の対象になるのかどうか、伺います。

医師等の専門職は中途で採用されることも多く、優秀な方でも幹部候補育成課程を経験しないということもあり得ます。その場合でも幹部職員の適格性審査の対象となり得るのか、説明を求めます。

○大谷政府参考人 幹部候補育成課程の対象者でありますけれども、これにつきましては、各大臣がその職員について、一定の勤務期間の後に、本人の希望それから人事評価に基づいて随時選定することになりますので、採用試験を経て採用されたか否かにかかわらず、対象となり得るものというふうに考えております。

○高木(美)委員 あわせてまして、二十七条の二というところですが、ここで、私は、いわゆるキャリア制度の廃止ということも、この基本法の中に

含まれている大事な理念ではないかと思っております。

ここでは、一般職試験での採用者等にも、私は、本来、企画立案の業務に携わるさまざまな機会が提供されるべきと考えております。むしろ最近では、一般職も総合職も、同じ大学の同じく机を並べた人たちがそれぞれ分かれて採用されるとき、そこが大変近づいてきている、そういうことも聞いております。

したがって、一般職だから事務系のところだけずっと研修に回るというのではなくて、むしろ企画立案の業務にも携わる、そして、本当にその人の能力が適正に評価される、そういう機会が提供されるべきではないかと考えます。

この法律につきましても運用は、具体的にどのようなにされるのでしょうか。

○大谷政府参考人 平成十九年の国家公務員法改正の中で、職員の人事管理は、採用年次、採用試験の種類にとらわれてはならず、人事評価に基づいて適切に行われなければならないと同法の第二十七條の二に規定されているところであり、一般職試験で採用されたという方も含め、全ての職員の人事管理につきましても、人事評価に基づいてなされるということになっております。

今回の改正によりまして幹部候補育成課程の整備を行うこととしておりますが、全ての職員の中から対象者を一定の勤務期間後に、本人の希望それから人事評価に基づいて随時選定した上で、幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を、研修や企画立案の業務を含めた多様な勤務試験の機会を付与することによって、総合的かつ計画的に育成するというふうに考えております。

こうした取り組みによりまして、多様な能力あるいは経験を持つ人材が、採用年次とか採用試験の種類ではなくて、能力と実績の評価に基づいて登用されていくということになろうと考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

給与カーブの見直しにつきましては、もう既に先ほど質問がありましたので、はしります。後藤田副大臣、承知をいたしましたので、申しわけありません。

我が党も、一つは、年功序列型の給与カーブを見直しすべきだと。ただ、今、若い人たちがぐわつと抑えられて、後半になるとぐつと上がっていくという、これはやはり見直しをして、そうしませんと、若い人たちが同窓会に行つたときに、そんなに低い給料でそれだけ働いているのか、そういうふうな言われているという話を私もたくさん聞いております。

そういう、もつと年代が行けば上がっていくというのがモチベーションになって、頑張つて働いてくたさっているというのも現実だと思いが、もう少しそこはワーク・ライフ・バランスも含めた働き方、また今後の育成のあり方ということとは必要ではないかと思ひます。

また、あわせて、退職手当も高過ぎるということ、私、以前申し上げておりました。その見直しも適正に行われたと思っております。またさらなる改革を求めるものでございます。いずれにしても、こうした公務員制度改革の法律といひますのは、やはり政治が、政権が強いときにしかできないというのが、今ですつと流れてきたその法律を考えましても実感をするところでございます。

あくまでも、この基本法のとおりに、まずこの今の状況下で置かれているところをしつかりやる。その上で、内閣官房が本来であればアドホックなそういう任務を担い、総合調整、企画調整をしていく。そのためにどうしたらまたこれからの働きができるのか、総合的なそうした検討といひますのは、またこれを一つ踏み台にしながら次の段階に向かう、そういう流れかなと思つております。

一日も早いこの法律の成立を求めまして、質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○柴山委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

○柴山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来る二十七日水曜日午前八時五十分理

及び免職(第六十一條)を 第六款 幹部職員の任用等に係る特例(第六十一條の二)第六十一條の七款 幹部候補育成課程(第六十一條の九)第六十一條の十二

八)に、「第四節 人事評価(第七十條の二)第七十條の四)第七十條の七)に、「第七十三條」を「第七十三條の二」に改める。

第二條第三項第七號の二の次に次の一号を加える。

七の三 大臣補佐官

第三條第二項中「及び任免(標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く)」、給与、研修」を「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く)」、任免(標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項(第三十三條第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む)を除く)」、給与(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五號)第六條の二第一項の規定による指

事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時二十八分散会

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十號)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條」を「第三十三條・第三十三條の二」に、「第五款 休職、復職、退職

定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八條第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く)」、研修(第七十條の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る)の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究」に改める。

第十八條の二第二項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針」を「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項(第三十三條第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む)」、一般職の職員の給与に関する法

定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八條第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く)」、研修(第七十條の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る)の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究」に改める。

律第六條の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八條第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に改め、「同じ。」の下に、「研修」を加える。

第十八條の五第二項中「定めるものをいう」の下に、第五十四條第二項第七号において同じ」を加える。

第十八條の六に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（人事院規則の制定改廃に関する内閣総理大臣からの要請）

第二十三條の二 内閣総理大臣は、この法律の目的達成上必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定による要請をしたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第二十七條の二中「及び合格した」を、「合格した」に改め、「種類」の下に「及び第六十一條の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」を加え、「第五十八條第三項に規定する場合」を「この法律に特段の定めがある場合」に改める。

第二十八條第一項中「に基いて」を「及び他の法律に基づいて」に、「給与」を「職員の給与」に改める。

第三十三條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（任免の根本基準）」を付し、同条第三項中「前二項」を「第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する根本基準の実施に当たつて

は、次に掲げる事項が確保されなければならない。

一 職員の公正な任用

二 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

第三章第二節第一款の前に次の一條を加える。

第三十三條の二 第五十四條第一項に規定する採用昇任等基本方針には、前条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて同条第二項第二号に掲げる事項の確保に関するものとして、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用の確保に資する基本的事項を定めるものとする。

第三十四條第一項に次の二号を加える。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十條若しくは国家行政組織法第六條に規定する長官、同法第十八條第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一條第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一條第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

第三十六條ただし書中「ただし、」の下に「係員の官職（第三十四條第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五條の二第一項において同じ。）以外の官職に採用しようとする場合は」を加える。

第四十二條中「人事院規則の」を「この法律に基づく命令で」に改める。

第四十五條の次に次の二條を加える。

（採用試験における対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材）

第四十五條の二 採用試験は、次に掲げる官職を対象として行うものとする。

一 係員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職その他これらに類する官職であつて政令で定めるもの（第三号に掲げるものを除く。）

二 定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（前号及び次号に掲げるものを除く。）

三 係員の官職のうち、特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする官職として政令で定めるもの

四 係員の官職より上位の職制上の段階に属する官職のうち、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして政令で定めるもの

採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 総合職試験（前項第一号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識、技術その他の能力（以下この項において「知識等」という。）を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

二 一般職試験（前項第二号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

三 専門職試験（前項第三号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する特定の行政分野に就いて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

うかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

四 経験者採用試験（前項第四号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する職制上の段階の他の官職に係る分類に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

四 経験者採用試験（前項第四号に掲げる官職への採用を目的とした競争試験をいう。）であつて、同号に規定する職制上の段階の他の官職に係る分類に応じて一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものごとに、受験者が同号に掲げる官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び同号に掲げる官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的として行うそれぞれの採用試験

採用試験により確保すべき人材に関する事項は、前項各号に掲げる採用試験の種類ごとに、政令で定める。

前三項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

（採用試験の方法等）

第四十五條の三 採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律に定めのあるものを除いては、前条第二項各号に掲げる採用試験の種類に応じ、人事院規則で定める。

第五十四條第二項中「採用昇任等基本方針は」の下に、「第三十三條の二に規定する基本的事項のほか」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号の次に次の五号を加える。

針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 職員の公募（官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。次項において同じ。）に関する指針

七 官民の人材交流に関する指針

八 子の養育又は家族の介護を行う職員の状況を考慮した職員の配置その他の措置による仕事と生活の調和を図るための指針

第五十四条第二項の次に次の一項を加える。

前項第六号の指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

第五十五条第一項ただし書中「外局の長」の下に「（国家行政組織法第七十五条に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）を加え、同条第二項中「その任命権」を「幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権」に、「職員」を「国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）」に改める。

第五十七条中「採用」の下に「（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」を加える。

第五十八条第一項中「転任」の下に「（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」を加え、同条第三項中「転任」の下に「（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」を加える。

第三章第二節に次の二款を加える。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

（適格性審査及び幹部候補者名簿）

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この条において同じ。）に属する官職（同項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。次項及び第六十一条の十一において同じ。）に係る標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。次項において同じ。）を有することを確認するための審査（以下「適格性審査」という。）を公正に行うものとする。

一 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項及び第六十一条の九第一項において同じ。）

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員以下「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第六十一条の六並びに第六十一条の十一において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

内閣総理大臣は、適格性審査の結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。

内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、

り、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。

第一項各号列記以外の部分及び第二項から第四項までの政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第六十一条の三 選考による職員の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、職員的人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該職員的人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補者名簿に記載されている者の昇任、降任又は転任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、任命権者が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

（内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に

基づく任用等）

第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。第四項において同じ。）及び免職（以下この条において「採用等」という。）を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間的余裕がないときは、任命権者は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、職員の採用等を行うことができる。

任命権者は、前項の規定により職員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない。

内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職及び免職以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。（管理職への任用に関する運用の管理）

第六十一条の五 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、第五十四条第二項第四号の基準に照らして必要があると認める場合に

は、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする管理職への任用に係る調整)

第六十一条の六 内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職(自衛隊法第三十条の二第二項第七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

(人事に関する情報の管理)

第六十一条の七 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

(特殊性を有する幹部職等の特例)

第六十一条の八 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。)、人事院、検察庁及び会計検査院の官職(当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。)については、第六十一条の二から第六十一条の五までの規定は適用せず、第五十七条、第五十八条及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合

(職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。)」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限る。政令」とする。

警察庁の官職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第四項及び第六十一条の五の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条、第六十一条の四第一項から第三項まで及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合(職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。)」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任(職員の幹部職への任命に該当するものを除く。)」とあるのは「転任」と、第六十一条の四第一項中「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者)に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているかどうかの観点から意見を述べるることができる」と、同条第二項中「に協議する」とあるのは「(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官)に通知する」と、当該協議」とあるのは「当該通知」と、同条第三項中「内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知す

るとともに、遅滞なく」とあるのは「遅滞なく」と、「に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない」とあるのは「(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官)に通知しなければならない」とあるのは「この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者(任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者)に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているかどうかの観点から意見を述べるることができる」とする」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限る。政令」とする。

内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会(政令で定めるものを除く。)及び国家行政組織法第七條第五項に規定する実施庁の幹部職(これらの機関の長を除く。)については、第六十一条の四第四項の規定は適用せず、同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(第三項において単に「主任の大臣」という。)を通じて内閣総理大臣」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

第七款 幹部候補育成課程

(運用の基準)

第六十一条の九 内閣総理大臣、各省大臣(自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。)、会計検査院長、人事院総裁その他機関の長であつて政令で定めるもの(以下この条及び次条において「各大臣等」という。)は、幹部職員の候補となり得る管理職員(同法第三十条の二第二項第七号に規定する管理隊員

を含む。次項において同じ。)としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員(自衛隊員(自衛官を除く。))を含む。同項において同じ。)を育成するための課程(以下「幹部候補育成課程」という。)を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価(自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。)に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者(以下「課程対象者」という。)について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修(政府全体を通ずるものを除く。)を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たっては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の

機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

ハ 所掌事務に係る専門性の向上を目的とした研修を実施し、又はその向上に資する勤務の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

(運用の管理)

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

第六十一条の十一 第六十一条の規定は、任命権者を異にする官職への課程対象者の任用について準用する。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 研修

(研修の根本基準)

第七十条の五 研修は、職員に現在就いている官職又は将来就くことが見込まれる官職の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、並びに職員の能力及び資質を向上させることを目的とするものでなければならない。

前項の根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院の意見を聴いて政令で定める。

人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの所掌事務に係る研修による職員の育成について

調査研究を行い、その結果に基づいて、それぞれの所掌事務に係る研修について適切な方策を講じなければならない。

(研修計画)

第七十条の六 人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長は、前条第一項に規定する根本基準を達成するため、職員の研修（人事院にあつては第一号に掲げる観点から行う研修とし、内閣総理大臣にあつては第二号に掲げる観点から行う研修とし、関係庁の長にあつては第三号に掲げる観点から行う研修とする。）について計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

一 国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員の育成並びに研修の方法に関する専門的知見を活用して行う職員の効果的な育成

二 各行政機関の課程対象者の政府全体を通じて育成又は内閣の重要政策に関する理解を深めることを通じた行政各部の施策の統一性の確保

三 行政機関が行うその職員の育成又は行政機関がその所掌事務について行うその職員及び他の行政機関の職員に対する知識及び技能の付与

前項の計画は、同項の目的を達成するため必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各庁に対する調整を行う。

内閣総理大臣は、前項の総合的企画に関連して、人事院に対し、必要な協力を要請することができる。

人事院は、第一項の計画の樹立及び実施に関し、その監視を行う。

(研修に関する報告要求等)

第七十条の七 人事院は、内閣総理大臣又は関

係庁の長に対し、人事院規則の定めるところにより、前条第一項の計画に基づく研修の実施状況について報告を求めることができる。

人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して前条第一項の計画に基づく研修を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第七十一条第三項中「(第七十三条第一項第一号の事項については、人事院)を削り、「これが」を「その」に改める。

第七十三条第一項中「(第一号の事項については、人事院)を削り、「左の」を「次に掲げる」に、「これが」を「その」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第一号の事項については、人事院)を削り、「に当る」を「を行う」に改め、第三章第五節同条の次に次の一条を加える。

(能率の増進に関する要請)

第七十三条の二 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、関係庁の長に対し、国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)又は国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の執行に関し必要な要請をすることができる。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(幹部職員の降任に関する特例)

第七十八条の二 任命権者は、幹部職員(幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状

況を示す事実を照らして、他の官職(同じ職制上の段階に属する他の官職であつて、当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。第三号において「他の官職」というのを占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣っているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

二 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

三 当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること若しくは他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定めるその他の場合

第八十一条の四第一項中「(昭和二十九年法律第百六十五号)」を削る。

第百六条の八第一項中「役職員」の下に「又は自衛隊員としての前歴」を加え、「を除く。」としての前歴」を「としての前歴を除く。」に改める。

第百六条の十第三号中「役職員」の下に「又は自衛隊員」を加える。

第百六条の十四第五項中「役職員」の下に「又は自衛隊員としての前歴」を加え、「を除く。」としての前歴」を「としての前歴を除く。」に改める。

第百八条の五の次に次の一条を加える。

（人事院規則の制定改廃に関する職員団体からの要請）

第百八条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について必要があると認めるときは、人事院に対し、人事院規則を制定し、又は改廃することを要請することができる。

人事院は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「この法律」の下に「（第六条の二第一項及び第八条第一項を除く。第七号において同じ。）」を加える。

第六条第三項中「（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」を削り、「職務の級」の下に「（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）」を加える。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関

する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の定めるところにより、決定する。

第八条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、「範囲内で」の下に「、及び人事院の意見を聴いて」を、「定数」の下に「（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

第八条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

第八条の二中「前条第十一項」を「前条第十二項」に、「これら」を「第六条の二の規定によりその者が受ける号俸に応じた額又は同項」に改める。

第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。
第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。
第十九条の八第二項中「管理職員等」を「管

理監督職員等」に改める。

附則第八項第六号及び第七号中「（以下この号において「管理監督職員」という。）」を削り、「管理監督職員」を「同項に規定する人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「収益」の下に「法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。」を加え、「その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。）であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるもの」を「次に掲げるものを除く。」に改め、同号に次のように加える。

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの

ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律

第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

二 イからハまでに掲げるもののほか、その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人

第一条第六項を削る。

第三条第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「第十五条」の下に「第十五条の二」を加える。

第五条第一項中「各省各庁の長等」を「任命権者」に改め、同項第一号中「特定独立行政法人」を「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」に、「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改める。

第六条第二項中「各省各庁の長等」を「任命権者」に改める。

第七条第一項中「各省各庁の長等」を「任命権者」に改め、「人事院規則の定めるところにより、交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を人事院に提出し、部内の職員について」及び「を要請すること」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の規定による交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該交流派遣に係る職員の同意を得た上で、人事院規則で定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。

第七条第三項を削り、同条第四項中「人事院総裁」を「任命権者」に、「前項」を「第一項」に、「の実施に当たっては、同項の」を「を」とするときは、当該交流派遣に係る」に、「同項の認定」を「前項の認定」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条第二項中「前項の期間は、」を「前条第一項の規定により交流派遣をした任命権者は、

当該に、「当該期間」を「当該交流派遣の期間」に、「人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により」を「認める場合には、当該に」、「及び当該交流派遣職員がその交流派遣を要請した各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）の同意を得て、当該に、「これを「交流派遣の期間」に改める。

第九条中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

第十三条第一項中「人事院総裁」を「任命権者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十四条第四項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）

第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第二十一条第三項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（人事交流の制度の運用状況の報告）
第二十三条 任命権者は、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

2 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 前年に交流派遣職員であつた者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から起算して二年を経過する日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位

三 前年に交流採用職員であつた者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項

第二十四条第一項中「第五項及び第六項」を「及び第五項」に、「第十条第二項並びに第十三条第三項」を「並びに第十条第一項」に、「第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項」を「第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第一項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項」に改め、「第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と」及び「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」とを削り、「第七条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三

項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務局の職員であるときを除く。）を人事院事務局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）とあるのは「各省各庁の長等」と、第十二条第三項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項」を「第七条第二項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第十二条第四項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項」に、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に、「前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する」を「並びに前項において準用する第八条第二項及び」に改め、同条第三項中「自衛隊法」の下に（昭和二十九年法律第百六十五号）を加え、「第七条第三項」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「第七条第三項」を「第七条第一項」に、「第六項」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「防衛省の職員の給与等に関する法律」の下に（昭和二十七年法律第百六十六号）を加え、同項を同条第五項とする。

（内閣法の一部改正）
第四条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の八号を加える。

七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務

九 国家公務員の退職手当制度に関する事務

十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

事務
十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

第十四条第三項中「事務」の下に（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を加える。

第十五条第二項中「内閣官房の」を「第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる」に改め、同条第四項中（昭和二十二年法律第百二十号）を削る。

第十六条第二項中「内閣官房の」を「第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる」に改める。

第十七条第二項第一号中「第二十一条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

第十八条第二項中「及び内閣情報官」を、「内閣情報官及び内閣人事局」に改める。

第二十五条に次の五項を加える。

2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。

4 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することが出来る。

6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することが出来る。

第二十五条を第二十六条とし、第二十二条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

第二十一条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

第十四条の二 内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

2 内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、前項の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもつて充てられる大臣補佐官を置くことができる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

3 大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

3 大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

本則に次の一条を加える。

2 内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、前項の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもつて充てられる大臣補佐官を置くことができる。

第二十七条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

4 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

附則に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。

3 内閣人事局は、第二十一条第二項に規定する事務のほか、当分の間、国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）第二章に定める基本方針に基づいて行う国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに当該国家公務員制度改革に関する施策の実

6 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

8 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大

7 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

施の推進に関する事務をつかさどる。
（内閣府設置法の一部改正）
第五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。
五十四の五 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務
第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「示達する」を「示達をする」に改める。
第十四条の次に次の一条を加える。
（大臣補佐官）
第十四条の二 内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。

臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
第三十七条第三項の表再就職等監視委員会の項の次に次のように加える。

退職手当審査会

国家公務員退職手当法

第五十八条第七項中「示達する」を「示達をする」に改める。

附則第三条の二第二項中「この項の下に」及び次条第二項を加え、「同条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（大臣補佐官の定数等の特例）

第三条の三 第十四条の二第二項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、内閣府に、特に必要がある場合においては、復興庁設置法第十条の二第一項の復興大臣補佐官の職を兼ねる大臣補佐官（次項において「兼職復興大臣補佐官」という。）を除き、大臣補佐官六人以内を置くことができる。この場合において、第十四条の二第二項の規定の適用については、同項中「六人」とあるのは「附則第三条の三第一項前段に規定する兼職復興大臣補佐官を除き、六人」と、「前項」とあるのは「同項前段」とする。

2 第十四条の二第三項の規定にかかわらず、兼職復興大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、東日本大震災復興関連事務に係る特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

（復興庁設置法の一部改正）
第六条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第六項中「示達する」を「示達をする」に改める。

第十條の次に次の一条を加える。
（大臣補佐官）
第十條の二 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

第十條の次に次の一条を加える。
（大臣補佐官）
第十條の二 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

附則第一条第三号から第五号までを削る。
附則第三条第一項の表国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の項中（昭和二十二年法律第二百十号）を削り、「第六十一条の六第一項」を「第六十一条の七第一項」に、「第六十一条の七第一項」を「第六十一条の八第一項」に改め、同表行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五

十一号)の項中 又は各省の内閣府令、復興庁又は各省の内閣府令、復興庁令

を
内閣府又は
内閣府令、復興庁又は
内閣府令、復興庁令
に改め、同表

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の項、総合特別区域法(平成二十三年法律第
八十一号)の項、産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)の項及び国家戦略特別区域法
(平成二十五年法律第 号)の項中 又は各省の内閣府令、復興庁又は各省の内閣府令(告
示を含む)、復興庁令

を
内閣府又は
又は省令
復興庁令(告示を含む)又は省令

に改め、同条第三項中「又は各省の内閣府令」を「内閣府又は」に、「復興庁又は

各省の内閣府令(告示を含む)、復興庁令」を
「内閣府、復興庁又は」と、「又は省令」とある
のは、「復興庁令(告示を含む)又は省令」に
改める。

附則第十二条から第十四条までを次のように
改める。

第十二条から第十四条まで 削除

(国家行政組織法の一部改正)

第七条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百
二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは」を「又は」に改める。
第十四条第二項中「示達する」を「示達する
る」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(大臣補佐官)

第十七条の二 各省に、特に必要がある場合に
おいては、大臣補佐官一人を置くことができ
る。

2 大臣補佐官は、その省の長である大臣の命

目次中 「第一款 設置(第八条)
第一款の二 退職手当・恩給審査会(第八条の二)」
を「第一款 設置(第八条)」に改める。

第四条第一号から第十一号までを次のように
改める。

一 恩給制度に関する企画及び立案に関する
こと。

二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支
給及び負担に関すること。

三から九まで 削除

十 行政制度一般に関する基本的事項の企画
及び立案に関すること。

十一 行政機関の運営に関する企画及び立案
並びに調整に関すること。

第四条第十三号中「独立行政法人通則法」の
下に「(平成十一年法律第百三十三号)」を加える。

第六条第一項中「第四条第十号」を「第四条
第十一号」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第一款の二を削る。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並
びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評
価局及び沖縄行政評価事務所に属せられた事
務」を加え、同条第二項中「第四条第九号」を
「第四条第十号」に改め、同条中第五項を第六
項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項

とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所
は、第一項に規定する内閣法第二十七条の規
定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事
務所に属せられた事務については、内閣総
理大臣の指揮監督を受けるものとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第九条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和
二十四年法律第百五十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 常勤の大臣補佐官

第一条第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 非常勤の大臣補佐官

第三条第二項各号列記以外の部分中「第一
第九号」の下に、「第十一号の二」を加え、同
項第一号中「第一条第九号」の下に「又は第十
一号の二」を加え、同条第四項中「総務大臣」
を「内閣総理大臣」に改め、同項第一号中「第
一条第九号」の下に、「第十一号の二」を加える。

第九条ただし書及び第十条中「総務大臣」を
「内閣総理大臣」に改める。

附則第四項中「又は大臣政務官」を「大臣
政務官又は常勤の大臣補佐官」に改める。

別表第一官職名の欄中「常勤の内閣総理大臣補佐官」を
「常勤の大臣補佐官」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)
第十条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

第十九条の二第四項中「防衛大臣補佐官」を
「防衛大臣政策参与」に改める。

(檢察官の俸給等に関する法律の一部改正)
第十一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十
三年法律第七十六号)の一部を次のように改
正する。

第三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大

臣」に改める。
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部
改正)
第十二条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律
(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条第二号、第二条第一項の表、第三項第三号及び第四項、第三条（見出しを含む。）並びに第五条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十三条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条・第二十号」を「第二十号・第二十一号」に改める。

第八条の二第三項、第六項及び第七項中「総務省令」を「内閣官房令」に改め、同条第八項第二号中「第十九条第一項」を「第二十号第一項」に改め、同条第九項中「総務省令」を「内閣官房令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条第一項中「総務省令」を「内閣官房令」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする。

第十八条の見出しを「退職手当審査会等への諮問」に改め、同条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に、「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、第四章中同条を第十九号とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当審査会）

第十八条 内閣府に、退職手当審査会を置く。
2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で

定める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正）

第十四条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（外務公務員法の一部改正）

第十五条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「任免」を「任免等」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずる場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

3 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、大使及び公使について適切な人事管理を確保するため必要があると認めるときは、外務大臣に對し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずることについて協議を求むることができる。この場合において、協議が調つたときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長であることを免ずるものとする。

（自衛隊法の一部改正）

第十六条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。

第二条第一項及び第五項中「防衛大臣補佐官」の下に「防衛大臣政策参事」を加える。

第五章第一節第三十一条の前に次の一条を加える。

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。

二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命すること（これをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命すること）をいう。

三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命すること（これをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命すること）をいう。

四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六 幹部隊員 防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。
七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官

職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

第三十一条第一項中「受けた者」の下に「（幹部隊員にあつては、防衛大臣」を加え、同条第二項中「基準」の下に「（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

第三十一条の次に次の五条を加える。

（人事評価）
第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の職務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。
（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）
第三十一条の三 選考による隊員（自衛官を除

く。以下この条、次条、第三十一条の六、第四十二条の二、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿（国家公務員法第六十一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条において同じ）に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、当該隊員の人事評価に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

4 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部候補者名簿に記載されている隊員の昇任、転任又は降任であつて、幹部職への任命に該当するものについては、防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

（内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等）

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職（政令で定めるものに限る。第四項において同じ。）及び免職（以下この条に

において「採用等」という。）を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 前項の場合において、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する時間の余裕がないときは、防衛大臣は、同項の規定にかかわらず、当該協議を行うことなく、隊員の採用等を行うことができる。

3 防衛大臣は、前項の規定により隊員の採用等を行った場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するとともに、遅滞なく、当該採用等について、防衛省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議し、当該協議に基づいて必要な措置を講じなければならない。

4 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職及び免職以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（管理職への任用に関する運用の管理）

第三十一条の五 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、第三十一条第三項の規定により採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

（人事に関する情報の管理）

第三十一条の六 内閣総理大臣は、防衛大臣に対し、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者である隊員その他これらに準ずる隊員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提出された情報を適正に管理するものとする。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

第三十七条を次のように改める。

（隊員の昇任、降任及び転任）

第三十七条 隊員の昇任及び転任（自衛官にあつては、昇任）は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性

2 隊員を降任させる場合（隊員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）は、懲戒処分

による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任（自衛官にあつては、昇任又は降任）については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任（自衛官にあつては、昇任及び降任）の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第四十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（身分保障）」を付し、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実

（幹部隊員の降任に関する特例）

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任（直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。）を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実

政令で定める要件に該当する場合

二 当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三 当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること若しくは同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員

より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合又は幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定めるその他の場合

第四十三条に見出しとして「(休職)」を付する。

第四十四条の二第一項中「(自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。)」を削る。

第四十四条の四第一項第七号中「(昭和二十二年法律第二十号)」を削る。

第四節 服務(第五十二条―第六十五条)

第五節 退職管理

目次中

第四節 服務(第五十二条―第六十五条)

を
第一款 離職後の就職に関する規制(第一節)
第二款 違反行為に関する調査等(第六節)
第三款 雑則(第六十五条の十一―第六十六節)
予備自衛官等

第六節 予備自衛官等

六十五條の二―第六十五條の四)
十五條の五―第六十五條の九)
五條の十二)

に、「第百二十五条」を「第百二十六条」に改める。

第三十一条の見出しを「(任命権者等)」に改め、同条第三項中「服務」の下に「退職管理」を加え、「防衛大臣」を「この法律に定めるもののほか、防衛大臣(第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大

臣)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理(第六十五条の三第二項第五号、同条第六項にお

て準用する国家公務員法第六十六条の三第五項、第六十五条の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第六十六条の四第八項、第六十五条の四第十項、第六十五条の八第一項において準用する同法第十八条の三第一項、第十八条の四(同項に係る部分に限る。)、第六十六条の十六から第六十六条の二十まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二並びに第六十五条の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。にあつては、内閣総理大臣が行う。

第三十四条の見出し中「隊員」を「隊員等」に改め、同条中「隊員」の下に「臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員(第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。)、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員」を加え、「本章」を「この章」に「に定める制限を緩和し、又は排除する」を「の規定(これらの規定に係る罰則を含む。の特例(罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするものに限る。))」に改める。

第四十九条第七項中「第一項に規定する処分」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

第五十九条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が同項において準用する同法第十八条の三第一項の規定により行う調査に際して、隊員が職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

第六十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第七十五条第一項中「並びに第六十一条から第六十三条まで」を「第六十一条から第六十三条まで並びに前節」に改め、同条第二項中「並びに第六十二条及び第六十三条」を「第六十二条、第六十三条並びに前節」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制

(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。に對し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人(当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。))を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項

に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされている自衛官

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第二項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定隊員（前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 若年定年等隊員が第六十五条の十第一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して行う場合

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。）が官民人材交流センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認めら

れる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により若年定年等隊員にあつては防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては内閣総理大臣の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認については行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

6 国家公務員法第六十六条の三第三項から第五項までの規定は、内閣総理大臣が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。（再就職者による依頼等の規制）

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官若しくは内部部局に置かれる局の局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したものの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場

合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないことと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

9 国家公務員法第六十六条の四第六項から第八項までの規定は、内閣総理大臣が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

第二款 違反行為に関する調査等
（若年定年等隊員等に係る調査）
第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（前款的規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関し調査を行うことができる。

2 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に出席を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会への権限の委任）
第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

（懲戒手続等）
第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関し懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べるることができる。

（一般定年等隊員等に係る調査）
第六十五条の八 国家公務員法第十八条の三第一項、第十八条の四（同項に係る部分に限る。）、第六十六条の十六から第六十六条の二十まで、第六十六条の二十一第一項及び第二項並びに第六十六条の二十二の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第六十六条の十六、第六十六条の十七、第六十六条の十八第一項、第六十六条の十九、第六十六条の二十第二項及び第三項並びに第六十六条の二十一第一項及び第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十六条の十八第一項及び第六十六条の二十第一項中「第六十六条の四第九項」

とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ」とあるのは「質問し」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問する」と読み替えるものとする。

（一般定年等隊員等に係る勧告等）
第六十五条の九 再就職等監視委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節（第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで、前条第二項及び次款の規定を除く。）の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

第三款 雑則
（隊員の離職に際しての援助）
第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2 国家公務員法第十八条の五第一項及び第十八条の六（同項に係る部分に限る。）の規定は、一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。

（防衛大臣への届出等）
第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防

衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出があつたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人
二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めると

ころにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

（再就職後の公表）

第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額

四 その他政令で定める事項

第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。

第百十八条第一項中「一に」を「いずれかに」、「三万円」を「五十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

同項第三号の次に次の四号を加える。

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。）をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

第百十八条の次に次の二条を加える。

第百十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定により証人として喚問を受けた正当の理由がなくこれに應ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくこれに應じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ虚偽の事項を記載した書類若しくは写しを提出した者

三 第六十五条の五第三項（第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若

しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。）

第百十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為（第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたことが、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆したこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

本則に次の一条を加える。
第二百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第十八条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

第四条の二の見出しを「（職務の級等）」に改め、同条第一項中「第六条の規定の適用を受ける事務官等並びに」を削り、「職務の級」の下に「又は一般職給与法別表第十一に定める号俸」を加える。

第五条第一項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改め、同条第二項中「第八条第五項から第十項まで」を「第八条第六項から第十一項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「及び第十項」を「及び第十一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「次条」を「次条第二項」に、「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第四項中「第八条第六項若しくは第七項」を「第八条第七項若しくは第八項」に改める。

削り、「若しくは」を「又は」に、「職員」を「自衛官」に、「これら」を「同表」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

一般職給与法別表第十一の適用を受ける事務官等の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第四条の二第一項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、決定する。

第九条中「第六条」を「第六条第一項」に、「これら」を「第六条第一項の規定によりその者が受ける号俸に応じた額又は前条第一項」に改める。

第十二条第一項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

第十四条第一項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に、「第六条」を「第六条第二項」に改め、同条第二項中「管理職員」を「管理監督職員」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

第十八条の二第一項中「防衛大臣補佐官、自衛官候補生」を「防衛大臣政策参与、自衛官候補生」に、「受ける職員（常勤の防衛大臣補佐官）」を「受ける職員」に改める。

第十八条の二の二及び第二十七条第二項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

第二十八条の二第二項中「第十九条第一項」を「第二十條第一項」に改める。

附則
附則第五項中「第六条」を「第六条第二項」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条及び附則第三十九条から第四十一条まで

での規定 公布の日

二 第一条中国国家公務員法の目次の改正規定（第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の九、第六十一条の十）に係る部分に限る。）及び同法第三章第二節に二款を加える改正規定（同節第七款に係る部分に限る。）この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日

三 第一条（国家公務員法第六十六条の八第一項の改正規定、同法第六十六条の十第三号の改正規定及び同法第六十六条の十四第五項の改正規定に限る。）、第三条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正規定（同条第四項中「第六項」を「次項」に改める部分、同条第五項を削る部分及び同条第六項を同条第五項とする部分に限る。）に限る。）及び第十七条並びに附則第八、第十二条及び第十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 内閣は、第一条の規定による改正後の国家公務員法（次条及び附則第七條第二項において「新国家公務員法」という。）第四十五条の二第一項から第三項まで、第六十一条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項から第四項まで並びに第七十条の五第二項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「新一般職給与法」という。）第六条の二第一項の規定による定めをしようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

3 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、新国家公務員法第三条、第十八条の二、第二十七条の二、第六十一条の二、第六十一条の七及び第七十条の六の規定並びに附則第三十二条の規定による改正後の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下この項において「新独立行政法人通則法」という。）第五十四条の二第一項の規定の適用については、新国家公務員法第三条第二項及び第十八条の二第一項中、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程」とあるのは「及び幹部職員の任用等に係る特例」と、新国家公務員法第二十七條の二中、「合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」とあるのは「及び合格した採用試験の種類」と、新国家公務員法第六十一条の二第一項中「次項及び第六十一条の十一」とあるのは「次項」と、同項第一号中「この項及び第六十一条の九第一項」とあるのは「この項」と、同項第二号中「第六十一条の六並びに第六十一条の十一」とあるのは「並びに第六十一条の六」と、新国家公務員法第六十一条の七第一項中「この款及び次款」とあるのは「この款」と、「第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者その他」とあるのは「その他」と、新国家公務員法第七十条の六第一項第二号中「各行政機関の課程対象者の政府全体を通じての育成又は内閣の」とあるのは「内閣の」と、新独立行政法人通則法第五十四条の二第一項中「幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程」とあるのは「及び幹部職員の任用等に係る特例」とする。

2 施行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新国家公務員法第三十四条第一項第六号に規定する幹部職（以下この項において単に「幹部職」という。）に任用される者並びに幹部職を占める職員で

あつて幹部職以外の官職に任用される者、退職する者及び免職される者については、新国家公務員法第六十一条の三及び第六十一条の四の規定は適用せず、新国家公務員法第五十七条及び第五十八条の規定の適用については、新国家公務員法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、新国家公務員法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」とする。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に交流派遣（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項に規定する交流派遣をいう。以下この条において同じ。）をされている職員に係る第三条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下この条において「旧官民人事交流法」という。）第七条第三項及び第四項の規定により人事院総裁が実施した交流派遣及び締結した取決めは、この法律の施行後は、同条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命される直前に当該職員が占めていた官職の任命権者が、第三条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律（第四項において「新官民人事交流法」という。）第七条第一項及び第三項の規定によりした交流派遣及び締結した取決めとみなす。

2 この法律の施行の際現に交流派遣をされている職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、旧官民人事交流法第七条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命される直前に占めていた官職の属する機関の相当の職員となるものとする。

3 この法律の施行の際施行日の属する年における旧官民人事交流法第二十三条第三項の報告が国会及び内閣にされていない場合には、同年における同項の規定による国会及び内閣への報告については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧官民人事交流法第二十三条第三項の規定により施行日の属する年における同項の報告が国会及び内閣にされた場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧官民人事交流法第二十三条第三項の規定により同項の報告が国会及び内閣にされた場合には、これらの報告は、新官民人事交流法第二十三条第二項の規定により同年における同項の報告として国会及び内閣にされたものとみなす。

（防衛省設置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に第十条の規定による改正前の防衛省設置法第七条第四項の規定により任命された防衛大臣補佐官である者は、施行日に、第十条の規定による改正後の防衛省設置法第七条第四項の規定により防衛大臣政策参与として任命されたものとみなす。

（外務公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日から附則第三条第二項の政令で定める日までの間は、第十五条の規定による改正後の外務公務員法第八条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、第十六条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第三十一条及び第三十一条の六の規定の適用については、新自衛隊法第三十一条第二項中、「合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の六第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否か」とあるのは「及び合格

した試験の種類」と、同条第三項中「国家公務員法」とあるのは「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」と、新自衛隊法第三十一条の六第一項中、「課程対象者である隊員その他」とあるのは「その他」とする。

2 施行日から起算して三年を経過する日（以下この項において「三年経過日」という。）までの間は、新自衛隊法第三十一条から第三十一条の三まで、第三十七条及び第六十九条の規定の適用については、新自衛隊法第三十一条第二項中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」とあるのは「人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」又はその他の能力の実証」と、新自衛隊法第三十一条の二、第三十一条の三第二項及び第三項、第三十七条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とし、附則第一条第二号に定める日から三年経過日までの間は、新国家公務員法第六十一条の九の規定の適用については、同条第二項第一号中「規定する人事評価」とあるのは「規定する人事評価（自衛隊員にあつては、同項に規定する人事評価又はその他の能力の実証）」とする。

3 施行日から附則第三条第二項の政令で定める日までの間は、新自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職（以下この項において単に「幹部職」という。）に任用される者並びに同号に規定する幹部隊員であつて幹部職以外の官職に任用される者、退職する者及び免職される者について、新自衛隊法第三十一条の三及び第三十一条の四の規定は適用せず、新自衛隊法第三十七条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「昇任」は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き」とある

のは「昇任」は」と、同条第二項中「降任させる場合（隊員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き」とあるのは「については」とする。

第八条 防衛大臣がした第十七条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分（同条第二項の規定に係るものに限り。）に関する同条第五項に規定する事項であつて、同項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

2 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（次項において「防衛庁に係る隊員」という。）であつた者であつて、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日前に防衛庁を離職したものは、離職の際同法第二条の規定による改正後の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であつたものとみなして、第十七条の規定による改正後の自衛隊法（次項において「新自衛隊法」という。）第三十一条第三項及び第四項並びに第五章第五節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 防衛庁に係る隊員であつた者に対する新自衛隊法第五章第五節の規定の適用については、新自衛隊法第六十五条の四第二項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁に置かれていた部の部長若しくは課の課長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、「隊員又は」とあるのは「隊員若しくは」と、「者として政令で定めるもの」とあるのは「者として政令で定めるもの又は当該職に就いていたときに在職していた防衛庁等組織（防衛庁に置かれていた官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるもの）をい

う。の所掌していた事務を所掌する局等組織に属する隊員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第三項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁の事務次官若しくは内部部局に置かれていた局の局長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、同条第四項中「防衛省において」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁において」と、「防衛省による」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁による」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(恩給法等の一部改正に伴う経過措置)

第九條 なお従前の例によることとする法令の規定により、附則第十四条の規定による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条に規定する局長（以下この項及び次項において「旧恩給法第十二条に規定する局長」という。）がすべき裁定その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧恩給法第十二条に規定する局長に対してすべき申請、届出その他の行為については、この法律の施行後は、総務大臣がすべきもの又は総務大臣に対してすべきものとする。

2 この法律の施行前に附則第十四条の規定による改正前の恩給法、附則第二十条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）その他恩給に関する法令（以下この項において「旧恩給法等」という。）又は附則第三十五条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）若しくは附則第二十四条の規定による改正前の同法附則第二一条の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の規定により旧恩給法第十二条に規定する局長がした恩給又は互助年金若しくは互助一時金に関する処分及びこの法律の施行前に旧恩給法等の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分

並びにこの法律の施行前にされた恩給又は互助年金若しくは互助一時金の請求に係る不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前に旧恩給法第十二条に規定する局長の決定又は裁決がなされたものについては、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一一条第二号に定める日の前日までの間は、附則第二十二條の規定による改正後の裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用については、同法本則第一号中「第六十一條の十一」とあるのは、「第六十一條の八」とする。

(処分等の効力)

第十條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

(命令の効力)

第十一條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 附則第一一条第三号に掲げる規定の施行前にした第十七条の規定による改正前の自衛隊法の規定に違反する行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第十三條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

(恩給法の一部改正)

第十四條 恩給法の一部を次のように改正する。

第十二條中「総務省ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長」を「総務大臣」に改める。

第十三條第一項中「ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得」を「ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）第四十五條ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知りタル日ノ翌日より起算シテ一年以内トス」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條中「前条第一項ノ審査請求ノ裁決」を「第十三條第一項ノ異議申立ノ決定」に、「退職手当・恩給審査会（以下審査会ト称ス）」を「審査会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審査会等ト称ス）」に改める。

第十五條ノ二中「審査請求」を「異議申立」に、「裁決」を「決定」に改める。

第四十六條第三項、第四十六條ノ二第三項及び第四十八條第三号中「審査会」を「審査会等」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削る。

(国会法の一部改正)

第十六條 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九條中「大臣政務官」の下に、「大臣補佐官」を加える。

第四十二條第二項ただし書中「及び大臣政務官」を、「大臣政務官及び大臣補佐官」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第十七條 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二條第二項中「第十八條の五第一項」の下に「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十五條の十第二項及び」を加える。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律及び公職選挙法の一部改正）

第十八條 次に掲げる法律の規定中「及び大臣政務官」を、「大臣政務官及び大臣補佐官」に改める。

一 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）

第五條第一項

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九條第一項第一号

（特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第十九條 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第一号中「第七十一條」を「第七十條の五から第七十一條まで」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削る。

附則第十五項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削り、「は、同条に規定する局長に対してするものとする」を「に關す

第八条第二項

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第三十一条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第三十二条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第二項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針」を「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事務、標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員の任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事務(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事務であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む)」、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第二項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定」に改め、「同じ。」の下に「研修」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第三十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令」に改める。

(構造改革特別区域法等の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令(告示を含む)」に改める。

一 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四十八条

二 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十

号)第六十九条

三 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第八十七条

四 産業競争力強化法(平成二十五年法律第百四十条第三項)

五 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第三十八条

(国会議員互助年金法を廃止する法律の一部改正)

第三十五条 国会議員互助年金法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第三十六条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第七条、第十条の表第二条第二項の項及び第十一条の表第二条第二項の項中「第七十三条」を「第七十条の六」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三十七条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「この法律」を「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日から起算して三年間は、この法律」に改め、「当分の間」を削る。

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第三十八条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八十五条中「所管する」の下に「内閣官房、」を、「各省の」の下に「内閣官房令(告示を含む)」、

む。を加える。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十六条第一項の改正規定中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五条のうち国家公務員共済組合法第九十四条から第九十七条までの改正規定(同条に係る部分に限る)中「第八十二条第一項又は第二項」を「第八十二条」に改める。

第五条のうち国家公務員共済組合法第九十九条第一項の改正規定及び同法附則第二十条の二第四項の表第九十九条第一項の改正規定中「行政執行法人」を「特定独立行政法人」に改める。

附則第十八条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条に一項を加える改正規定中「行政執行法人又は労働組合」を「特定独立行政法人又は職員団体」に改める。

附則第十八条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十六条第一項の改正規定中「第二十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則第十九条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十四

条第四項を同条第五項とし、同項の前に一項を加える改正規定中「行政執行法人又は労働組合」を「特定独立行政法人又は職員団体」に改める。

附則第二十条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百一十一号)第八条に一項を加える改正規定中「行政執行法人又は労働組合」を「特定独立行政法人又は職員団体」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条の表第六十九条の項の次に次のように加える改正規定中「第七十三条第四号」を「第七十八号第四号」に、「第八十二条第一項又は第二項」を「第八十二条」に改める。

附則第六条の見出し及び同条第一号中「行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に改める。

理 由

国家公務員制度改革基本法(平成二十年法律第六十八号)に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外三名提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第六十条の三」に、「第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）」

「第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）」

を第六款 管理職員の任用等に係る特例（第六十一条の二）第六十一条の六に、「第七十三条」を第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の七）第六十一条の九に

「第七十三条の二」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第二条 第三項第八号の二中「幹部職員」の下に「（以下「幹部職員」という。）」を加える。

第三条 第二項中「及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）給与、研修」を「の実施、免職、給与（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定を除く。）」に改める。

第十二条 第六項第四号中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 削除

第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに」を「採用試験、任用、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定」に改める。

第十八条の四（見出しを含む。）中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第十八条の五の見出し中「援助等」を「支援」に改め、同条第二項中「第三十六条ただし書」を「第三十六条第一項ただし書」に改め、「定めるものをいう」の下に「第五十四条第二項第七号において同じ」を加え、同条第一項を削る。

第十八条の六（見出しを含む。）中「官民人材交流センター」を「民間人材登用センター」に改め、同条に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。

第十八条の七を次のように改める。

（民間人材登用センター）

第十八条の七 内閣府に、民間人材登用センター（以下「センター」という。）を置く。

民間人材登用副センター長は、民間人材登用センター長の職務を助ける。

センターに、所要の職員を置く。

内閣総理大臣は、センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、センターの支所を置くことができる。

第三項から前項までに定めるもののほか、センターの組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条に次の二項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の目的達成上、人事院規則の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を人事院に申し出ることができる。

人事院又は内閣総理大臣は、前二項の規定により意見を申し出たときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第二十七条の二中「及び合格した」を、「合格した」に改め、「種類」の下に「及び第六十一条の七第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」を加え、「第五十八条第三項に規定する場合」を「この法律に特段の定めがある場合」に改める。

第三十三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

六 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

第三十五条中「人事院規則」を「人事院の意見を聴いて定める政令」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「いずれか」を「いずれか」に

改め、同条ただし書中「但し、人事院」を「ただし、内閣総理大臣」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第三十六条ただし書中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四十二条中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四十三条中「第四十四条」を「次条第一項」に、「外」を「ほか」に改める。

第四十四条中「人事院は、人事院規則により、」を削り、「且つ」を「かつ」に、「要件を」を「要件は、政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四十六条中「人事院規則の」を「政令で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第四十八条の次に次の一条を加える。

（試験に関する報告要求等）

第四十八条の二 人事院は、前条に規定する試験機関に対し、人事院規則の定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができる。

人事院は、前条に規定する試験機関が法令又は人事院規則に違反して採用試験を行つた場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第五十条中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第五十三条中「人事院」を「内閣総理大臣」

に改める。

第五十四条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 管理職への任用に関する基準その他の指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 職員の公募（官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下同じ。）を行う管理職の数の目標その他の職員の公募に関する指針

七 官民の人材交流に関する指針

第五十四条第二項の次に次の一項を加える。

前項第六号の指針を定めるに当たつては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

第五十五条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則及び人事院指令」を「及び政令」に、「任命し、雇用し」を「採用し」に改める。

第五十九条の見出しを「（条件付任用期間）」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に、「条件付」を「条件付」に改め、同条第二項中「条件付採用に」を「条件付採用に」に、「条件付採用期間」を「条件付採用期間」に、「こえる」を「超える」に、「人事院規則でこれを」を「人事院の意見を聴いて、政令で」に改める。

第六十条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「任用される者」を「任用される者」に改め、同条第三項中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に、「前二項」を「第一項若しくは前項」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項中「この法律」の下に「この法律に

基づく政令」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

第三章第二節第四款に次の二条を加える。

（職員の公募）

第六十条の二 任命権者は、官職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合には、政令で定めるところにより、当該官職について職員の公募を行うことができる。

職員以外の者のみを募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、当該職員の公募に応募した者の中から第五十七条の規定に基づき行うものとする。ただし、当該職員の公募に応募した者の中に同条に規定する標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から同条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。

職員である者のみを募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、当該職員の公募に応募した者の中から第五十八条の規定に基づき行うものとする。ただし、当該職員の公募に応募した者の中に同条各項に規定する標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から第五十七条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。

職員以外の者及び職員である者の双方を募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、第五十七条及び第五十八条の規定にかかわらず、任命権者が、当該職員の公募に応募した者であつて、職員以外の者及び職員である者に対する共通の選考により、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。た

だし、当該職員の公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から第五十七条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。

前項に規定する共通の選考は、職員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならない。

（選考による採用に関する報告要求等）

第六十条の三 人事院は、任命権者に対し、人事院規則の定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

人事院は、任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第三章第二節に次の二款を加える。

第六款 管理職員の任用等に係る特例

（管理職への任用に関する運用の管理）

第六十一条の二 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、第五十四条第二項第四号の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

（任命権者を異にする管理職への任用に係る調整）

第六十一条の三 内閣総理大臣は、任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。以下この条及び第六十一条の九において同じ。）を異にする管理職（同法第三

十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。）への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

（管理職の職務明細書）

第六十一条の四 任命権者は、政令で定めるところにより、管理職に属する官職について職務明細書（採用、昇任、転任及び降任の基礎並びに職員の人事評価の基礎となるべき資料として、職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。次項において同じ。）を作成しなければならない。

前項の場合において、任命権者は、あらかじめ、職務明細書の記載の内容につき、内閣総理大臣に協議しなければならない。

（人事に関する情報の管理）

第六十一条の五 内閣府、各省その他の機関は、政令で定めるところにより、当該機関の管理職員、第六十一条の七第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるもの（以下この条において「管理対象者」という。）の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により送付された人事記録の写しに関して必要があると認めるときは、内閣府、各省その他の機関に対し、管理対象者の人事に関する情報の提供を求めることができる。

内閣総理大臣は、第一項の規定により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び前項の規定により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、管理対象者の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

（特殊性を有する管理職の特例）

第六十一条の六 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。

以下この条において「内閣の直属機関」という。）、人事院、警察庁、検察庁及び会計検査院の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）については、第六十一条の二及び第六十一条の四第二項の規定は適用せず、前条第一項の規定の適用については、同項中「政令」とあるのは、「当該機関の職員が幹部国家公務員法第五條第一項に規定する適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

第七款 幹部候補育成課程（運用の基準）

第六十一条の七 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二條第五項に規定する隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）、会計検査院長、人事院総裁その他の機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。）の候補となり得る管理職員（同項第七号に規定する管理隊員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（同法第二條第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）を含む。次項において同じ。）を育成するための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従ひ、運用するものとする。

前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に對し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に對し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に對し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

（運用の管理）

第六十一条の八 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照ら

して必要があると認める場合には、各大臣等に對し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

（任命権者を異にする任用に係る調整）

第六十一条の九 第六十一条の三の規定は、任命権者を異にする官職（自衛隊法第三十条の二第二項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）への課程対象者の任用について準用する。

第七十一条第二項中「人事院規則」の下に「職員の研修に関する事項については、政令」を加え、「これを」を削り、同条第三項中「（第七十三條第一項第一号の事項については、人事院」を削り、「これが」を「その」に改める。

第七十三條第一項中「第一号の事項については、人事院」を削り、「左の」を「次に掲げる」に、「これが」を「この」に改め、同条第二項中「（同項第一号の事項については、人事院」を削り、「当る」を「当たる」に改め、第三章第五節中同条の次に次の一条を加える。

（能率の増進を図るための意見の申出）

第七十三條の二 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の執行について、関係庁の長に意見を述べるることができる。

第八十一条の四第一項中「（昭和二十九年法律第百六十五号）を削る。

第百六十五号の二 第百六十六條の二第一項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第百六十六條の二第二項第三号を削る。

第百六十六條の三第二項第三号を次のように改める。

三 削除

「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第百六十六條の三第三項から第五項までの規定中「再就職等監視委員会」を削り、同条第六項から第八項までの規定中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第三章第八節第二款の款名を次のように改める。

第二款 再就職等監視・適正化委員会

會

第百六十六條の五第一項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次の一号を加える。

三 前三條の規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

第百八十八條の五の次に次の一条を加える。

（人事院規則の制定改廃に関する意見の申出）

第百八十八條の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について、人事院規則の制定又は改廃に關し意見があるときは、その意見を人事院に申し出ることができる。

人事院は、前項の規定により意見の申出を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第百九十九條第十六号中「同法第十八條第一項に規定する事務次官」を削る。

第百一十一條の次に次の一条を加える。

第百一十一條の二 第百六十六條の二第一項の規定に違反して営利企業等に対し、役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若し

くはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼した職員は、二十万円以下の罰金に処する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「この法律」の下に「(第六条の二並びに第八条第一項、第十二項及び第十三項を除く。第七号において同じ。)」を加える。

第六条の二中「人事院規則」を削り、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する号俸は、人事院(会計検査院の職員の占める官職の号俸にあつては、会計検査院及び人事院)の意見を聴いて、政令で定める。

3 会計検査院は、会計検査院の職員の占める官職の号俸に関する前項の政令の制定又は改廃に関し意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

4 人事院は、人事院の職員の占める官職の号俸に関する第二項の政令の制定又は改廃に関し意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

第八条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、「予算の範囲内で」の下に「及び人事院(会計検査院の職員の職級の定数の設定及び改定にあつては、会計検査院及び人事院)の意見を聴いて」を加え、同条に次の二項を加える。

12 会計検査院は、第一項の規定による会計検査院の職員の職級の定数の設定及び改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができる。

13 人事院は、第一項の規定による人事院の職員の職級の定数の設定及び改定に関し意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができる。

第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二

第一項」に改める。

第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。

第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

第十九条の四第二項及び第十九条の七第二項中「特定管理職員」を「特定管理監督職員」に改める。

第十九条の八第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

附則第十一項中「特定管理職員」を「特定管理監督職員」に改める。
別表第十一の備考中「~~無給又は、外郎の如~~」を削る。

(内閣法の一部改正)
第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の十四号を加える。

七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第十八条の二(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)第五十四条の二第一項において準用する場合及び幹部国家公務員法(平成二十五年法律第 号)第十七条において準用する場合を含む。)に規定する事務に関する事務

九 国家公務員の退職手当制度に関する事務
十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

十二 国の予算(政府関係機関の予算を含む。以下この条において同じ。)のうち給与に係る部分及びその使用状況の監査に関する事務の総括に関する事務

十三 政府関係機関の役職員の給与に関する事務

十四 国家公務員の旅費その他実費弁償の制度に関する事務

十五 国家公務員共済組合制度に関する事務
十六 国家公務員等の給与に関する国の予算に係る事務に係る処理手続の統一及び必要な調整に関する事務

十七 国家公務員の研修で政府全体を通ずるものに関する事務

十八 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)
十九 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

二十 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

第十四条第三項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加える。
第十五条第二項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第四項中「(昭和二十二年法律第二百一十号)」を削る。

第十六条第二項中「事務」の下に「(内閣人事局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十七条第二項中「及び内閣情報官」を「内閣情報官及び内閣人事局」に改める。
第二十四条に次の五項を加え、同条を第二十五条とする。

2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。

4 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所掌の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第二十三条中「内閣官房」を「この法律に定めるもののほか、内閣官房」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

第二十条 内閣官房に、内閣人事局を置く。
第二十条までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもつて充てる。
本則に次の一条を加える。

第二十六条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十九号及び第二十号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

附則に次の一項を加える。
3 内閣人事局は、第二十条第二項に規定する事務のほか、当分の間、国家公務員制度改革基本法(平成二十二年法律第六十八号)第二章に定める基本方針に基づいて行う国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに当該国家公務員制度改革に関する施策の実施

の推進に関する事務をつかさどる。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。

五十四の五 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十八条第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改

退職手当審査会

国家公務員退職手当法

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項中「官民人材交流センター」を「民間人材登用センター」に改める。

第四十四条第二項第一号中「金融庁」を「内閣人事局の所掌に属する事務については内閣総理大臣とし、金融庁の」に改める。

第五十八条第七項中「示達する」を「示達をする」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第五条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改

法律第百五十一号)の項中

又は各省の内閣府令

内閣府又は

内閣府令

に改め、同表構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の項及

び総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の項中

又は各省の内閣府令

省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令

を

内閣府又は

内閣府、復興庁又は

又は省令

め、同条第六項中「示達する」を「示達をする」に改める。

第十五条 次のように改める。

第十五条 削除

第十六条 次のように改める。

第十六条 削除

第三十七条第三項の表再就職等監視委員会の項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同表に次のように加える。

め、同条第六項中「示達する」を「示達をする」に改める。

第十一条 次のように改める。

第十一条 削除

附則第一条第三号から第五号までを削る。

附則第三条第一項の表国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の項中「第六十一条の六第一項」を「第六十一条の五第一項及び第二項」に、「第六十二条の七第一項」を「第六十二条の六」に改め、同表行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年

報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年

、復興庁又は各省の内閣府令、復興庁令

内閣府、復興庁又は

内閣府令、復興庁令

又は省令

に改め、同表に次のように加える。

幹部国家公務員法(平成二十五年法律第二十号)

第四条第一項
第十一条第一項及び第二項
第十二条第一項

内閣府
内閣府
及び内閣府

内閣府及び復興庁
内閣府、復興庁
、内閣府及び復興庁

附則第三条第三項中「又は各省の内閣府令」

を「内閣府又は」に、「復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令」を「内閣府、復興庁又は」と、「又は省令」とあるのは、「復興庁令(告示を含む。又は省令)」に改める。

附則第十二条から第十四条までを次のように改める。

第十二条から第十四条まで 削除

(国家行政組織法の一部改正)

第六十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは」を「又は」に改める。

第十四条第二項中「示達する」を「示達をする」に改める。

第十八条の見出し中「事務次官及び」を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「各省及び」を削り、「法律(庁)にあつては、政令」でこれを「を」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十五条第一項中「第十八条第三項若しくは第四項」を「第十八条」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第七条)」を「第一節 削除」に改め、「第一款の二 退職手当・恩給審査会(第八条の二)」を削る。

第四条第一号から第十一号までを次のように改める。

一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

三から九まで 削除

十 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

十一 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第十四条第十三号中「独立行政法人通則法」の下に(平成十一年法律第百三十号)を加える。

第六条第一項中「第四条第十号」を「第四条第十一号」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第七条 削除

第八条第一項を次のように改める。

本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第一款の二を削る。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣法第二十六条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属せられた事務」を加え、同条第二項中「第四条第九号」を「第四条第十号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所

は、第一項に規定する内閣法第二十六條の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。
附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

(外務省設置法の一部改正)

第八條 外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第五條)」を「第一節 削除」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第一節 削除

第五條 削除

(財務省設置法の一部改正)

第九條 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第五條)」を「第一節 削除」に改める。

第四條第二号、第二号、第八号及び第十二号中「こと」の下に「(内閣官房の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第四條第十三号及び第十四号を次のように改める。

第十三及び十四 削除

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第五條 削除

第七條第一項第一号中口を削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同項第二号中「ホ」を「ニ」に改める。

第十三條第一項中「第十四号」を削り、「次に掲げる事務」の下に「並びに内閣官房の所掌事務のうち内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條第二項第十二号、第十三号、第十四号(国家公務員の旅費の制度に関する事務に限る。)、第十五号及び第十六号に掲げる事務」を

加え、同項第二号を次のように改める。

二 削除

第十三條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 財務局は、前項に規定する内閣法第十二條第二項第十二号、第十三号、第十四号(国家公務員の旅費の制度に関する事務に限る。)、第十五号及び第十六号に掲げる事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

第十四條第五項中「第二項」を「財務支局の所掌事務について、同条第三項の規定は第二項」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第十條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第二節 特別な職(第五條)」を「第二節 削除」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第五條 削除

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十一條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第五條)」を「第一節 削除」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第五條 削除

(農林水産省設置法の一部改正)
第十二條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第五條)」を「第一節 削除」に改める。
第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

(経済産業省設置法の一部改正)

第十三條 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第五條)」を「第一節 削除」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第五條 削除

(国土交通省設置法の一部改正)

第十四條 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第五條)」を「第一節 削除」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

(環境省設置法の一部改正)

第十五條 環境省設置法(平成十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「職及び」を削り、「第一節 特別な職(第六條)」を「第一節 削除」に改める。

第三章の章名中「職及び」を削る。

第三章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第六條 削除

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第十六條 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十八号の二を次のように改める。
十八の二 再就職等監視・適正化委員会委員
長

第一条第五十七号の三を次のように改める。
五十七の三 再就職等監視・適正化委員会委員

第三条第四項、第九條及び第十條中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一官職名の欄中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)
第十七條 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

改正

第十八條 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号、第二条第一項の表、第三項及び第四項、第三条(見出しを含む)並びに第五条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
(国家公務員退職手当法の一部改正)
第十九條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八條」を「第十九條」に、「第十九條・第二十條」を「第二十條・第二十一條」に改める。

第八條の二第三項、第六項及び第七項中「総務省令」を「内閣官房令」に改め、同条第八項第二号中「第十九條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第九項中「総務省令」を「内閣官房令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十條第一項中「総務省令」を「内閣官房令」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条の見出しを「退職手当審査会等への諮問」に改め、同条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に、「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、第四章中同条を第十九条とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当審査会）

第十八条 内閣府に、退職手当審査会を置く。

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正）

第二十條 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（外務公務員法の一部改正）

第二十一条 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「外務省本省に勤務する」の下に「幹部職員（幹部国家公務員法（平成二十五年法律第 号）第二条第一項第一号に規定する幹部職員をいう。以下同じ。）及び」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「国家公務員法」の下に「及び幹部国家公務員法」を加え、「これに基づく」を「これらに基づく」に、「外」を「ほか」に改める。

第四条の見出し中「特別職」を「外務職員以

外」に改める。

第五条第一項中「第三十四条第一項第五号」の下に「及び幹部国家公務員法第二条第一項第六号」を加え、同条第二項中「第三十四条第二項」の下に「及び幹部国家公務員法第二条第二項」を加える。

第六条第一項中「（外務事務次官を除く。）」を削り、「の外」を「のほか」に改める。

第七条第一項中「第三十八条」の下に「（幹部国家公務員法第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第八条の見出しを「（外務職員以外の外務公務員の任免等）」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずる場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

3 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、大使及び公使について適切な人事管理を確保するため必要があると認めるときは、外務大臣に對し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長を免ずることについて協議を求めることが出来る。この場合において、協議が調つたときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長を免ずるものとする。

第十七条第一項中「外務職員」の下に「（幹部職員を除く。次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「執る」を「とる」に改め、「外務職員」の下に「（幹部職員を除く。）」を加える。

第十八条第二項中「執る」を「とる」に改め、「外務職員」の下に「（幹部職員を除く。）」を加える。

第十九条第一項中「き損した」を「毀損した」

に改め、「第九十条第一項」の下に「（幹部国家公務員法第十七条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「する」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」を加え、同条第三項中「第九十条の二」の下に「（これらの規定を幹部国家公務員法第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十八条中「罰則の規定」の下に「（幹部国家公務員法第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

（自衛隊法の一部改正）

第二十二條 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に、「分限」を「分限等」に改める。

第五章第一節第三十一条の前に次の一条を加える。

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。

二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命すること（をいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命すること（をいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命すること（をいう。

四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであ

つて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。

六 幹部隊員 防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に應じ、防衛省令で定める。

第三十一条第一項中「受けた者」の下に「幹部隊員にあつては、防衛大臣」を加え、同条第二項中「基準」の下に「（国家公務員法第五十四条（幹部国家公務員法（平成二十五年法律第 号）第十七条において準用する場合を含む。）に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十一条の七第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の十第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成

績の評価をいう。以下同じ。)に基づいて適切に行われなければならない。

第三十一条の次に次の九条を加える。

(人事評価)

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の職務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第三十一条の三 選考による隊員(自衛官を除く。以下この条から第三十一条の五まで、第三十一条の七、第三十一条の九、第三十一条の十、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ。)の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿(幹部国家公務員法第五十二条に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条及び第三十一条の七において同じ。)に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

3 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、当該任命

しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づき任用等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。次項において同じ。)及び免職を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があるとき、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職又は免職(以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(隊員の公募)

第三十一条の五 防衛大臣は、隊員の官職(幹部職を除く。以下この条において同じ。)に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合には、防衛省令で定めるところにより、当該官職について隊員の公募(隊員以外の者、隊員である者又はこれらの双方を対象として、官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条から第三十一条の七までにおいて同じ。)を行うことができる。

2 隊員以外の者のみを募集の対象とする隊員の公募を行った官職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者であつて、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命し

ようとする官職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者であつて、当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3 隊員である者のみを募集の対象とする隊員の公募を行った官職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者の中から第三十七条第一項から第三項までの規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に同条第一項から第三項までに規定する標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者であつて、当該標準職務遂行能力及び適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

4 隊員以外の者及び隊員である者の双方を募集の対象とする隊員の公募を行った官職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者であつて、隊員以外の者及び隊員である者に対する共通の選考により、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者であつて、当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

5 前項に規定する共通の選考は、隊員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならない。

(幹部隊員の公募)

第三十一条の六 幹部隊員の公募は、内閣総理大臣が、次項の通知を受けたとき又は第三項の協議が調つたときに、当該通知又は当該協議に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 防衛大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、防衛大臣と協議することができる。

(公募を行った幹部職への任命)

第三十一条の七 隊員以外の者のみを募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者の中から第三十一条の三第一項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないときは又は同項に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

2 隊員である者のみを募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者の中から第三十一条の三第二項及び第三項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないときは又は同条第二項及び第三項に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

3 隊員以外の者及び隊員である者の双方を募

集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該公募に応募した者であり、かつ、隊員以外の者及び隊員である者に対する共通の選考により、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から第三十一条の三の規定に基づき行うものとする。

4 前項に規定する共通の選考は、幹部隊員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができようなものでなければならない。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第三十一条の八 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、第三十一条第三項の規定により採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(幹部職及び管理職の職務明細書)

第三十一条の九 防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、幹部職及び管理職に属する官職について職務明細書(採用、昇任、転任及び降任(第四十二条の二に規定する特別降任を除く。))の基礎並びに隊員の人事評価の基礎となるべき資料として、職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。次項において同

じ。)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、防衛大臣は、あらかじめ、職務明細書の記載の内容につき、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の十 防衛大臣は、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者その他これらに準ずる隊員として政令で定めるもの(以下この条において「管理対象者」という。)の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により送付された人事記録の写しに関して必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、管理対象者の人事に関する情報の提供を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び前項の規定により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、管理対象者の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性(自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。)を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

第三十七条を次のように改める。

(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあ

つては、昇任)は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性

2 隊員を降任させる場合(隊員の幹部職への任命に該当するものを除く)は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任又は転任(自衛官にあつては、昇任又は降任。次項において同じ。)については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任又は転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第五章第三節の節名中「分限」を「分限等」に改める。

第四十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして(身分保障)を付し、同条中「隊員は」の下に「次条の規定による場合」を加え、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実参照として、勤務実績が良くない場合(幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る

幹部国家公務員法第五条第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む。)

第四十二条に次の一項を加える。

2 幹部隊員は、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断される場合には、政令で定める基準により、降給されるものとする。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うための特別降任)

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員について、前条第一項各号のいずれにも該当しない場合においても、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断するとき

は、政令で定めるところにより、その意に反して、特別降任(降任のうち、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うため、幹部隊員をその幹部隊員が現に任命されている幹部職より下位の職制上の段階に属する幹部職に任命すること又は管理職のうち職制上の段階が最上位の段階のものとして政令で定めるものに任命することをいう。)を行うことができる。

第四十四条の見出しを削り、第四十三条の前に見出しとして(休職)を付する。

第四十四条の二第一項中「自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。」を削る。

第四十四条の四第一項第七号中「昭和二十二年法律第二十号」を削る。

第四十六条第一項中「降任」の下に「(第四十二条の二に規定する特別降任を除く。)」を加える。

第四十九条第一項中「反する」の下に「降給」を加える。

第六十九条第一項中「勤務実績又は能力の実証に基づく」を「人事評価に基づく」に改める。

第九十八条第四項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「因る」を「よる」に、

「第四十二条第二号」を「第四十二条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第九十九条第一項中「はじめて」を「初めて」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第四十二条第二号」を「第四十二条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第二十三条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに防衛省の事務次官」を削る。

第三十条の二第一項第六号中「事務次官」を削る。

(幹部国家公務員法の一部改正)

第二十四条 幹部国家公務員法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「同法第十八条第一項に規定する事務次官」を削り、「自衛官以外の隊員(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員をいう。)」を「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員」に改める。

第三条第二項中「及び合格した」を「合格した」に改め、「種類をいう」の下に「及び同法第六十一条の七第二項第二号に規定する課程対象者であつたか否か」を加える。

第五条第一項中「に属する官職」を「(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。)に属する官職(同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。)」に改め、「標準職務遂行能力」の下に「(同項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。)」を加え、同項第一号中「幹部職員」の下に「(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同項第二号中「任命

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成二十五年十一月二十二日

権者」の下に「(自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項において同じ。)」を加え、同項第三号中「規定」の下に「及び自衛隊法第三十一条の六の規定」を加える。

第十二条第四項中「及び第五十八条」を「第五十八条及び第六十条の二」に改める。

第十七条中「第三十三条第二項及び第三項」を「第三十三条第三項及び第四項」に、「第七十四条」を「から第七十四条まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条及び附則第四十二条の規定 公布の日

二 第一条中国国家公務員法の目次の改正規定(第七款 幹部候補育成課程(第六十一条の七)第七款の九)に係る部分に限る。及び同法第三章第二節に二款を加える改正規定(第七款に係る部分に限る。並びに第二十四条中幹部国家公務員法第三条第二項の改正規定並びに附則第二十条中裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)本則第一号の改正規定(第六十四条第二項)を、第六十一条の七第二項第四号、第五号及び第七号、第六十一条の八、第六十四条第二項に改める部分及び「及び第六十八条」を「並びに第六八条」に改める部分に限る。施行日から起算して三月を経過する日

三 第一条中国国家公務員法第六十六条の四第三項の改正規定及び同法第九十九条第十六号の改正規定、第四条中内閣府設置法第十五条の改正規定及び同法第十六条の改正規定、第五条中復興庁設置法第十一条の改正規定、第六条中国国家行政組織法第十八条の改正規定及び同法

第二十五条第一項の改正規定、第七条中総務省設置法の目次の改正規定(職及び)を削り、「第一節 特別な職(第七条)を「第一節 削除」に改める部分に限る。)、同法第三章の章名の改正規定及び同章第一節の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定、第八条の規定、第九条中財務省設置法の目次の改正規定、同法第三章の章名の改正規定及び同章第一節の改正規定、第二十一条中財務省設置法第六十六条第一項の改正規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中幹部国家公務員法第二条第一項第一号の改正規定(「同法第十八条第一項に規定する事務次官」を削る部分に限る。並びに附則第七条第二項の規定、附則第十二条中恩給法(大正十二年法律第四十八号)第二十条第二項第二号の改正規定、附則第十三条から第十五条までの規定、附則第二十一条中防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第四条第一項の改正規定及び附則第二十四条の規定 施行日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 内閣は、第一条の規定による改正後の国家公務員法(以下「新国家公務員法」という。第三十三条第二項、第三十五条、第三十六条第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十九条第二項及び第六十条第一項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

2 内閣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(次項において「新一般職給与法」という。第六条の二第二項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、人事院(会計検査院の職員の占める官職の号俸に関する同項の政令にあつては、会計検査院及び人事院)の意見を聴くことができる。

第三 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院(会計検査院の職員の職務の級の定数にあつては、会計検査院及び人事院)の意見を聴くことができる。

3 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院(会計検査院の職員の職務の級の定数にあつては、会計検査院及び人事院)の意見を聴くことができる。

(給与制度の抜本的な見直し)

第三条 政府は、新国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与制度について、能力及び実績に応じた処遇の徹底、高年齢である職員の給与の抑制等を図り、より弾力的な降給等を行うことができるよう、民間における賃金の在り方を参考としつつ、できる限り早期に抜本的な見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(民間人材登用センターの廃止)

第四条 民間人材登用センターは、前条の規定による法制上の措置により制定される法律の施行に併せて廃止するものとする。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、新国家公務員法第二十七条の二及び第六十一条の五の規定の適用については、新国家公務員法第二十七条の二中、「合格した採用試験の種類及び第六十一条の七第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」とあるのは「及び合格した採用試験の種類」と、新国家公務員法第六十一条の五第一項中、「第六十一条の七第二項第二号に規定する課程対象者その他」とあるのは「その他」とする。

2 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新国家公務員法第六十一条の四第一項及び第六十一条の五第三項の規定の適用については、新国家公務員法第六十一条の四第一項中「管理職に属する官職」とあるのは「管理職に属する官職であつて政令で定めるもの」と、新国家公務員法第六十一条の五第三項中「管理対象者」とあるのは「管理対象者であつて政令で定める者」とする。

四

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間は、第二十二条の規定による改正後の自衛隊法(以下「新自衛隊法」という。)第三十一条第二項中「合格した試験の種類及び課程対象者(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十一条の七第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の十第一項において同じ。)であるか否か又は課程対象者であつたか否か」とあるのは「及び合格した試験の種類」と、同条第三項中「国家公務員法」とあるのは「国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)」と、新自衛隊法第三十一条の十第一項中「課程対象者その他」とあるのは「その他」とする。

2 施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新自衛隊法第三十一条第二項中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」とあるのは「人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」又はその他の能力の実証」と、新自衛隊法第三十一条の二、第三十七條第一項及び第二項並びに第六十九條第一項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」と、新国家公務員法第六十一条の七第二項第一号中「規定する人事評価」とあるのは「規定する人事評価(同法第二条第五項に規定する隊員にあつては、同法第三十一条第二項に規定する人事評価又はその他の能力の実証)」とする。

3 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新自衛隊法第三十一条の九第一項中「属する官職」とあるのは「属する官職(管理職に属する官職にあつては、政令で定めるものに限る。)」と、新自衛隊法第三十一条の十第三項中「管理対象者」とあるのは「管理対象者であつ

て政令で定める者」とする。

(恩給法等の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に附則第十二條の規定による改正前の恩給法(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則その他恩給に関する法令を含む。以下「旧恩給法」という。)の規定により同条の規定による改正前の恩給法第十二條に規定する局長(以下「旧恩給法第十二條に規定する局長」という。))に対してなされている異議申立て又は審査請求は、附則第十二條の規定による改正後の恩給法(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則その他恩給に関する法令を含む。))の規定により総務大臣に対してなされた異議申立て又は審査請求とみなす。

2 従前の規定による事務次官については、附則第十二條の規定による改正後の恩給法第二十條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧恩給法並びに附則第三十五條の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)附則及び附則第二十三條の規定による改正前の同法附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の規定により旧恩給法第十二條に規定する局長がした恩給又は互助年金若しくは互助一時金に関する処分及びこの法律の施行前に旧恩給法の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分並びにこの法律の施行前になされた恩給又は互助年金若しくは互助一時金の請求に係る不作為についての不服申立てについては、第一項の場合を除き、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、

この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。)の相当の規定によつてしたものとみなす。

(命令の効力)

第九條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めらるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第十一條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

(恩給法の一部改正)

第十二條 恩給法の一部を次のように改正する。
第十二條中「総務省ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長」を「総務大臣」に改める。

第十三條第一項中「ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得」を「ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五條ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日より起算シテ一年以内トス」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。
第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第十五條中「前条第一項ノ審査請求ノ裁決」を「第十三條第一項ノ異議申立ノ決定」に、「退職手当・恩給審査会(以下審査会ト称ス)」を「審査会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條ニ規定スル機関ヲ謂フ)ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下審査会等ト称ス)」に改める。

第十五條ノ二中「審査請求」を「異議申立」に、「裁決」を「決定」に改める。

第二十條第二項第二号中「事務次官」を削る。

第四十六條第三項、第四十六條ノ二第三項及び第四十八條第三号中「審査会」を「審査会等」に改める。

(皇室経済法の一部改正)

第十三條 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「財務事務次官」を「財務大臣の指定する財務省の職員」に、「官吏」を「職員」に改める。

(裁判所法の一部改正)

第十四條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「法務省の事務次官」を削る。

(検察庁法の一部改正)

第十五條 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第三号中「法務省の事務次官」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第十六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「官民人材交流センター」を「民間人材登用センター」に改める。
別表第一恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の項中「恩給法第十二條に規定する局長以外の者たる」を削る。

(職業安定法の一部改正)

第十七条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削る。

附則第十五項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削り、「は、同条に規定する局長に対してするもの」を「に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項本文の期間は、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内」に改める。

附則第十六項から第十八項までを次のように改める。

16 行政不服審査法第十四条第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。

17 総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならぬ。

18 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

附則第十九項を削る。

(道路運送車両法の一部改正)

第十九条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「基く人事院規則による外」を「基づく命令によるほか」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二十条 裁判所職員臨時措置法の一部を次のように改正する。

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成二十五年十一月二十二日

本則中、「総務大臣」を削り、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視・適正化委員会」に改め、「同法第六十六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」とを削り、本則第一号中「第二十八号」の下に、「第三十六号第二項、第四十二項、第五十条第二項、第六十号第二項、第六十一号の二、第六十一号の四から第六十一号の六まで」を加え、「第六十四号第二項」を「第六十一号の七第二項第四号、第五号及び第七号、第六十一号の八、第六十四号第二項」に改め、「第六十三号第二項」の下に、「第七十三号の二」を加え、「及び第八号」を「並びに第八号」に改め、本則第三号中「及び」を「第六条の二第三項及び第四項、第八号第十三項及び第十四項並びに」に改め、本則第四号中「及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第二十一条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四号第一項中「事務次官」を削る。

第十四条第二項中「管理職員」を「管理監督職員」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

第二十六条の二第三項第二号中「第四十二条第一号」を「第四十二条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第二十八号の二第一項中「第十九条第一項」

を「第二十号第一項」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二号 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二号の二中「退職手当・恩給審査会」を「恩給法第十五条に規定する審議会等」に改める。

附則第三十五号の二第三項中「又は恩給法第十二条に規定する局長」を削る。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)第十四条

施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第五十五条

三 国会議員互助年金法を廃止する法律附則第二号第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法第十五条の二第三項、第二十一条第一項及び第二十七号

(防衛省設置法の一部改正)

第二十四号 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九号の二第四項中「事務次官」を削る。

(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正)

第二十五条 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六号第一項中「第十九条第一項」を「第二十号第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十六号 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十一の項中「第四十二条」を「第四十二条第一項」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七号 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「及び第十九条第三項」を削り、「同法第七号の二第一項」を「同条第一項」に改める。

(国家安全保障会議設置法の一部改正)

第二十八号 国家安全保障会議設置法(昭和六十年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十一条第三項」を「第二十二号第三項」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二十九号 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七号第六項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十六条の表第六条の二の項及び第二十四条の表第六条の二の項中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第三十条 次に掲げる法律の規定中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第七号第二項

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百十五号)第八条第二項

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の

一部改正

第三十一条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第三十二条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項及び第三項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第五十四条の二第二項中「第十八条の五第一項、第十八条の六」を削り、「（第二項第三号を除く）、第六十六条の三、第六十六条の四」を「から第六十六条の四まで、第六十六条の五第二項（第三号に係る部分に限る。）」に、「同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに」を「並びに同法第九十九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）及び」に、「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに」を「採用試験、任用、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八條第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定」に改め、「準用する前各項」との下に、「同法第六十六条の五第二項第三号中「前三条」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三条」とを加え、「第百十二条第一号」を「第百十一条の二及び第百十二条第一号」に改め、同条第六項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第五十九条第二項中「場合には、人事院」を「場合には、内閣総理大臣」に、「により人事院」を「により内閣総理大臣」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第三十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令」に改める。

（構造改革特別区域法等の一部改正）

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣府又は各省の」を「内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）」に改める。

一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四十八号

二 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九号

三 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第八十七号

（国會議員互助年金法を廃止する法律の一部改正）

第三十五条 国會議員互助年金法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第三十六条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第四条第一号の項中「第四十二条第二号」を「第四十二条第一項第二号」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第三十七条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「この法律」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日から起算して三年間は、この法律」に改め、「当分の間」を削る。

る。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三十八条 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十五条中「所管する」の下に「内閣官房、」を、「各省の」の下に「内閣官房令（告示を含む。）」を加える。

（自衛隊法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条 自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち自衛隊法第九十九条第一項の改正規定中「はじめて」を「初めて」に、「及び」「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に削る。

（安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二条中内閣法第二十四条を第二十五条とする改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同条を第二十四条とする改正規定並びに同法第二十二條とする改正規定を次のように改める。

第二十六条を第二十七条とし、第二十二條から第二十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条のうち内閣法第二十条第一項の改正規定中「第二十條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

第二条中内閣法第二十条を第二十一条とし、第十九條を第二十条とし、第十八條を第十九條とする改正規定を次のように改める。

第二十一条を第二十二條とし、第十八條から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二条のうち内閣法第十六條の次に一條を加える改正規定のうち第十七條第二項第一号中「第二十一條第三項」を「第二十二條第三項」に改める。

改める。

第二条に次のように加える。

附則第三項中「第二十條第二項」を「第二十一條第二項」に改める。

附則第一項中「規定」の下に「及び附則第三項の規定」を加える。

附則第二項中「第二十一條第三項」を「第二十二條第三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（総務省設置法の一部改正）

3 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の一部改正）

第四十一条 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第七條第六項中「第三項」を「第四項」に改める。

（関係法律の整理）

第四十二条 附則第十二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

幹部国家公務員法案

幹部国家公務員法

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
第二章 任用等（第四条―第十二条）
第三章 分限等（第十三条―第十六条）
第四章 国家公務員法の準用（第十七条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めることを目的とする。
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職（自衛官以外の隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員をいう。）が占める職を除く。以下同じ。）又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

二 採用 幹部職員以外の者を幹部職に任命することを用いる。

三 昇任 幹部職員をその幹部職員が現に任命されている幹部職より上位の職制上の段階に属する幹部職又は一般職（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職をいう。以下同じ。）に属する官職であつてこれに相当するものとして幹部職の官職ごとに政令で定めるものに任命することを用いる。

四 降任 幹部職員をその幹部職員が現に任命

されている幹部職より下位の職制上の段階に属する幹部職又は一般職に属する官職であつてその幹部職員が現に任命されている幹部職より下位の職制上の段階に属するものとして幹部職の官職ごとに政令で定めるものに任命することを用いる。

五 転任 幹部職員をその幹部職員が現に任命されている幹部職以外の幹部職又は一般職に属する官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

六 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

2 前項第六号の標準的な官職は、部長、局長その他の幹部職に属する官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。
（人事管理の原則）

第三条 幹部職員の任用、給与その他の人事管理は、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うことを目的として、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、幹部職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）その他の評価を基礎としつつ、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、弾力的に行われなければならない。

2 幹部職員の任用、給与その他の人事管理は、幹部職員の採用年次（国家公務員法第二十七条の二の職員の採用年次をいう。）及び合格した採用試験の種類（同条の採用試験の種類をいう。）にとらわれてはならない。

第二章 任用等

（任命権者）

第四条 幹部職の任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下この項において同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮

内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁（第十二条第三項において「実施庁」という。）以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

2 内閣は、内閣が任命権を有する幹部職の任命権を、内閣総理大臣又は國務大臣に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもって、これを内閣総理大臣に提示しなければならない。

3 この法律及び政令に規定する要件を備えない者は、これを幹部職に採用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる幹部職にも配置してはならない。
（適格性審査及び幹部候補者名簿）

第五条 内閣総理大臣は、次に掲げる者について、政令で定めるところにより、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有するか否かを判定するための審査（以下「適格性審査」という。）を行うものとする。

一 幹部職員

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者が内閣総理大臣に推薦した者

三 第八条の規定による幹部職員の公募（幹部職の職務の具体的な内容並びに当該幹部職に求められる能力及び経験を公示して、当該幹部職の候補者を募集することをいう。以下同じ。）に応募した者

四 適格性審査を受けることを内閣総理大臣に

申し出た者であつて、幹部職の職務の遂行に欠くことのできない最小限度の要件として政令で定めるものを満たす者
2 内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者に

ついて、政令で定めるところにより、氏名その他の政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。

3 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名簿を更新するものとする。

5 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房長官に委任する。
（幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用）

第六条 幹部職員の採用は、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

2 幹部職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

3 任命権者は、幹部職員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。

（内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等）

第七条 任命権者は、幹部職員の採用並びに昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の一般職に属する官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令

で定めるものに限る。次項において同じ。及び免職を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職又は免職（以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調ったときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

（幹部職員の公募）

第八条 幹部職員の公募は、内閣総理大臣が、次項の通知を受けたとき又は第三項の協議が調ったときに、当該通知又は当該協議に係る幹部職員について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 任命権者は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することができる。

（公募を行った幹部職への任命）

第九条 幹部職員及び一般職に属する職員（以下の条において「幹部職員等」という。）以外の者のみを募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、当該幹部職員の公募に応募した者の中から第六条第一項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は同項に規定する

適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

2 幹部職員等のみを募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、当該幹部職員の公募に応募した者の中から第六条の規定に基づき行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は同条に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

3 幹部職員等以外の者及び幹部職員等である者の双方を募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、第六条の規定にかかわらず、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該幹部職員の公募に応募した者であり、かつ、幹部職員等以外の者及び幹部職員等である者に対する共通の選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。）次項において同じ。）により、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から、幹部職員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

4 前項に規定する共通の選考は、幹部職員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならぬ。

（幹部職の職務明細書）

第十条 任命権者は、政令で定めるところにより、幹部職に属する官職について職務明細書（採用、昇任、転任及び降任（第十五条に規定する特別降任を除く。第十四条において同じ。）の基礎並びに人事評価の基礎となるべき資料として、職

務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。次項において同じ。）を作成しなければならない。

2 前項の場合において、任命権者は、あらかじめ、職務明細書の記載の内容につき、内閣総理大臣に協議しなければならない。

（人事に関する情報の管理）

第十一条 内閣府、各省その他の機関は、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により送付された人事記録の写しに必要があるとき、幹部職員の人事に関する情報の提供を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び前項の規定により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、幹部職員の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

（特殊性を有する幹部職の特例）

第十二条 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣法制局及び内閣府を除く。以下「内閣の直属機関」という。）、人事院、検察庁及び会計検査院の幹部職（当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権者を行う者であるものを除く。）については、第五条から第九条まで及び第十條第二項の規定は適用せず、前条第一項の規定の適用については、同項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

2 警察庁の幹部職については、第五条、第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十條第二項の規定は適用せず、第七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、第七条第一項中

「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「任命権者が警察庁長官である場合にあっては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあっては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができる」と、前条第一項中「政令」とあるのは「当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

3 内閣法制局、官内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第七条第二項及び第八条第三項の規定は適用せず、第七条第一項並びに第八条第一項及び第二項の規定の適用については、第七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」と、第八条第一項中「とき又は第三項の協議が調ったとき」とあるのは「ときに」と、「又は当該協議に係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

4 国家公務員法第五十七条及び第五十八条の規定は、内閣の直属機関、人事院、警察庁、検察庁及び会計検査院の幹部職（当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権者を行う者であるものを除く。）について準用する。この場合において、同法第五十七条中「選考による職員」とあるのは、「幹部職員」と読み替えるものとする。

第三章 分限等

(身分保障)

第十三条 幹部職員は、法律又は政令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

2 幹部職員は、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断される場合には、政令で定める基準により、降給されるものとする。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第十四条 任命権者は、幹部職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は、政令で定めるところにより、その意に反して、降任又は免職を行うことができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合(現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかった場合を含む)。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その幹部職に必要ない適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うための特別降任)

第十五条 任命権者は、幹部職員について、前条各号のいずれにも該当しない場合においても、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断するときは、政令で定めるところにより、その意に反して、特別降任(降任のうち、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うため、幹部職員をその幹部職員が現に任命されている幹部職より下位の職制上の段階に属する幹部職に任命すること又は管理職(国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるものをいう)のうち職制上の段階が最上位の段階のものとして政令で定めるものに任命すること)を行うこと

ができる。

(本人の意に反する休職の場合)

第十六条 任命権者は、幹部職員について、次の各号のいずれかに該当する場合又は政令で定めるその他の場合においては、その意に反して、休職を行うことができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

第四章 国家公務員法の準用

第十七条 国家公務員法第一条第二項から第五項まで、第十八条の二から第十八条の六まで、第十九条、第二十条、第二十七条、第三十二条第二項及び第三項、第三十五条、第六十一条、第四十一条まで、第五十四条、第六十一条、第七十条の二から第七十一条まで、第七十二条、第七十四条、第七十六条、第七十七条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条、第八十九条から第九十九条まで、第一百条第一項から第三項まで、第一百零一条から第一百零六条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)、同法第九十九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)及び第一百零二条の規定並びに同法附則第十六条の規定は、幹部職及び幹部職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(幹部職員の給与及び退職手当)

第二条 政府は、幹部職員の給与及び退職手当について、この法律の施行後六月以内に、次に掲

げる原則に従つて、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一 任命権者が、行政の遂行を最大限に効果的に行う観点から、弾力的に運用することのできる制度とすること。

二 検討に際し、民間における給与及び退職手当の制度を参考とすること。

2 幹部職員の給与及び退職手当については、別に法律で定める日までの間、従前の例によるものとする。

(長官等の職制上の段階の整理等)

第三条 警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官その他国家行政組織法第六条に規定する長官その他の従来同法第二十一条第一項に規定する局長(以下この項において「局長」という。)より上位の職制上の段階に属するものと扱われてきた官職については、局長と同一の職制上の段階に属するものに改めるものとする。

2 政府は、この法律の施行後六月以内に、前項に定める措置を含め、事務次官の廃止を含む幹部職の再整理を行った上で、幹部職員の給与体系に係る規定の整備その他の法制上の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に一般職に属する職員であつて幹部職(内閣の直属機関、人事院、警察庁、検察庁及び会計検査院の幹部職(当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。))を除く。を占めるものは、別に辞令を用いなく、この法律の施行の日に第六条第一項の規定により幹部職員として採用されたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に一般職に属する職員であつて内閣の直属機関、人事院、警察庁、検察庁及び会計検査院の幹部職(当該幹部職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命

権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。))を占めるものは、別に辞令を用いなく、この法律の施行の日に第十二条第四項において読み替えて準用する国家公務員法第五十七条の規定により内閣の直属機関、人事院、警察庁、検察庁及び会計検査院の幹部職員として採用されたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(国家公務員法の一部改正)

第五条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 幹部国家公務員法(平成二十五年法律第 号)第二条第一項第一号に規定する幹部職員

第五十五条第一項ただし書を削る。

第六十六条の四第二項中「部長若しくは」を削り、「これら」を「当該職若しくは同項に規定する部長の職」に改め、同条第三項中「事務次官」を「事務次官又は」に改め、「又はこれら」を削る。

第六百九条第十五号中「部長若しくは」を削り、「これら」を「当該職若しくは同項に規定する部長の職」に改め、同条第十六号中「事務次官」を「事務次官又は」に改め、「又はこれら」を削る。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第四条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備)

第八条 附則第五条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由

国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村 啓介君外四名提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の五第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前三条の規定の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

第六十六条の二十一に次の一項を加える。

委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 職員に適用される基準

第一節 通則(第三条―第六条)

第二節 任免(第七条)

第一款 通則(第八条―第十四条)

第二款 採用試験(第十五条―第二十三条)

第三款 採用候補者名簿(第二十四条―第二十七条)

第四款 選考(第二十八条―第三十条)

第五款 任用(第三十一条―第三十九条)

第六款 休職、復職、退職及び免職(第四十条)

第七款 管理職員の任用等に係る特例(第四十一条―第四十四条)

第八款 幹部候補育成課程(第四十五条―第四十七条)

第三節 派遣(第四十八条―第四十九条)

第四節 給与(第五十条)

第一款 通則(第五十一条―第五十四条)

第二款 給与の支払(第五十五条―第五十八條)

第五節 人事評価(第五十九条―第六十一条)

第六節 能率(第六十二条―第六十四条)

第七節 分限、懲戒及び保障(第六十五条)

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等(第六十六条―第七十二条)

第二目 定年(第七十三条―第七十七条)

第二款 懲戒(第七十八条―第八十二条)

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求(第八十三条―第八十五条)

第二目 職員の意に反する不利益な処分に關する審査(第八十六条―第九十一条)

第三目 公務傷病に対する補償(第九十二条―第九十三条)

第八節 服務(第九十四条―第九十五条)

第九節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制(第九十六条―第九十七条)

第二款 再就職等規制違反の調査等(第九十八条―第一百零一条)

第三款 離職年金制度(第一百零二条―第一百零六条)

第十節 雑則(第一百零七条―第一百一十二条)

第十一節 雑則(第一百二十三条―第一百二十四条)

第三章 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等(第一百二十五条―第一百四十四条)

第二節 再就職等監視・適正化委員会(第一百四十五条―第一百五十七条)

第三節 国家公務員倫理審査会(第一百五十八条)

第四章 雑則(第一百五十九条―第一百六十五条)

第五章 罰則(第一百六十六条―第一百七十条)

附則

第二条第三項第三号中「人事官及び」を削り、同項第十七号を同項第二十九号とし、同項第十六号中「人事院規則」を「政令」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第十五号を第二十七号とし、第十四号の二を第二十六号とし、第十四号を第二十五号とし、第十三号を第二十四号とし、第十二号の二を第二十三号とし、第十二号を第二十二号とし、第十一号の二を第二十一号とし、第十一号を第二十号とし、同項第十号中「人事院規則」を「政令」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第九号を第十八号とし、第八号の二を第十七号とし、同項第八号中「人事院規則」を「政令」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第七号の二を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 大臣補佐官

十五 政務調査官

第二条第三項第七号を第十二号とし、第六号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 内閣政務参事

十一 内閣政務調査官

第二条第三項第五号の四を第八号とし、第五号の三を第七号とし、第五号の二を第六号とし、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に、「本条」を「この条」に改める。

第二章を削る。

第二十七条中「すべて」を「全て」に、「第三十八条第五号」を「第三十一条第四号」に、「の外」を「ほか」に改め、第三章第一節中同条を第三条とする。

第二十七条の二の見出しを「人事行政の原則」に改め、同条中「及び合格した」を「合格した」に改め、「種類」の下に「及び第四十五条第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否か」を加え、「第五十八条第三項に規定する」を「この法律に特段の定めがある」に改め、「人事評価」の下に「(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

第二十七条の二を第四条とする。

第二十八条第一項中「に基づいて」を「及び他の法律に基づいて」に、「給与」を「職員の給与」に改め、同項後段及び同条第二項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(労働関係に関する制度)

第六条 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

第二十九条から第三十二条までを削る。

第三章第二節の節名中「採用試験及び」を削る。

第三十三条第三項中「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、第三章第二節中同条を第七条とする。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

六 管理職員 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれら

の官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

第三章第二節第一款中第三十四条を第八条とする。

第三十五条中「人事院規則に別段の定を」政令に別段の定め」に、「いずれか」を「いずれか」に改め、同条ただし書を削り、同条を第九条とする。

第三十六条ただし書中「人事院規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 医師その他の法令に基づく資格を有する者をもつて充てるべき官職又は職務の内容若しくは職務に必要な能力及び適性が専門的である官職であつて、競争試験による採用が必要がないもの又は競争試験による採用が不適当であるものとして政令で定める官職に採用しようとする場合

二 採用しようとする官職に係る第二十四条の採用候補者名簿が第二十七条の規定により失効し、現に有効な採用候補者名簿がない場合又は当該官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合

三 職員であつた者であつて、採用しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力を有すると見込まれる者を採用しようとする場合

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

第三十六条を第十条とする。

第三十七条を削る。

第三十八条中、「人事院規則の定める場合を除くほか」を削り、第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第十一条とする。

第三十九条を第十二条とし、第四十条を第十三条とする。

第四十一条中「試験機関」を「試験機関（公

務員庁又は採用試験を実施する行政機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第十四条とする。

第四十二条中「人事院規則」を「この款」に、「これを行う」を「試験機関が、公正に実施するものとする」に改め、第三章第二節第二款中同条を第十五条とする。

第四十三条中「第四十四条」を「次条」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とする。

第四十四条中「人事院は、人事院規則により、」を削り、「且つ」を「かつ」に、「要件を」を「要件は、政令で」に改め、同条を第十七条とする。

第四十五条中「判定することをもつてその目的とする」を「客観的かつ多角的に判定できるものでなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

採用試験に係る官職、当該官職の区分に応じた採用試験の種類その他採用試験の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

試験機関は、政令で定めるところにより、合格者を決定する方法を定め、採用試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある事項を除き、あらかじめ、公表するものとする。

第四十五条を第十八条とする。

第四十六条中「人事院規則の」を「政令で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（採用試験の時期及び場所）
第二十条 採用試験の時期及び場所は、国内の受験資格者が、無理なく受験することができるよう、これを定めなければならない。

第四十七条第二項中「及び給与」を「並びに給与」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則の」を「政令で」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「

取り消し」を「取り消し、」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（合格の取消し等）

第二十二条 試験機関は、不正の手段によつて採用試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく政令に違反した者に対しては、当該採用試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

（試験に関する報告要求等）

第二十三条 内閣総理大臣は、第十四条の政令で定める行政機関に対し、政令で定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができる。

内閣総理大臣は、前項の行政機関が法令に違反して採用試験を行つた場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第四十八条及び第四十九条を削る。

第五十条中「採用試験による職員の採用については、人事院規則の」を「試験機関は、政令で」に改め、第三章第二節第三款中同条を第二十四条とする。

第五十一条を第二十五条とし、第五十二条を第二十六条とする。

第五十三条中「人事院の」を「内閣総理大臣の」に、「いつでも、人事院は、任意に」を「内閣総理大臣は」に改め、同条を第二十七条とする。

第五十四条第二項第二号中「第五十六条の採用候補者名簿」を「第三十三条の採用試験」に、「第五十七条」を「第三十四条」に改め、同項第三号中「第五十八条」を「第三十五条」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 管理職への任用に関する指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 第三十八条の職員の公募（官職の職務の

具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下同じ。）に関する指針

七 官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の選考による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）に関する指針

第五十四条第二項の次に次の一項を加える。
前項第六号の指針を定めるに当たつては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

第三章第二節第四款中第五十四条を第三十一条とする。

第五十五条第一項中「会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく政令」に改め、同条を第三十二条とする。

第五十六条の見出し中「採用候補者名簿」を「採用試験」に改め、同条中「採用候補者名簿による」を「採用試験による」に、「当該」を「当該採用試験に係る官職について作成された」に、「記載された」を「記載されている」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、任命権者は、当該採用候補者名簿に記載されている者の中から採用することができない場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、当該官職と職務の内容が類似し、かつ、その職務の複雑及び責任の度が同等以上の官職に係る採用候補者名簿に記載されている者の中から、面接を行い、その結果を考慮して、当該

官職への採用を行うことができる。

第五十六条を第三十三条とし、第五十七条を第三十四条とする。

第五十八条に次の一項を加える。

任命権者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した職員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

第五十八条を第三十五条とする。

第五十九条の見出しを「(条件付任用期間)」に改め、同条第一項中「すべての」を「全ての」に、「すべて条件付」を「全て条件付」に改め、「六月」の下に「(当該職員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあっては、六月を超え一年を超えない範囲内で政令で定める期間)」を加え、同条第二項中「条件付採用に」を「条件付採用に」に改め、「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削り、「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む)、第七十五条第一項に規定する定年退職者等が同項又は第七十六条第一項の規定により採用された場合その他政令で定める場合には、適用しない。

第五十九条を第三十六条とする。

第六十条第一項中「人事院規則の」を「政令で」、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「任用される」を「任用される」に

改め、同条第三項中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、「又は人事院規則」を削り、同条第五項を削り、同条を第三十七条とし、第三章第二節第四款中同条の次に次の二条を加える。

(職員の公募)

第三十八条 任命権者は、官職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において職員の公募を行うときは、政令で定める手続に従つて行わなければならない。

(選考による採用に関する報告要求等)

第三十九条 人事公正委員会は、任命権者に対し、人事公正委員会規則で定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

人事公正委員会は、任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行つた場合には、その是正のための必要な指示を行うことができる。

人事公正委員会が前項の規定による指示を行つた場合には、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第六十一条の見出しを削り、同条中「任命権者」を「任命権者」に、「人事院規則」を「この法律に基づく政令」に改め、第三章第二節第五款中同条を第四十条とする。

第三章第二節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款 選考

(選考の実施)

第二十八条 選考は、政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとする。

選考は、選考をされる者が、当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない。

(選考の告知)

第二十九条 任命権者は、選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、当該選考の告知を公告により行わなければならない。ただし、職員が任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の役員若しくは公庫等に使用される者(以下「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として当該職員であつた者を採用しようとする場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用しようとする場合を含む。)に選考を行おうとする場合、当該官職が極めて高度の知識又は特殊な経験を必要とするものであることにより、当該選考の告知を行うことが適当でない認められる場合その他これらに類する場合として政令で定める場合にあっては、この限りでない。

(選考の受託)

第三十条 公務員庁は、任命権者の委託により、前二条の事務の一部を行うことができる。

第七款 管理職員の任用等に係る特例

第四十一条 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする管理職への任用に係る調整)

第四十二条 内閣総理大臣は、任命権者(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員(以下「自衛隊員」という。)の任免について権限を有する者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。)を異にする管理職(同法第三十条の二第二項第七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

(人事に関する情報の管理)

第四十三条 内閣総理大臣は、この款及び次款の規定の円滑な運用を図るため、内閣府、各省その他の機関に対し、政令で定めるところにより、当該機関の管理職員、第四十五条第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるものの人事に関する情報の提供を求めることができる。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

(特殊性を有する管理職等の特例)

第四十四条 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法制局及び内閣府を除く。)の官職(その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。)並びに警察庁、検察庁及び会計検査院の官職については、第四十一条の規定は適用せず、前条第一項の規定の適用については、同項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの(次条の官職に就いている職員については、当該職員が幹部国家公務員法第五条第一項に規定する適格性審査を受ける場合その他の政令で定める場合に限る。)」とする。

第八款 幹部候補育成課程

(運用の基準)

第四十五条 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む）、会計検査院長その他の機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部国家公務員法第二条第一項第一号に規定する幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職員を含む。）の候補となり得る管理職員（同項第七号に規定する管理職員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（自衛隊員（自衛官を除く。）を含む。次項において同じ。）を育成するための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従ひ、運用するものとする。

前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の

管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たっては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

(運用の管理)

第四十六条 各大臣等（会計検査院長を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

第四十七条 第四十二条の規定は、任命権者を異にする官職（自衛隊法第三十条の二第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。）への課程対象者の任用について準用する。

第六十二条に次の一項を加える。

職員の給与は、生計費、民間における賃金

その他の事情を考慮して定められなければならない。

第三章第三節第六十二条を第五十条とする。

第三章第三節第一款中第六十三条を第五十一条とする。

第六十四条第二項中、「生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ」を削り、同条を第五十二条とする。

第六十五条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(給与に関する制度についての調査研究等)

第五十四条 内閣総理大臣は、職員の給与に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

第六十六条及び第六十七条を削る。

第六十八条第二項中「何時でも人事院の」を「いつでも内閣総理大臣が指定する」に改め、同条第三項中「人事院規則でこれを」を「政令でこれを」に改め、第三章第三節第二款中同条を第五十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(給与の支払の監理)

第五十五条 内閣総理大臣は、職員に対する給与の支払を監理する。

職員に対する給与の支払は、この法律及び給与に関する法律に反して行つてはならない。

第六十九条中、「人事院規則又は人事院指令」を削り、「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、同条を第五十七条とする。

第七十条中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、「人事院規則又は人事院指令」を削り、「外」を「ほか」に改め、同条を第五十八条とする。

第三章第四節第七十条の二を第五十九条とする。

第七十条の三第二項中、「人事院の意見を聴いて」を削り、同条を第六十条とする。

第七十条の四を第六十一条とする。

第七十一条第二項中「前項」を「職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項その他前項」に、「必要な」を「必要な」に改め、「法律」の下に「及び他の法律」を加え、「人事院規則でこれを」を「政令で」に改め、同条第三項中「第七十三条第一項第一号の事項については、人事院」を削り、「これが」を「その」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の政令で定める職員の保健及び安全保持並びに厚生に関する事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）その他の法令に定める民間事業の従事者の安全衛生及び福祉に関する事項との均衡を考慮して定められるものとする。

第三章第五節第七十一条を第六十二条とする。

第七十二条を削る。

第七十三条第一項中「第一号の事項については、人事院」を削り、「左の」を「次に掲げる」に、「これが」を「その」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「（同項第一号の事項については、人事院」を削り、「当る」を「当たる」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号に掲げる事項についての計画は、同項の目的を達成するために必要かつ適切な職員の研修の機会が確保されるものでなければならない。

第七十三条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(能率の増進を図るための意見の申出)

第六十四条 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図る必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）又は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）の執行について、

関係庁の長に意見を述べることができる。

第七十四条第二項中「人事院規則でこれを」を「政令（勤務条件に関する行政措置の要求及び職員に意に反する不利益な処分等の審査に関する事項については、人事公正委員会規則）で」に改め、第三章第六節中同条を第六十五条とする。

第七十五条第一項中「法律又は人事院規則に」を「法律又はこれに基づく命令で」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「第六十九条各号に掲げる場合との権衡を考慮して政令で」に改め、第三章第六節第一款第一目中同条を第六十六条とする。

第七十六条中「第三十八条各号の一」を「第十一号各号（第三号を除く。）のいずれか」に改め、「人事院規則に定める場合を除いては」を削り、同条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（離職）

第六十八条 この法律又は他の法律に定めるもののほか、前条の規定による失職、次条又は第七十八条第一項若しくは第二項の規定による免職、第七十三条の規定による定年による退職その他の職員の離職に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十七条を削る。

第七十八条中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十九条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「又は人事院規則で定めるその他の場合」を削り、同条に次の二号を加える。

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合において定員に欠員がないとき。

第七十九条を第七十条とする。

第八十条の見出し中「休職の」の下に「期間及び」を加え、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間

二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間

前項の規定による休職の期間が終了したときは、前条の規定により休職とされた職員が離職する場合を除き、当該職員に速やかに復職を命じなければならない。

第八十条第三項を削り、同条を第七十一条とする。

第八十一条第一項中「第七十五条、第七十八条」を「第六十六条、第六十九条」に、「第十九条」を「第八十六条」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「同項第一号に掲げる職員にあつては臨時的任用の性質を、同項第二号に掲げる職員にあつては条件付採用の性質を、それぞれ考慮して政令」に改め、「ことができる」を削り、同条を第七十二条とする。

第八十一条の二第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項各号中「人事院規則」を「政令」に改め、第三章第六節第一款第二目中同条を第七十三条とする。

第八十一条の三第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第七十四条とする。

第八十一条の四第一項中「第八十一条の二第一項」を「第七十三条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条を第七十五条とする。

条とする。

第八十一条の五第三項中「第八十一条の二第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条を第七十六条とする。

第八十一条の六を第七十七条とする。

第八十二条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」の下に「（平成十一年法律第二百二十九号）を加え、同条第二項中「特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるもの」に使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）を「特別職国家公務員等」に、「第八十一条の四第一項」を「第七十五条第一項」に、「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

内閣総理大臣は、懲戒処分に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

内閣総理大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章第六節第二款中第八十二条を第七十八条とする。

第八十三条第一項中「一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める」を「一年以内とする」に改め、同条第二項中「第九十二条」を「第九十条」に、「外」を「ほか」に改め、同条に次の一項を加える。

減給は、一年以内の期間、俸給の月額額の五分の一に相当する額以下の額を給与の額から減ずるものとする。

第八十三条を第七十九条とする。

第八十四条第二項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第八十条とする。

該職員」に改め、同条を第八十条とする。

第八十四条の二中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、「（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同法第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関し行われるものに限る。）を削り、同条を第八十一条とする。

第八十五条中「付せらるべき」を「付せられるべき」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第八十二条とする。

第八十六条中「俸給、給料その他のあらゆる」を「給与、勤務時間その他の」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改め、「人事院若しくは」を削り、第三章第六節第三款第一目中同条を第八十三条とする。

第八十七条中「人事院」を「人事公正委員会」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第八十四条とする。

第八十八条中「人事院」を「人事公正委員会」に、「基き」を「基づき」に改め、「その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については」を削り、同条を第八十五条とする。

第八十九条第三項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、第三章第六節第三款第二目中同条を第八十六条とする。

第九十条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第八十七条とする。

第九十条の二を第八十八条とする。

第九十一条第一項中「第九十条第一項」を「第八十七条第一項」に、「人事院又はその定める機関は、ただちに」を「人事公正委員会又はその定める機関は、直ちに」に改め、同条第四項中「掲げる」を「規定する」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第八十九条とする。

第九十二条第一項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第二項中「人事院」を「人事公正委員会」に、「且つ」を「かつ」に、「な

し」を「講じ」に改め、同条第三項中「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に、「人事院に」を「人事公正委員会に」に改め、同条を第九十条とする。

第九十二条の二中「第八十九条第一項」を「第八十六条第一項」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を第九十一条とする。

第三章第六節第三款第三目中第九十三条を第九十二条とする。

第九十四条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十五条を削る。

第九十六条第一項中「すべて」を「全て」に、「且つ」を「かつ」に、「当つて」を「当たつて」に改め、同条第二項中「人事院規則でこれを」を「政令（政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事項については、人事公正委員会規則）で」に改め、第三章第七節中同条を第九十四条とする。

第九十七条を第九十五条とする。

第九十八条の見出し中「争議行為等の禁止」を「団結権の制限及び争議行為の禁止等」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第九十八条を第九十六条とし、第九十九条を第九十七条とする。

第一百条第四項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第五項中「前項の規定は、第十八条の四」を「第四百一条第一項」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に、「ついで準用する。この場合においては」を「関する前項の規定の適用については」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、「読み替えるものと」を削り、同条を第九十八条とする。

第一百条を第九十九条とする。

第二百一条第一項中「以て」を「もつて」に、「外、人事院規則」を「ほか、人事公正委員会規則」に改め、同条を第百条とする。

第二百三条の見出しを「営利企業に関する制限」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に、「人事院の」を「人事公正委員会の」に改め、同条第三項中「人事院は、人事院規則の」を「人事公正委員会は、人事公正委員会規則の」に改め、同条第四項中「人事院は、人事公正委員会規則の」を「人事公正委員会は、人事公正委員会規則の」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第五項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第六項中「第九十一条第三項」を「第八十七条第三項」に、「第九十一条第二項」を「第八十九条第二項」に、「第九十二条の二」を「第九十一条」に改め、同条第七項中「人事院」を「人事公正委員会」に、「決定せられた」を「決定された」に、「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に改め、同条を第百一条とする。

第二百四条中「許可」の下に「（職員が第四十八条第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認）」を加え、同条を第百一条とする。

第二百五条を第百三条とする。

第百六条を削る。

第百六条の二第二項第二号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に、「同条第一項」を「同条」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第百二十条に規定する就職の援助として行う場合

第三章第八節第一款中第百六条の二を第百四条とする。

第百六条の三第二項第三号中「センターから紹介された」を「第百二十条に規定する就職の援助を受けて」に改め、同項第四号中「政令」を「人事公正委員会規則」に、「内閣総理大臣」

を「人事公正委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第四項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に、「再就職等監視・適正化委員会」に、「ほう助」を「補助」に改め、同条を第百五条とする。

第百六条の四第五項第六号中「政令」を「人事公正委員会規則」に、「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に改め、同条第六項中「内閣総理大臣」を「人事公正委員会」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第七項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第八項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第九項中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、同条を第百六条とする。

第三章第八節第一款の款名を次のように改める。

第二款 再就職等規制違反の調査等

第百六条の五から第百六条の十五までを削る。

第百十三条第一号中「第百六条の四第一項」を「第百六条第一項」に改め、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」を「第百六条第一項」に改め、同条を第百七十条とする。

第百十二条第一号中「第百六条の二第二項又は第百六条の三第一項」を「第百四条第一項又は第百五条第一項」に改め、同条第三号中「第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二」に、「同項」を「同条」に改め、同条を第百六十九条とする。

第百十一条中「第百九条第二号より第四号まで及び第百十二号」を「第百六十六条第五号」に、

「第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号」を「第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び第十四号から第十七号まで」に、「そのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「補助」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百十條第一項第二号から第六号までを削り、同項第七号中「第三十三條第一項」を「第七條第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号中「第三十九條」を「第十二條」に改め、同号を同項第三号とし、同項第九号中「四十條」を「第十三條」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第四十一條」を「第十四條」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「第六十三條」を「第五十一條」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十二号中「第六十八條」を「第五十五條第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第八十三條第二項」を「第七十九條第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十五号中「第八十六條」を「第八十三條」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第九十六條第二項の規定に違反して団体を結成した者

第百十條第一項第十六号を削り、同項第十七号中「第九十八條第二項前段」を「第九十六條第三項前段」に、「そのかし」を「唆し」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十八号中「第百条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第九十八條第四項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十九号中「第百一条第一項」を「第百条第一項（第百三十五條第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

十四 第百四十條第二項又は第百五十九條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

十五 第四百四十条第二項若しくは第五百五十九条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は第四百四十条第二項若しくは第五百五十九条第二項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者

十六 第四百四十条第二項又は第五百五十九条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

十七 第四百四十条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者を除く。）
第一百十條第一項第二十号を削り、同条第二項中「前項第八号」を「前項第三号」に改め、同条を第百六十七条とする。

第百九条第一号から第七号までを削り、同条第八号中「第二十七号」を「第三条」に改め、同条を同条第一号とし、同条第九号中「第四十七号第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第十号中「第八十三条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第十一号中「第九十二条」を「第九十条」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条を同条第四号とし、同条第十二号中「第百条第一項」を「第九十八條第一項（第百三十五條第一項において準用する場合を含む。）」に、「第百六条の十二第一項」を「第百五十三條第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第十三号中「第百三条」を「第百一条（第百三十五條第二項において準用する場合を含む。）」に、「ついた」を「就いた」に改め、同条を同条第六号とし、同条中第十四号を第七号とし、第十五号から第十七号までを七号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「第十四号」を「第七号」に、「第五十四条の二第一項」を「第

五十四條の二」に改め、同条を同条第十一号とし、同条に次の二号を加える。
十二 第百六十条の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は訂正をしなかつた者

十三 第百六十一条の規定に違反して故意に報告しなかつた者

第百九条を第百六十六条とする。

第四章を第五章とする。

第三章第十節を削る。

第百八条の見出しを「（退職年金制度に関する意見の申出）」に改め、同条中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「国会及び内閣」を「関係大臣」に改め、第三章第九節中同条を第百二十二条とする。

第百七条を第百二十一条とする。

第三章第九節を同章第十節とする。

第百六条の二十七中「第百六条の三第二項第四号」を「第百五條第二項第四号」に改め、第三章第八節第三款中同条を第百十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
（内閣総理大臣の援助）

第百二十条 内閣総理大臣は、第六十九條第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

第百六条の二十六第一項中「第五十五條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条を第百十八条とする。

第百六条の二十五第一項中「第百六条の二十三第三項」を「第百五十五條第三項」に改め、同条を第百十七条とする。

第百六条の二十四を第百十六条とする。

第百六条の二十三第二項中「第百六条の三第一項」を「第百五條第一項」に改め、同条を第百十五条とする。

第百六条の二十二の見出し中「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、同条中「第百六条の五」を「第百七条」に、「委員会」を「この

款の規定の施行」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に改め、第三章第八節第二款中同条を第百十四条とする。

第百六条の二十一第一項中「委員会」は、第百六条の十七第三項（第百六条の十八第二項）を「再就職等監視・適正化委員会」は、第百八条第三項（第百九条第二項）に、「第百六条の十九」を「第百十條」に、「監察官」を「再就職等監察官」に改め、同条第二項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第三項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第二節「を」を加え、同条第四項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（人事公正委員会規則制定の要求）
第百十三条 再就職等監視・適正化委員会は、その所掌する事務について、人事公正委員会に対し、案をそなえて、人事公正委員会規則の制定を求めることができる。
第百六条の二十の見出し中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第一項中「委員会」は、第百六条の四第九項を「再就職等監視・適正化委員会」は、第百六条第九項に、「第百六条の十六の報告又は」を「第百七条の報告」に、「監察官」を「再就職等監察官」に改め、同条第三項中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百十一条とする。

第百六条の十九中「委員会」は、第百六条の十七第二項を「再就職等監視・適正化委員会」は、第百八条第二項に、「監察官」を「再就職等監察官」に改め、同条を第百十條とする。

第百六条の十八第一項中「委員会」は、第百六条の四第九項を「再就職等監視・適正化委員会」は、第百六条第九項に、「第百六条の十六の報告又は」を「第百七条の報告」に改め、同条を第百九条とする。

第百六条の十七中「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百八条とする。

視・適正化委員会」に改め、同条を第百八条とする。

第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」を「前三條」に、「委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条を第百七条とする。

第三章中第八節を第九節とし、第三節から第七節までを一節ずつ繰り下げ、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 派遣

（派遣の場合）

第四十八條 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には職員を派遣することができる。

一 当該職員が、学術に関する調査、研究又は指導であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、学校、研究所、病院その他内閣総理大臣の指定する公共的施設（次号において「指定研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 当該職員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国（当該職員が特定独立行政法人の職員である場合にあつては、当該特定独立行政法人。以下この号において同じ。）と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該職員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は内閣総理大臣が当該共同研究等に関し指定する施設において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合
任命権者は、前項の規定により職員の派遣を行おうとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該職員の同意を得て、これを行わなければならない。

(派遣の期間及び効果)

第四十九条 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 三年

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年

任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があるとき、前条の規定により派遣された職員(以下この条において「派遣職員」という。)及び内閣総理大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、引き続き当該各号に定める日までの期間内で、これを延長することができる。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当該派遣の日から五年を経過する日

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究等が終了する日

任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

派遣職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。派遣職員は、その派遣の期間中、第五十二条第一項に規定する給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

第三章に次の一節を加える。

第十一節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第二百三十三条 第九十六条第二項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

(各省各庁の長等が定める勤務条件)

第二百二十四条 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官、各外局の長及び警察庁長官をいう。)又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法律又はこれに基づく命令の規定に反しない限りにおいて、その所属の職員の勤務条件を定めることができる。

第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。

第三章 人事公正委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第二百二十五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣総理大臣の所轄の下に、人事公正委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(任務)

第二百二十六条 委員会は、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第二百二十七条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦情を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

二 第二百条の規定による職員の政治的行為の制限及び第百一条の規定による営利企業に関する制限に関する事務

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第四条第一項の規定により交流基準を制定すること。

四 第四百六十六条に規定する事務

五 国家公務員倫理法第十一条の規定により

国家公務員倫理審査会の所掌事務とされた事項に関する事務

六 第四百四十二条の規定により関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第二百二十八条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二百二十九条 委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

委員は、非常勤とする。

(委員長及び委員の任命)

第二百三十条 委員長及び委員は、人格が高潔であり、人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の開会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

委員長の任免は、天皇が、これを認証する。任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、委員長又は委員となることができない。

委員長及び委員の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(任期)

第三百三十一条 委員長及び委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができ。ただし、引き続き十二年を超えて委員長及び委員に在任することはできない。

委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第三百三十二条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき又は第五章に規定する罪を犯し刑に処せられたとき。

三 第十一条第四号に掲げる者に該当することとなつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三百三十三条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三百三十四条 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人以上が同一の政党に属することとなつたときは、第三百三十二条の規定にかかわらず、これらの者のうち一人以外のものについては、両議院の同意を得て、罷免するも

のとする。

前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(服務)

第三百三十五条 第九十八条第一項及び第百条の規定は、委員長及び委員に準用する。

第百一条第一項及び第二項並びに第百二条の規定は、委員長に準用する。

委員長は、他の官職を兼ねてはならない。

(給与)

第三百三十六条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第三百三十七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

(会議)

第三百三十八条 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

委員会が第三百三十二条第四号の規定による認定をするには、前二項の規定にかかわらず、本人以外の二人の者が出席し、両者の一致した議決がなければならない。

委員長に事故がある場合の第一項及び第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長の職務を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第三百三十九条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、人事公正委員会規則を制定することができ

る。

(人事公正委員会の調査)

第四百十条 委員会又はその指名する者(前章第九節第一款に定める事項(以下「再就職等規制」という。)については、委員会)は、委員会の所掌する事項に関し、調査することができる。

委員会又は前項の規定により指名された者(再就職等規制については、委員会)は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。第百五十九条第二項において同じ。)若しくはその写しの提出を求めることができる。

委員会は、第一項の調査(再就職等規制に関して行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員若しくは職員であつた者に出席を求めて質問し、又は当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

委員会は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。)に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出席を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前二項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(調査に関する権限の委任)

第四百十一条 委員会は、前条の規定による権限のうち再就職等規制に関して行われるもの(第八十七条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。)を再就職等監視・適正化委員会に委任する。

委員会は、前条の規定による権限のうち職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの(第八十七条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。

(人事行政改善勧告)

第四百十二条 委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、人事行政の改善に関し、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。

前項の場合においては、委員会は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第四百十三条 内閣総理大臣は、この法律に基づく政令(職員の任免、分限及び懲戒に関するものに限る。)の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、委員会にその内容を知照するものとする。

委員会は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。

(事務局)

第四百十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

第二節 再就職等監視・適正化委員会

(設置)

第四百十五条 人事公正委員会に、再就職等監視・適正化委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第四百十六条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第百五条第三項及び第百六条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第四百十一条第一項の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

三 再就職等規制の遵守のために必要な事項について、任命権者に指導及び助言を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第四百十七条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第四百十八条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第四百十九条 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が

任命する。

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第五百十條 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員長及び委員は、再任されることができ、委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)
第五百十一條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 役職員又は自衛隊員(第四百九十九条第一項の政令で定める者を除く。)となつたとき。

四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)
第五百十二條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(職務)

第五百十三條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第五百十四條 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(再就職等監察官)
第五百十五條 委員会に、再就職等監察官を置く。

再就職等監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

- 一 第五百条第四項及び第六百六条第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。
- 二 第六百六条第九項の規定による届出を受理すること。
- 三 第六百十條及び第六百十一條第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

再就職等監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、再就職等監察官は、非常勤とする。

再就職等監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴(検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(事務局)
第五百十六條 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第五百十七條 第四百五十五條から前条までに規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 国家公務員倫理審査会

第五百十八條 前節に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、国家公務員倫理法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第四章 雑則

(内閣総理大臣の調査)

第五百十九條 内閣総理大臣は、この法律に定める人事行政に関する事項(第二百七条の規定により人事公正委員会の所掌に属するものを除く。)に関し調査することができる。

内閣総理大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

(人事記録)

第六十條 内閣総理大臣は、職員の人事記録に関することを管理する。

内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関に、当該機関の職員の人事に関する一切の事項について、人事記録を作成させ、これを保管させるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣は、内閣府、各省その他の機関によつて作成保管された人事記録で、前項の規定による政令に違反すると認めるものについて、その訂正を命じ、その他所要の措置を講ずるものとする。

(統計報告)

第六十一條 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、職員の在職関係に関する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

内閣総理大臣は、前項の統計報告に関し必要があるときは、関係庁に対し随時又は定期的に一定の形式に基づいて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第六十二條 内閣総理大臣又は人事公正委員会は、それぞれ政令又は人事公正委員会規則で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関に行わせることができる。この場合においては、内閣総理大臣又は人事公正委員会は、当該事務に関し、他の機関の長を指揮監督することができる。

(職員の人事行政に関する業務の報告)
第六十三條 内閣総理大臣及び人事公正委員会は、それぞれ、毎年、内閣を経て国会に対し、職員の人事行政に関する業務の状況を報告するとともに、公表しなければならない。

(人事管理官)
第六十四條 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務をつかさどる。この場合において、人事管理官は、内閣総理大臣及び人事公正委員会との緊密な連絡並びにこれらに対する協力に努めなければならない。

(政令等への委任)
第六十五條 この法律その他の法律及びこれ

らに基づく命令に定めるもののほか、職員の人事行政及び人事管理に関する文書の保存に
関し必要な事項は、政令（人事公正委員会
の所掌する事務に関する文書については、人事
公正委員会規則）で定める。

この法律に定めるもののほか、この法律の
施行に關し必要な事項は、政令（人事公正委
員会の所掌する事務に関する事項について
は、人事公正委員会規則）で定める。

附則第十二条中「第百条」を「第九十八
条」に、「従前職員」を「昭和二十三年七月一日前
において職員に相当する者」に、「同条の規定
施行前」を「同日前に」に改める。

附則第十三条中「基いて」を「基づいて」に、
「人事院規則（人事院）」を「政令（人事公正委
員会）」に改め、「以外の事項」を削り、「政令」
を以て、「人事公正委員会規則」をもつて
に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」
に改める。

附則第十四条中「人事院規則」を「政令」に
改める。

附則第十六条中「昭和二十四年法律第七十
四号」の下に、「第十九条から第十九条の十一
まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四
条第二項、第二十六条第一項、第二十七条の二
十四から第二十七条の二十六まで、第二十九
条及び第三十条の規定を除く。」を加え、「（昭和四
十七年法律第五十七号）」を削り、「基いて」を
「基づいて」に改める。

附則第十八条を削る。

（内閣法の一部改正）

第三条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一
部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

七 行政機関の幹部職員の任免に關しその適
切な実施の確保を図るために必要となる企
画及び立案並びに調整に関する事務
第十四条第三項中「事務」の下に「内閣人事
局の所掌に属するものを除く。」を加える。

第二十五条を第二十六条とし、第二十二
条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。
第二十一条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣補佐官の数は、十人以上とす
る。

第二十一条第二項中「内閣の重要政策に關し、
内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命
を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する」を
「内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的
に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要
政策（次条第二項及び第二十二條の三第二項に
おいて「国家戦略に係る重要政策」という。）の
うち特定のものに係る企画及び立案について、
内閣総理大臣を補佐する」に改め、同条第五項
中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に
改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の
二条を加える。

第二十二條の二 内閣政務参事の定数は、政令
で定める。
2 内閣政務参事は、命を受けて、国家戦略に
係る重要政策に関する基本的な方針及び閣議
に係る重要事項のうち特定のものに關する企
画及び立案並びに政務に關し、内閣官房長官
及び内閣官房副長官を補佐する。

3 内閣政務参事の任免は、内閣総理大臣が行
う。
4 第十六条第四項及び前条第三項の規定は内
閣政務参事について、第十六条第五項の規定
は常勤の内閣政務参事について準用する。

第二十二條の三 内閣政務調査官の定数は、政
令で定める。
2 内閣政務調査官は、命を受けて、内閣官房
長官、内閣官房副長官及び内閣政務参事に對
し、政務に關し、国家戦略に係る重要政策の
企画及び立案に資するために必要な情報の提
供その他の補助を行う。

3 第十六条第四項、第二十二條第三項及び前
条第三項の規定は内閣政務調査官について、
第十六条第五項の規定は常勤の内閣政務調査

官について準用する。
第二十條第三項中「第十五條第三項」を「第
十六條第三項」に改め、同条を第二十一條とし、
同条の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 内閣官房に、内閣総理大臣補
佐官、内閣政務参事及び内閣政務調査官（次
項において「国家戦略スタッフ」という。）を
置く。

2 国家戦略スタッフの任用については、公募
の活用等により、国の行政機関の内外から人
材を機動的に登用するものとする。

第十九條第三項中「第十五條第三項」を「第
十六條第三項」に改め、同条を第二十條とする。
第十八條第二項中「並びに」の下に「内閣人
事局」を加え、同条第三項中「第十五條第三項」
を「第十六條第三項」に改め、同条を第十九條
とする。

第十七條第五項中「第十五條第三項」を「第
十六條第三項」に改め、同条を第十八條とする。
第十六條第二項中「事務」の下に「内閣人事
局の所掌に属するものを除く。」を加え、同条
を第十七條とする。

第十五條第二項中「事務」の下に「内閣人事
局の所掌に属するものを除く。」を加え、「第十
七條第二項第一号」を「第十八條第二項第一号」
に改め、同条第四項中「第九十六條第一項、第
九十八條第一項、第九十九條」を「第九十四條
第一項、第九十六條第一項、第九十七條」に、
「第百條第一項」を「第九十八條第一項」に改
め、同条を第十六條とする。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條 内閣官房に、内閣人事局を置く。
2 内閣人事局は、第十二條第二項第七号に掲
げる事務をつかさどる。
3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
4 内閣人事局長は、内閣人事局の事務を掌理
するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長
官又は関係のある副大臣その他の職を占める
者の中から指名する者をもつて充てて。

（国会法の一部改正）
第四條 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）
の一部を次のように改正する。

第三十九條中「大臣政務官」の下に、「大臣
補佐官」を加える。

第四十二條第二項ただし書中「及び大臣政務
官」を、「大臣政務官及び大臣補佐官」に改め
る。

（檢察官の俸給等に関する法律の一部改正）
第五條 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十
三年法律第七十六号）の一部を次のように改正
する。

第三條第二項中「総務大臣」を「内閣総理大
臣」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第六條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百
二十号）の一部を次のように改正する。

第十一條中「若しくは」を「又は」に改める。
第十七條の次に次の三條を加える。

（政務スタッフ）

第十七條の二 各省に、大臣補佐官及び政務調
査官（次項において「政務スタッフ」という。）
を置くことができる。
2 政務スタッフの任用については、公募の活
用等により、国の行政機関の内外から人材を
機動的に登用するものとする。

（大臣補佐官）
第十七條の三 大臣補佐官の定数は、政令で定
める。

2 大臣補佐官は、その省の長である大臣の命
を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政
務に關し、その省の長である大臣を補佐する。

3 大臣補佐官の任免は、その省の長である大
臣の申出により、内閣が行う。

4 大臣補佐官は、非常勤とすることが出来る。

5 国家公務員法第九十四條第一項、第九十六
條第一項、第九十七條並びに第九十八條第一
項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務に
ついて準用する。

6 常勤の大臣補佐官は、在任中、その省の長である大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(政務調査官)

第十七条の四 政務調査官の定数は、政令で定める。

2 政務調査官は、命を受けて、その省の長である大臣並びにその省の副大臣及び大臣政務官に対し、政務に関し、必要な情報の提供その他の補助を行う。

3 政務調査官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣総理大臣が行う。

4 前条第四項及び第五項の規定は政務調査官について、同条第六項の規定は常勤の政務調査官について準用する。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第七条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

第一条中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第二条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「及び国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員」を削り、同号を同条第二号とする。

第三条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第二項中「会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けて」を「国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号) 第六条第一項に規

定する国家公務員担当公益委員(以下「国家公務員担当公益委員」という。)をもつて構成する合議体」に、「当該審査委員会」を「当該合議体」に改め、同項ただし書中「その他審査委員会」を「その他当該合議体」に改め、同条第三項中「審査委員会」を「合議体」に改める。

組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当使用者委員」という。及び同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第四項第四項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

第二十六条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員」に改め、同条第四項中。次項において同じ」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第七項第一項ただし書及び第二項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第三項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号) 第八十八条の六第一項ただし書の規定により職員団体」を「国家公務員の労働関係に関する法律第七項第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合」に改める。

第二十九条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に、「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第十三条から第十六条まで 削除

第三十四条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加える。

第十三条から第十六条まで 削除

第三十五条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の見出しを、「国家公務員担当委員」に改め、同条中「公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長(次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。)、労働組合法第十九条の第三項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の行政機関の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働

第三十六條中「並びに」を「及び」に改め、「及び農林水産大臣(国有林野事業を行う国の行政機関に関するものに限る。)」を削る。

第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の行政機関の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働

第三十七條第一項第一号を次のように改める。

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成二十五年十一月二十二日

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第六十二条、第六十三条、第六十八条(同法第六十七条の規定による失職、同

法第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第二項の規定による免職及び同法第七十三条の規定による定年による退職に係る部分を除く。)、第八十条第二項、第八十一条、第八十三条から第八十五条まで、第九十四条第二項、第九十六条第三項及び第四項、第九十八条第四項、第四百四十条(同条第一項に規定する再就職等規制に関して行われるものを除く。)、第四百四十一条第二項、第四百四十二条、第四百四十三条、第四百五十八条から第四百六十一条まで並びに附則第十六条の規定

第三十七條第三項及び附則第三項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第八条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一項を加える。

4 中央労働委員会の委員(次条から第十九条の五まで及び第十九条の七から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。は、独立してその職権を行う。

第十九条の三の見出し中「中央労働委員会の」を削り、同条第一項中「十五人」を「十八人」に改め、同条第二項中「使用者委員のうち四人については、」を「使用者委員のうち七人については、各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。)、最高裁判所又は」に、「次条第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、「又は国有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号) 第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。))を行う国の行政機関」を削り、「労働者委員は労働組合」の下に「又は国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号) 第五条第七項(裁判所職員臨時

六三

措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合を加え、「労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号」に改め、「又は国有林野事業を行う国の行政機関の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）を削り、「又は」を「若しくは」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に改め、同条第六項中「中央労働委員会の」及び「次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。」を削り、同項ただし書中「二人」を「三人」に改める。

第十九条の四第二項中第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条各号に定める者、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第四項に規定する職員（国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。）又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

第十九条の七第四項中「六人」を「七人」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に、「六人」を「七人」に改める。
第十九条の十第一項中「中央労働委員会」の下に、「国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間

に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの」を加え、「国有林野事業を行う国の行政機関と国有林野事業職員との間に発生した紛争」を削り、「第二十四条の二第五項」の下に「若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）を加える。
第十九条の十二第六項中「第十九条の三第六項」を「第十九条の二第四項、第十九条の三第六項」に、「常勤」を「三人以内」に、「三条例」を「二人以内は、三条例」に、「により、常勤」を「により」に改める。
第二十四条第二項中及び国有林野事業職員を削る。

第二十五条第一項中「及び国有林野事業職員」及び「又は国有林野事業職員」を削る。
（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）
第九条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十五条第一項又は第七十六条第一項」に改め、同条第二号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第二条第一項の表備考中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項第一号中「第二十三条第二項、第三項又は第五項」を「第二十三条第一項、第三項、第四項又は第六項」に、「同条第二項、第三項又は第五項」を「同条第一項、第三項、第四項又は第六項」に改め、同項第三号中「第八十二条」を「第七十八条第一項又は第二項」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
第三条の見出し及び同条第一項中「総務大臣」

を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削る。
第四条を削る。
第五条中「第三条の」を「前条の」に、「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十号」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の表第一条の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十五条第一項又は第七十六条第一項」に改め、同条の表第二条第三項第一号の項を次のように改める。

第二条第三項第一号	
一般職給与法第二十三条第一項、第三項、第四項又は第六項	防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項から第四項まで又は第六項
同条第一項、第三項、第四項又は第六項	同条第二項から第四項まで又は第六項

第五条の表第二条第三項第三号の項中「第八十二条」を「第七十八条第一項又は第二項」に改め、同条第三項第二項の項を削り、同条を第四条とする。
（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第十条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第七号の二を第七号とし、第九号の次に次の二号を加える。
九の二 常勤の内閣政務参事
九の三 常勤の内閣政務調査官
第一条第十二号中「国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員」を「常勤の大臣補佐官」に改め、同号の次に次の一号を加える。
十二の二 常勤の政務調査官
第一条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 人事公正委員会委員長
第一条第十八号の二中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。
十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長

改め、同条の表第一条の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十五条第一項又は第七十六条第一項」に改め、同条の表第二条第三項第一号の項を次のように改める。

第一条第二十八号の二の次に次の一号を加える。
二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員
第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十六号」に改め、同条第四十五号の次に次の四号を加える。
四十五の二 非常勤の内閣政務参事
四十五の三 非常勤の内閣政務調査官
四十五の四 非常勤の大臣補佐官
四十五の五 非常勤の政務調査官
第一条第四十七号を削り、第四十七号の二を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十七の二 人事公正委員会委員
第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。
五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十九号」に改める。
第三条第一項中「のうち」の下に「常勤の内閣政務参事、常勤の内閣政務調査官、常勤の政務調査官」を、「別表第一」の下に、「常勤の内閣政務参事については別表第二に、常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官については

第一条第二十八号の二の次に次の一号を加える。
二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員
第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十六号」に改め、同条第四十五号の次に次の四号を加える。
四十五の二 非常勤の内閣政務参事
四十五の三 非常勤の内閣政務調査官
四十五の四 非常勤の大臣補佐官
四十五の五 非常勤の政務調査官
第一条第四十七号を削り、第四十七号の二を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十七の二 人事公正委員会委員
第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。
五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十九号」に改める。
第三条第一項中「のうち」の下に「常勤の内閣政務参事、常勤の内閣政務調査官、常勤の政務調査官」を、「別表第一」の下に、「常勤の内閣政務参事については別表第二に、常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官については

第一条第二十八号の二の次に次の一号を加える。
二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員
第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十六号」に改め、同条第四十五号の次に次の四号を加える。
四十五の二 非常勤の内閣政務参事
四十五の三 非常勤の内閣政務調査官
四十五の四 非常勤の大臣補佐官
四十五の五 非常勤の政務調査官
第一条第四十七号を削り、第四十七号の二を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十七の二 人事公正委員会委員
第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。
五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十九号」に改める。
第三条第一項中「のうち」の下に「常勤の内閣政務参事、常勤の内閣政務調査官、常勤の政務調査官」を、「別表第一」の下に、「常勤の内閣政務参事については別表第二に、常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官については

第一条第二十八号の二の次に次の一号を加える。
二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員
第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十六号」に改め、同条第四十五号の次に次の四号を加える。
四十五の二 非常勤の内閣政務参事
四十五の三 非常勤の内閣政務調査官
四十五の四 非常勤の大臣補佐官
四十五の五 非常勤の政務調査官
第一条第四十七号を削り、第四十七号の二を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十七の二 人事公正委員会委員
第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。
五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十九号」に改める。
第三条第一項中「のうち」の下に「常勤の内閣政務参事、常勤の内閣政務調査官、常勤の政務調査官」を、「別表第一」の下に、「常勤の内閣政務参事については別表第二に、常勤の内閣政務調査官及び常勤の政務調査官については

別表第三に「を加え、別表第二に、秘書官については別表第三」を「別表第四に、秘書官については別表第五」に改め、同条第二項中「第一条第九号又は」を「第一条第九号、第十二号又は」に改め、同項第一号中「第一条第九号」の下に「又は第十二号」を加え、同条第四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 次のいずれかに該当するとき。

イ 第二項の規定により第一条第九号、第十二号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

ロ 別表第二により常勤の内閣政務参事の受ける俸給月額を定め、又は別表第三若しくは第三項の規定により常勤の内閣政務調査官若しくは常勤の政務調査官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第三条第四項第二号中「別表第二」を「別表第四」に改め、同項第三号中「会計検査院長又は人事院総裁」を「又は会計検査院長」に、「別表第三」を「別表第五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第一」を「別表第四」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。

3 常勤の内閣政務調査官又は常勤の政務調査官の俸給月額は、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、二十五万九千円を超え同表に掲げる一号俸の俸給月額に満たない範囲内の額とすることができる。

第四条第一項中「第一条第十二号」を「第一条第十三号」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条の二ただし書中「とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるもの」を削る。

第九条ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三項中「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に、「別表第三」を「別表第五」に改める。

附則第四項中「又は大臣政務官」を「大臣政務官又は常勤の大臣補佐官」に改める。

別表第一官職名の欄中「人事院総裁」を削り、

「公正取引委員会委員長」に改め、「人事官（人事院総裁を除く）」を削り、「国家公務員倫理審査会の常勤の委員」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に、「公益認定等委員会」を「公益認定等委員会の常勤の委員」に改める。

別表第三を別表第五とし、別表第二を別表第四とし、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第三条関係）

官	職	名	俸	給	月	額
常勤の内閣政務参事			二号俸			八四四、〇〇〇円
			一号俸			七二〇、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官	職	名	俸	給	月	額
常勤の内閣政務調査官 常勤の政務調査官			五号俸			六一七、二〇〇円
			四号俸			五四〇、七〇〇円
			三号俸			四八四、〇〇〇円
			二号俸			四二一、四〇〇円
			一号俸			三七三、七〇〇円

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第十一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六十四条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項を次のように改める。
この法律に基づく給与は、現金で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

ただし、法律に別段の定めがある場合又は確実な支払の方法であつて政令で定めるものによる場合においては現金以外のもので支払い、法律に別段の定めがある場合には給与の一部を控除して支払うことができる。

第三条第二項中「人事院規則に基づかず」を「政令に基づかず」に改める。

第五条第一項中「第十九条の九において同じ」を削る。

第六条第三項中「人事院が」を「政令で」に改める。

第六条の二中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する号俸は、会計検査院の職員の占める官職の号俸にあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定める。

3 会計検査院は、会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

第七条中、「会計検査院長若しくは人事院総裁」を「若しくは会計検査院長」に、「人事院の」を「政令で」に改める。

第八条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、「範囲内」の下に「及び会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定にあつては、会計検査院の意見を聴いて」を加え、同条第二項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第五項中「人事院規則」を「政令」に、「第八十二条」を「第七十八条第一項又は第二項」に改め、同条第六項及び第七項の規定中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第七十五条第一項又は第七十六条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

11 会計検査院は、第一項の規定による会計検査院の職員の職務の級の定数の設定又は改定に意見があるときは、内閣総理大臣に申し出ることができる。

第八条の二中「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に、「第六条の二及び前条第十一項」を「第六条の二第一項及び前条第十項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八条の三 第六条の二から前条までに規定するもののほか、職員の俸給の決定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条中「人事院規則で」を「政令で」に改

め、同条ただし書中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 前二条に規定するもののほか、俸給の支給に必要事項は、政令で定める。

第十条第一項中「人事院は、政令で定め、次に「政令で」を加える。

第十条の二第一項中「人事院は、政令で、人事院規則を「政令」に、「ついで」を「ついで」に、「基き」を「基づき」に改め、「ついで」の下に「政令で」を加え、同条第二項中「管理職員」を「管理監督職員」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第一項に規定する特別調整額表は、会計検査院の職員の占める官職に係るものにあつては、会計検査院の意見を聴いて、政令で定める。

4 会計検査院は、会計検査院の職員に関する前項の政令の制定又は改廃について意見があるときは、内閣に申し出ることができる。

5 前各項に規定するもののほか、俸給の特別調整額の支給に必要事項は、政令で定める。

第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改め、同項各号中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十条の四第一項及び第三項並びに第十条の五第一項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条の二に次の一項を加える。

4 前条及びこの条に規定するもののほか、扶養手当の支給に必要事項は、政令で定める。

第十一条の三第一項及び第三項並びに第十一条の四「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条の五中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条の六中「人事院規則で」を「政令で」

に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十一条の七第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（平成二十五年法律第 号）の適用を受ける職員」を削り、「人事院規則で」を「政令で」に、「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第十一条の三からこの条までに規定するもののほか、地域手当の支給に必要事項は、政令で定める。

第十一条の八第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に、「人事院規則で」を「政令で」に改め、同条第五項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条の九第一項、第三項及び第四項並びに第十一条の十第一項及び第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十二条第一項から第三項までの規定中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項及び第六項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第七項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該職員の給与から当該額を控除することができる。

第十二条第八項及び第九項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十二条の二第一項及び第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第

四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十三条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十三条の二第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十四条第一項中「人事院が」を「内閣総理大臣が」に、「人事院規則」を「政令」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、同条第二項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に、「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 前二条に規定するもののほか、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に必要事項は、政令で定める。

第十六条中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に必要事項は、政令で定める。

第十七条中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、休日給の支給に必要事項は、政令で定める。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、夜勤手当の支給に必要事項は、政令で定める。

規則」を「政令」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条の四第一項中「人事院規則」を「政令」に、「第三十八条第一号」を「第三十一条第一号」に、「第七十六条」を「第六十七條」に、「第二十三條第七項」を「第二十三條第八項」に改め、同条第二項及び第五項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第六項中「算定」の下に「その他期末手当の支給」を加え、「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条の五第一号中「第八十二條」を「第七十八條第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「第七十六條」を「第六十七條」に、「第三十八條第一号」を「第三十一条第一号」に改め、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九条の六第二項中「第九十條の二」を「第八十八條」に改め、同条第六項中「第八十九條第一項」を「第八十六條第一項」に、「第九十條第一項」を「第八十七條第一項」に、「第九十條の二」を「第八十八條」に、「第九十條から第九十二條の二まで」を「第八十七條から第九十一條まで」に改め、同条第七項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条の七第一項中「人事院規則」を「政令」に、「第三十八條第一号」を「第三十一条第一号」に、「第七十六條」を「第六十七條」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項中「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に必要事項は、政令で定める。

第十九条の八第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、同条第三項中「第十三条の二及び第十四条」を「及び第十三条の二から第十四条の二まで」に改める。

第十九条の九を削る。

第二十条中「人事院」を「内閣総理大臣」に

改める。

第二十一条第一項中「含む」の下に。次項において同じ」を加え、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 人事公正委員会は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てに係る給与の決定がこの法律の規定に合致しないか又は不当であると認めるときは、内閣総理大臣又は当該決定を行つた各庁の長若しくはその委任を受けた者に対し、当該申立てに係る給与の更正を命ずるとともに、その旨を本人に通知しなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の申立て及び審査に関し必要な事項は、人事公正委員会規則で定める。

第二十二条第一項中「人事院の」を「内閣総理大臣の」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十三条の見出しを「(休職者等の給与)」に改め、同条第八項中「第二十三条第七項を」第二十三條第八項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項、第三項又は第五項」を「第一項、第三項、第四項又は第六項」に、「第三十八條第一号」を「第十一條第一号」に、「第七十六條」を「第六十七條」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七十九條」を「第四十八條第一項又は第七十條」に改め、「規定により」の下に「派遣され、又は」を加え、「別段の定」を「別段の定め」に、「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十九條に基づく人事院規則で定める場合」を「第七十條第三号及び第四号に掲げる事由」に改め、「人事院規則の定めるところに従い」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十九條第二号」を「第七十條第二号」に改め、同項を同条第五項

とし、同条第三項中「第七十九條第一号」を「第七十條第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十九條第一号」を「第七十條第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第一條の二」を「第一條の二第二項及び第三項」に、「第七十九條第一号」を「第七十條第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職員が国家公務員法第四十八條第一項の規定により派遣されたときは、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

第二十三条に次の一項を加える。

10 前各項に規定するもののほか、当該各項に規定する給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

附則第六項及び第七項中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第八項第六号及び第七号中「人事院規則」を「政令」に改め、「(以下この号において「管理監督職員」という。))」を削り、「管理監督職員」を「同項に規定する政令で定める管理又は監督の地位にある職員」に改め、同項第八号中「第五項まで又は第七項」を「第六項まで又は第八項」に改め、同号ホ中「第二十三條第七項」を「第二十三條第八項」に、「同条第五項」を「同条第一項及び第六項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第二十三條第五項」を「第二十三條第六項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十三條第四項」を「第二十三條第五項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第二十三條第二項又は第三項」を「第二十三條第三項又は第四項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第二十三條第一項」を「第二十三條第二

項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第二十三條第一項 第一号及び第三号から第六号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

附則第九項中「人事院規則」を「政令」に改める。

別表第一から別表第四までの規定中「入職漏洩」を「入職」に改める。

別表第五から別表第七までの規定中「入職漏洩」を「入職」に改める。

別表第八中「入職漏洩」を「入職」に改める。

別表第九中「入職漏洩」を「入職」に改める。

別表第十及び別表第十一中「入職漏洩」を「入職」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十二條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四條」を「第三十五條」に改める。

第一条第一項中「(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。))」を削り、「あわせて」を併せて」に改める。

第一条の二の見出し中「通勤の」を削り、同条第二項ただし書中「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「人事院規則」を「政令」に、「第百三条第一項」を「第百一条第一項」に改め、同条第三号中「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「公務上の災害」とは、公務に起因する負傷、障害若しくは死亡又は

公務に起因する疾病として政令で定めるものをいう。

第一条の二に次の一項を加える。

4 この法律(第二十二條第三項及び第二十三條を除く。)において「通勤による災害」とは、通勤に起因する負傷、障害若しくは死亡又は通勤に起因する疾病として政令で定めるものをいう。

第二条の見出し中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条中「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とする。

第三条第一項中「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に、「人事院が指定する」を「政令で定める」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「人事院規則及び人事院指令」を「及びこの法律に基づく命令」に、「人事院は」を「内閣総理大臣は」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項第六号中「職員団体」を「国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十五年法律第 号)第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第四条の二第一項、第四条の三及び第四条の四中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条第一項中「災害」を「公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第十二條ただし書、第十二條の二第一項第二号及び第四項、第十三條第二項、第八項及び第九項並びに第十四條中「人事院規則」を「政令」に改める。

総理大臣」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十六条第一項第四号、第十七条第一項第一号ただし書及び第四項各号並びに第十七条の二第一項第五号及び第六号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十七条の四第二項第二号中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第十七条の六第一項及び第十七条の十一中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十八条中「行なう」を「行う」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十條の二中「人事院規則」を「政令」に、「当該災害」を「当該公務上の災害」に改める。

第二十一條を削る。

第二十條の三中「人事院規則」を「政令」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十二條第一項及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「業務上の災害」の下に「(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、福祉事業に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十四條第一項中「行なう」を「行う」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第二項中「前項」を「人事公正委員会は、前項」に、「人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これ」を「速やかにこれを審査を行い、当該申立てが理由があるときは、実施機関に対し、当該申立てに係る補償の実施又は実施の変更を命ずるとともに、その旨」に改め、「及びその者に係る実施機関」を削る。

第二十五條第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第二十六條第一項中「人事院又は実施機関は」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人

事公正委員会は、補償の実施又は」に改め、「又は補償の実施」を削り、「若しくは」を、「若しくは」に改める。

第二十七條第一項中「人事院又は実施機関は」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会は、補償の実施又は」に改め、「又は補償の実施」を削り、「その職員」を「その指定する職員」に、「災害」を「公務上の災害若しくは通勤による災害」に、「受け若しくは」を「受け、若しくは」に改め、同条第二項中「人事院又は実施機関の」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会が指定する」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二十七條の二中「人事院又は実施機関は、」を「内閣総理大臣及び実施機関にあつては」に、「できる」を、「人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払を一時差し止めることを求めることが、それぞれできるものとする」に改める。

第二十九條中「基く人事院規則」を「基づく政令」に改める。

第三十二條の二第一項中「人事院規則」を「政令」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十三條中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四條を第三十五條とし、第三十三條の次に次の一條を加える。

(政令等への委任)
第三十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令(人事公正委員会の所掌する事務に關する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

附則第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。
附則第四項、第五項、第八項から第十項まで、第十二項から第十四項まで及び第十六項中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第二十二項の表第三條第一項の項中「人事院が指定する」を「政令で定める」に改め、同表第二十六條第一項の項中欄中「人事院又は実施機関」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会」に改め、同項下欄中「人事院」を「内閣総理大臣又は人事公正委員会」に改め、同表第二十七條第一項及び第二項の項中欄中「人事院又は実施機関」を「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会」に改め、同項下欄中「人事院」を「内閣総理大臣又は人事公正委員会」に改める。

附則第二十三項中「人事院規則」を「政令」に、「人事院が」を「内閣総理大臣が」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)
第十三條 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八條第四号及び」を削り、「第八條第二項」の下に「並びに国家公務員の労働關係に關する法律(平成二十五年法律第号)第六條第三項、第十四條第二項、第十七條第一項、第二十條第四項、第二十四條第八項、第三十二條、第三十三條第三項及び第四項並びに第三十六條第三項及び第五項」を加え、「人事院」を「公務員庁」に、「内閣府」を「人事公正委員会」に改め、「総務大臣」を削り、「人事院規則」を「政令」に、「政令」を「人事公正委員会規則」に、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視・適正化委員会」に、「第八十二條第二項」を「(昭和二十二年法律第二百十号)第二十九條」に、「第百六條の二第二項第三号中「官民人材交流センター(以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の

就職の援助に關する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六條の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」を「第百四條第二項第三号中「第百二十條に規定する」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより第六十九條第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の」と、同法第百五條第二項第三号中「第百二十條」とあるのは「前条第二項第三号」と、同法第百四十六條第三号中「再就職等規制」とあるのは「前章第九節第一款に定める事項」と、国家公務員の労働關係に關する法律第十一條第一号及び第二号中「主任の大臣」とあるのは「最高裁判所」と、同法第十四條第一項第七号中「第十一條第八号から第十一号まで」とあるのは「第十一條第八号、第十号及び第十一号」と、同条第二項中「前項第一号、第二号又は第六号」とあるのは「前項第一号」と、「承認を得なければ」とあるのは「意見を聴かなければ」と、同法第十七條第一項中「提出しなければ」とあるのは「提出するようである限り努めなければ」と、同条第五項中「第十四條第一項第五号」とあるのは「第十四條第一項第一号、第五号」と、同法第二十條第三項中「各省各庁の長」とあるのは「内閣総理大臣、各省各庁の長」と、同法第四十一條中「第十七條並びに」とあるのは「第十七條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに」と、「第十七條第一項中「提出しなければならぬ」とあるのは「提出するようである限り努めなければならぬ」と、同条第二項」とあるのは「第十七條第二項」と、「とする」とあるのは「第十七條第四項中「変更をしなければならぬ」とあるのは「変更をするようである限り努めなければならぬ」と、同条第五項中「措置を講じなければならぬ」とあるのは「措置を講ずるようである限り努めなければならぬ」とする」に改め、本則第一号を次のように改める。

等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第八条の二第三項中「総務省令」を「内閣府令」に改め、同項第四号及び同条第五項第二号中「第八十二条」を「第七十八條第一項又は第二項」に改め、同条第六項及び第七項中「総務省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項第二号中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第四号中「第八十二条」を「第七十八條第一項又は第二項」に改め、同条第九項中「総務省令」を「内閣府令」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第十項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条第一項中「総務省令」を「内閣府令」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「総務省令」を「内閣府令」に改める。

第十一条第一号中「第八十二条」を「第七十八條第一項又は第二項」に改め、同条第二号中「ホまで」を「ニまで」に、「ホに」を「ニに」に改め、同号二を削り、同号ホ中「ニまで」を「ハまで」に、「第八十四条第二項」を「第八十条第二項」に改め、同号ホを同号ニとする。

第十二条第一項第二号中「第七十六条」を「第六十七条」に、「第三十八條第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十九條の二第四項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣補佐官」に改める。

第十九條の二第四項中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

(自衛隊法の一部改正)
第十八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。
第五章第一節中第三十一条の前に次の一条を加える。

(定義)
第三十条の二 この章において、次の各号に掲

十条とする。

第十八条の見出しを「退職手当審査会等への諮問」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に、「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、同条第二項中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に、「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「退職手当・恩給審査会」を「退職手当審査会」に改め、第四章中同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(退職手当審査会)

第十八条 公務員庁に、退職手当審査会を置く。
2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

附則第二十四項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「給与準則若しくは」を削る。

(防衛省設置法の一部改正)

第十七条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第七條(見出しを含む)中「防衛大臣補佐官」を「防衛大臣政策参与」に改める。

「防衛大臣補佐官」に改める。
防衛大臣政策参与

ける用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること(臨時的な任用を除く)をいう。
二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命すること(をいい、自衛官以外の隊員(非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号に

おいて同じ)にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命すること(をいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第三十四条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が定める標準職務遂行能力に準じて防衛大臣が定めるものをいう。

六 幹部隊員 防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という)を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

第三十一条第一項中「受けた者」の下に「(幹部隊員にあつては、防衛大臣)を加え、同条第二項中「基準」の下に「(国家公務員法第五十四条第一項(幹部国家公務員法(平成二十五年法律第百七号)第十七条において準用する場合を含む)に規定する採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が定めるものを含む)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次及び合格した試験の種類にとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ)に基づいて適切に行われなければならない。

第三十一条の次に次の七条を加える。

(人事評価)

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の職務については、防衛大臣又はその委任を受けた者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)

第三十一条の三 選考による隊員(自衛官を除く。以下この条、次条、第三十一条の六、第三十一条の七、第四十四条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同じ)の採用であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿(幹部国家公務員法第五十二条に規定する幹部候補者名簿をいう。以下この条及び第三十一条の六において同じ)に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

2 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められるものの中から、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、行うものとする。

3 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場合には、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部職に任命するものとする。
(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づき幹部隊員の昇任等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職(政令で定めるものに限る。次項において同じ)及び免職を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職又は免職(以下この項において「昇任等」という。)について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。
(幹部隊員の公募)

第三十一条の五 幹部隊員の公募(官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条及び次条において同じ)は、内閣総理大臣が、次項の通知を受けたとき又は第三項の協議が調つたときに、当該通知又は当該協議に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 防衛大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内

閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、防衛大臣と協議することができる。

(公募を行った幹部職への任命)

第三十一条の六 隊員以外の者のみを募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、当該公募に応募した者の中から第三十一条の第三項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は同項に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

2 隊員である者のみを募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、当該公募に応募した者の中から第三十一条の第三項及び第三項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は同条第二項及び第三項に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

3 隊員以外の者及び隊員である者の双方を募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、第三十一条の三の規定にかかわらず、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該公募に応募した者であり、かつ、隊員以外の者及び隊員である者に対する共通の選考により、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から、幹部隊員と内閣との一体性の確保にも配慮して行うものとする。

ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき又は当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

4 前項に規定する共通の選考は、幹部隊員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならない。

(幹部職の職務明細書)

第三十一条の七 防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、幹部職に属する官職について職務明細書(採用、昇任、転任及び降任(第四十二条の二に規定する特別降任を除く。第四十二条第一項及び第四十六条第一項において同じ)の基礎並びに隊員の人事評価の基礎となるべき資料として、職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。次項において同じ)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、防衛大臣は、あらかじめ、職務明細書の記載の内容及び、内閣総理大臣に協議しなければならない。
(人事に関する情報の管理)

第三十一条の八 防衛省は、政令で定めるところにより、幹部隊員の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により送付された人事記録の写しに関して必要があると認めるときは、防衛省に対し、幹部隊員の人事に関する情報の提供を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び前項の規定により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、幹部隊員の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

第三十五条第一項ただし書中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「前項」を「第一

項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性(自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ)を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

第三十七条を次のように改める。
(隊員の昇任、降任及び転任)

第三十七条 隊員の昇任及び転任(自衛官にあつては、昇任)は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

一 自衛官 任命しようとする階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性

2 隊員を降任させる場合は、懲戒処分による場合を除き、人事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認められる階級又は官職に任命するものとする。

3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降任及び転任(自衛官にあつては、昇任及び降任。次項において同じ)については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任及び転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第四十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(身分保障)」を付し、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合(幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る幹部国家公務員法第五十一条に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む。)第四十二条に次の一項を加える。

2 幹部隊員は、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断される場合には、政令で定める基準により、降給されるものとする。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うための特別降任)

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員について、前条第一項各号のいずれにも該当しない場合においても、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行う上で必要と判断するときは、政令で定めるところにより、その意に反して、特別降任(降任のうち、内閣による行政の遂行を最大限に効果的に行うため、幹部隊員をその幹部隊員が現に任命されている幹部職より下位の職制上の段階に属する幹部職に任命すること又は管理職(防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるものをいう。)のうち職制上の段階が最上位の段階のものとして政令で定めるものに任命すること)を行うことができる。

第四十三条に見出しとして「(休職)」を付する。

第四十四条の二第二項中「(自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。)」を削る。

第四十四条の四第一項第七号中「(昭和二十二年法律第二百十号)」を削る。

第四十九条第一項中「反する」の下に「降給、」を加える。

第六十九条第一項中「勤務実績又は能力の実証に基づく」を「人事評価に基づく」に改める。

第九十八条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「因る」を「よる」に、「第四十二条第二号」を「第四十二条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第九十九条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第四十二条第二号」を「第四十二条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改める。

第十九条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

「第三節 分限、懲戒及び保障 第四十一—第五十一条」

目次中 第四節 服務(第五十二—第六十五条)

第五節 予備自衛官等

「第三節 派遣(第四十一—条の二)」

第四節 分限、懲戒及び保障

第五節 服務(第五十二—条)

第六節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する

第二款 違反行為に関する

第三款 雑則(第六十五—条)

第七節 予備自衛官等

二、第四十一条の三(第四十二—条 第五十一条 第六十五条)

する規制(第六十五—条の二 第六十五—条の四)調査等(第六十五—条の五—第六十五—条の九)の十一—第六十五—条の十三)

に、「第百二十六条」を「第百二十七条」に改める。

第二条第一項中「防衛大臣補佐官」の下に「防衛大臣政策参事、防衛省の政務調査官」を加え、同条第五項中「防衛大臣補佐官」の下に「防衛大臣政策参事、政務調査官」を加える。

第三十条の二第一項第五号中「第三十四条第一項第五号」を「第八条第一項第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める自衛官以外の隊員をいう。

第三十一条の見出しを「(任命権者等)」に改め、同条第二項中「及び合格した」を「合格した」に改め、「種類」の下に「及び課程対象者(国家公務員法第四十五—条第二号に規定する課程対象者をいう。以下同じ。であるか否か又は課程対象者であつたか否か)」を加え、同条第三項中「服務」の下に「退職管理」を加え、「第五十四—条第一項」を「第三十一—条第一項」に、「防衛大臣」を「この法律に定めるもののほか、防衛大臣(第六十五—条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大臣)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 隊員の退職管理は、防衛大臣が行う。ただし、第六十五—条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理(第六十五—条の三第二項第五号、同条第六項において準用する国家公務員法第百五—条第五項、第

六十五—条の四第五項第六号、同条第九項において準用する同法第百六—条第八項、第六十五—条の四第十項、第六十五—条の八第一項において準用する同法第百七—条から第百十一—条まで、第百十二—条第一項及び第二項、第百十四—条並びに第百四十—条第一項並びに第六十五—条の九の規定に係るものに限る。次項において同じ。)にあつては、人事公正委員会が行う。

第三十一—条の三第一項中「次条」を「から第三十一—条の四の二まで」に改め、「第三十一—条の七」の下に「第三十一—条の十、第三十七—条第四項」を加える。

第三十一—条の四の次に次の一条を加える。

(隊員の公募)

第三十一—条の四の二 防衛大臣は、隊員の官職(幹部職を除く。)に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において隊員の公募(官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。次条及び第三十一—条の六において同じ。)を行うときは、防衛省令で定める手続に従つて行わなければならない。

第三十一—条の五第一項中「(官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条及び次条において同じ。)」を削る。

第三十一—条の八の見出し中「人事」を「幹部隊員の人事」に改め、同条の次に次の二条を加

第三十一—条の八の見出し中「人事」を「幹部隊員の人事」に改め、同条の次に次の二条を加

える。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第三十一条の九 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 内閣総理大臣は、管理職への任用の状況に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(管理隊員等の人事に関する情報の管理)

第三十一条の十 内閣総理大臣は、前条並びに国家公務員法第四十二条及び第二章第二節第八款の規定の円滑な運用を図るため、防衛省に対し、政令で定めるところにより、管理隊員、課程対象者その他これらに準ずる隊員として政令で定めるもの人事に関する情報の提供を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

第三十三条中「防衛大学の」を削り、「の教育訓練を受けている者をいう。」、防衛医科大学の学生(同法)を「又は」に、「」、生徒」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ。」、生徒」に改める。

第三十四条の見出し中「隊員」を「隊員等」に改め、同条中「に対する本章」を、「臨時的に任用された隊員、学生、生徒、法律により任期を定めて任用された隊員(第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官を除く。)、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により採用された隊員又は条件付採用期間中の隊員に対するこの章」に、「に定める制限を緩和し、又は排除する」を「の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の特例(罰則の特例にあつては、当該罰則を適用しないこととするもの」に

限る。を定める」に改める。

第三十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、現に任命されている官職と異なる官職に係る採用試験に合格した隊員について、当該採用試験に係る官職への昇任、降任又は転任を行うことができる。

第三十八条第二項中「前項各号の一に」を「前項第一号、第二号又は第四号のいずれかに」に改め、「防衛省令で定める場合を除き」を削る。

第四十一条の見出しを「(条件付採用)」に改め、同条第一項中「すべて条件付」を「全て条件付き」に改め、「六月」の下に「(当該隊員の採用の日から六月を経過する日までの間において勤務した日数が九十日に満たない場合にあっては、六月を超え一年を超えない範囲内で防衛省令で定める期間)」を加え、同条第二項中「条件付採用に」を「条件付採用に」に改め、「及び条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者(以下この項及び第四十六条第二項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。)、第四十四条の四第一

項第一号から第六号までに掲げる者が同項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された場合及び第四十五条第一項の規定により退職した者又は同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者が第四十五条の二第一項の規定により採用された場合には、適用しない。

第七十五条第一項中「第三節」を「第四節」に、「並びに第六十一条から第六十二条まで」を「第六十一条から第六十三条まで並びに前節」に改め、同条第二項中「並びに第六十二条及び第六十三条」を「第六十二条、第六十三条並びに前節」に改める。

第五章中第五節を第七節とする。

第五十九条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第四百一条第一項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会が第六十五条の八第一項において準用する同法第四百一条第一項の規定により行う調査に際して、隊員が、職務上の秘密に属する事項を陳述し、若しくは証言し、又は当該事項の記載、記録若しくは表示がされた書類その他の物件を提出し、若しくは提示する場合については、適用しない。

第六十条第二項中「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する」及び「(次項及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)」を削る。

第六十二条の見出しを「(営利企業に関する制限)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第五章中第四節を第五節とし、同節の次に次の一節を加える。

第六節 退職管理

第一款 離職後の就職に関する規制
(他の隊員についての依頼等の規制)

第六十五条の二 隊員は、営利企業等(営利企

業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。に)に対し、他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者、当該営利企業等若しくはその子法人当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。の地位に就かせることを目的として、当該隊員若しくは隊員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員(次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。に)に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ 定年が年齢六十年に満たないとされて

いる自衛官

ロ 第三十六条の規定により任用期間を定めて任用された自衛官

ハ 第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官で、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日の年齢が六十年に達していないもの

二 退職手当通算予定隊員を退職手当通算法

人の地位に就かせることを目的として行う場合

3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、隊員が任命権者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、隊員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算予定隊員」とは、任命権者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる隊員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（在職中の求職の規制）

第六十五条の三 隊員は、利害関係企業等（営利企業等のうち隊員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定隊員（前条第四項に規定する退職手当通算予定隊員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場

合

二 在職する局等組織（防衛省に置かれる官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級として政令で定めるものにある隊員が行う場合

三 若年定年等隊員が第六十五条の十一項に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して行う場合

四 一般定年等隊員（若年定年等隊員以外の隊員をいう。以下同じ。）が第六十五条の十二項において準用する国家公務員法第二百二十条に規定する就職の援助を受けて、利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに關して行う場合

五 隊員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、若年定年等隊員にあつては防衛省令で定める手続により防衛大臣の、一般定年等隊員にあつては人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得て、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3 防衛大臣は、前項第五号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、政令で定める審議会等（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認

認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。

5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

6 国家公務員法第百五条第三項から第五項までの規定は、人事公正委員会が行う第二項第五号に規定する承認について準用する。

（再就職者による依頼等の規制）

第六十五条の四 隊員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定隊員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

うに、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、防衛省の事務次官若しくは内部部局に置かれる局の局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて防衛省の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、隊員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、防衛省と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて防衛省においてその締結について自らが決定したもの又は防衛省による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 防衛省から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 防衛省に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは防衛省との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手續に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が隊員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと思われ得る場合として政令で定める場合において、離職の際に若年定年等隊員であつた再就職者にあつては防衛省令で定める手続により防衛大臣の、離職の際に一般定年等隊員であつた再就職者にあつては人事公正委員会規則で定める手続により人事公正委員会の承認を得て、再就職者が当該承認に係る隊員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6 防衛大臣は、前項第六号に規定する承認を行い、又は行わないこととする場合には、防衛省令で定めるところにより、審議会の意見を聴かなければならない。

7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認については行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。

8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

9 国家公務員法第六十六条第六項から第八項までの規定は、人事公正委員会が行う第五項第六号に規定する承認について準用する。

10 隊員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては人事公正委員会規則で定めるところにより再就職等監察官に、その旨を届け出なければならない。

第二款 違反行為に関する調査等
（若年定年等隊員等に係る調査）

第六十五条の五 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に違反行為（前款の規定に違反する行為をいう。以下この款において同じ。）を行つた疑いがあると思料するときは、当該違反行為に関し調査を行うことができる。

2 防衛大臣は、前項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写し若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百十八条の二第一号及び第二号において同じ。）に係る記録媒体の提出を求めることができる。

3 防衛大臣は、第一項の調査に関し必要があると認めるときは、隊員に、当該調査の対象である若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者に頭を求めて質問させ、又は当該若年定年等隊員の勤務する場所若しくは当該若年定年等隊員若しくは離職の際に若年定年等隊員であつた者が隊員として勤務していた場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その

の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（審議会への権限の委任）
第六十五条の六 防衛大臣は、前条の規定による権限を審議会に委任する。

（懲戒手続等）
第六十五条の七 防衛大臣は、若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者の違反行為に関し懲戒その他の処分を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 審議会は、防衛大臣に対し、この節の若年定年等隊員又は離職の際に若年定年等隊員であつた者に係る規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置に関し、意見を述べることができる。

（一般定年等隊員等に係る調査）
第六十五条の八 国家公務員法第七十七条から第百十一条まで、第百十二条第一項及び第二項、第百十三条、第百十四条、第百四十条第一項並びに第百四十一条第一項の規定は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る違反行為に関する調査について準用する。この場合において、同法第七十七条から第百十一条まで並びに第百十二条第一項及び第二項の規定中「任命権者」とあるのは「防衛大臣」と、同法第九十九条第一項及び第百十一条第一項中「第百六条第九項」とあるのは「自衛隊法第六十五条の四第十項」と読み替へるものとする。

2 第六十五条の五第二項から第五項までの規定は、前項において準用する国家公務員法第百四十条第一項の規定による調査について準用する。この場合において、第六十五条の五第二項及び第三項中「防衛大臣」とあるのは

「人事公正委員会」と、同項中「隊員に、当該調査」とあるのは「当該調査」と、「若年定年等隊員」とあるのは「一般定年等隊員」と、「質問させ」とあるのは「質問し」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ」とあるのは「検査し」と、「質問させる」とあるのは「質問する」と読み替へるものとする。

（一般定年等隊員等に係る勧告等）

第六十五条の九 再就職等監視・適正化委員会又は一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係るこの節（第六十五条の三第三項から第五項まで、第六十五条の四第六項から第八項まで、第六十五条の五から第六十五条の七まで及び次款の規定を除く。）の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、内閣総理大臣に勧告することができる。

2 再就職等監視・適正化委員会は、前項の勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

3 再就職等監視・適正化委員会は、一般定年等隊員又は離職の際に一般定年等隊員であつた者に係る第六十五条の二、第六十五条の三第一項及び第二項並びに第六十五条の四第一項から第五項まで及び第十項の規定の遵守のために必要な事項について、防衛大臣に指導及び助言を行うことができる。

第三款 雑則

（隊員の離職に際しての援助）

第六十五条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

2 国家公務員法第二百二十条の規定は、第四十二條第一項第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助について準用する。
（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは、当該任命権者を通じて、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、前項の規定による届出を受けたときは、第六十五条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出をした隊員の任用及び補職を行うものとする。

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人
二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項

又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

（再就職後の公表）
第六十五条の十二 在職中に第六十五条の三第二項第五号の承認を得た管理職隊員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る。）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名
二 防衛省が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額
三 防衛省と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約に係る金額の総額
四 その他政令で定める事項
第六十五条の十三 防衛大臣は、毎年度、防衛省令で定めるところにより、第六十五条の十第一項に規定する就職の援助の実施結果について公表するものとする。
第四十二条の二（防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるものをいう。）を削る。
第四十三条中「一に」を「いずれかに」に改め、「又は政令で定める場合」を削り、同条に

次の二号を加える。

三 水難、火災その他の災害又は次章に規定する行動その他政令で定める活動に際して所在不明となつた場合
四 前三号のいずれかに該当することにより休職とされた隊員が復職した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合において定員に欠員がないとき。

第四十四条の見出し中「休職の」の下に「期間及び」を加え、同条第一項を次のように改める。

前条の規定による休職の期間は、次の各号に掲げる休職の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。
一 前条第一号及び第三号に掲げる場合における休職 三年を超えない範囲内で政令で定める期間又は休職の事由が消滅するまでの期間のいずれか短い期間
二 前条第二号に掲げる場合における休職 当該刑事事件が裁判所に係属する期間
三 前条第四号に掲げる場合における休職 定員に欠員が生ずるまでの期間
第四十四条第三項中「定」を「定め」に改め、同条第四項中「休職の事由が消滅した」を「第一項の規定による休職の期間が終了した」に、「政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければ」を「前条の規定により休職とされた隊員が離職する場合を除き、当該隊員に速やかに復職を命じなければ」に改める。

第四十六条第二項中「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）を「一般職国家公務員等」に改める。

第四十八条第二項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項

の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）を「学生」に改める。

第四十九条第七項中「第一項に規定する処分」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。

第五章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 派遣
（隊員の派遣）
第四十一条の二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、隊員を派遣（隊員としての身分を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先の業務に従事することとをいう。次項及び次条において同じ。）することができる。

一 当該隊員が、学術に関する調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他防衛大臣の指定する公共的施設（次号において「指定研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 当該隊員が、国及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）以外の者が国と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は防衛大臣が当該共同研究等に関し指定する施設

の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）を「学生」に改める。
第四十九条第七項中「第一項に規定する処分」を「この法律に別段の定めがある場合」に改める。
第五章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。
第三節 派遣
（隊員の派遣）
第四十一条の二 任命権者は、別に法律で定める場合のほか、次に掲げる場合には、隊員を派遣（隊員としての身分を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先の業務に従事することとをいう。次項及び次条において同じ。）することができる。
一 当該隊員が、学術に関する調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他防衛大臣の指定する公共的施設（次号において「指定研究所等」という。）において従事する場合（次号に掲げる場合を除く。）
二 当該隊員が、国及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）以外の者が国と共同して又は国の委託を受けて行う科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験又は研究（以下この号及び次条第二項第二号において「共同研究等」という。）であつて、当該隊員の職務に関係があると認められるものに、指定研究所等又は防衛大臣が当該共同研究等に関し指定する施設

において従事する場合

三 前二号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める場合

2 任命権者は、前項の規定により隊員の派遣を行うとするときは、派遣先の要請に基づいて、かつ、当該隊員の同意を得て、これを行わなければならない。

(派遣の期間及び効果)

第四十一条の三 前条の規定による派遣の期間は、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 三年

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 五年

2 任命権者は、派遣先から派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があるとき、前項の規定にかかわらず、前条の規定により派遣された隊員(以下この条において「派遣隊員」という。)及び防衛大臣の同意を得て、次の各号に掲げる派遣の区分に応じ、引き続き当該各号に定める日までの期間内で、これを延長することができる。

一 前条第一項第一号又は第三号に掲げる場合における派遣 当該派遣の日から五年を経過する日

二 前条第一項第二号に掲げる場合における派遣 当該共同研究等が終了する日

3 派遣隊員は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

4 派遣隊員には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給しない。

5 任命権者は、派遣隊員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに、当該派遣隊員を職務に復帰させなければならない。

6 派遣隊員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

第九十八条第一項中「昭和二十二年法律第二十六号」を削る。

第九十八条第一項中「一」を「いずれかに」「三万円」を「五十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十五条の四第一項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又はは相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

第九十八条第一項第四号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 第六十五条の四第二項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又はは相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

五 第六十五条の四第三項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又はは相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

六 第六十五条の四第四項の規定に違反する行為(職務上不正な行為をするように、又はは相当の行為をしないように要求し、又は依頼する行為に限る。)をした再就職者

七 第三号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた隊員であつて、当該要求又は依頼を受けたことにより、職務上不正な行為をし、又は相当な行為をしなかつた者

第九十八条の次に次の二条を加える。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の五第二項(第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は第六十五条の五第二項の規定により書類若しくはその写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体

の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者

二 第六十五条の五第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなくて証言を行わず、又は同項の規定により書類若しくはその写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体の提出を求められ虚偽の事項を記載し若しくは記録した書類若しくは写し若しくは電磁的記録に係る記録媒体を提出した者

三 第六十五条の五第三項(第六十五条の八第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(第六十五条の五第一項の調査の対象である若年定年等隊員及び離職の際に若年定年等隊員であつた者並びに第六十五条の八第一項において準用する国家公務員法第四十条第一項の調査の対象である一般定年等隊員及び離職の際に一般定年等隊員であつた者を除く。)

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法に正条があるときは、同法による。

一 職務上不正な行為(第六十五条の二第一項又は第六十五条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。)をすること若しくはしたと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

二 職務に関し、他の隊員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに

三 前号の職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた隊員

本則に次の一条を加える。

第九十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条の四第一項から第四項までの規定に違反して、隊員又はこれらの規定に規定する隊員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしなないよう

に要求し、又は依頼した者(職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。)

二 第六十五条の十一第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

第二十条 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第五条第二項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、第一項」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに

に就くこと、又は他の隊員をその離職後に、若しくは隊員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した隊員

2 前項の規定による給与は、派遣職員から当該派遣職員の指定する者（当該派遣職員の収入により生計を維持する者又は当該派遣職員の親族に限る。）に支払うよう申出があつた場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項の規定にかかわらず、当該指定する者に支払うことができる。

第六条第二項中「第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める」を「第四条第一項中「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発症が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）とあるのは「派遣の期間の初日（第四項において単に「初日」という。）と、同条第四項中「事故発生日」とあるのは「初日」とし、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない」に改める。

第八条中「昭和二十五年法律第九十五号」第二十三条第一項を「第二十三条第二項」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第三項中「施行日前に」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第二十一条の規定による改正前の」を加える。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第二十一条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第二条第一項中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同条第二項中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第八十条の二第一項」を「国家公務員の

労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第二号」に、「職員団体」を「労働組合」に改め、同条第四項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同条第二号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「国家公務員法（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号」に改め、同条第五項中「職員団体（以下「法人である登録職員団体」という。）を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「法人である登録職員団体等」と総称する）」に改める。

第三条第一項中「職員団体」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」に改め、「（以下「登録機関」という。）を削り、同条第一号中「国家公務員法第八十条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に、「登録された職員団体」を「認証された労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「職員団体」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体」に改める。

第四条中「第九条第一号又は第五号」を「第九条第一項第一号又は第四号」に、「人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則」を「中央労働委員会規則」に改める。

第八条第一項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改める。

第九条第一号中「一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの」を削り、「これ」を「これ」に、「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組

合」に改め、「（次号の混合連合団体を除く。）」を削り、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「前二号」を「前号」に改め、同条同条第五号とし、同条に次の二項を加える。

2 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができ。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと認められる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

第二十七条第三号中「法人である登録職員団体」を「第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合」に、「国家公務員法第八十条の三第六項」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項」に改め、「又は地方公務員法第五十三条第六項」を削り、「登録の」を「認証の」に改め、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

第三十九条中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に、「登録機関」を「第三条第一項各号に定める機関」に改める。第四十五条（見出しを含む。）、第四十六条第一項、第四十七条第一項第四号並びに第五十四条第一項及び第二項第二号中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に

改める。
第三章第二節の節名中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第五十九条第一項中「国家公務員法第八十条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に改め、「含む。」の下に「の規定により認証されたとき」を加え、「その登録」を「その認証又は登録」に、「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改め、同条第二項中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に、「国家公務員法第八十条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に改め、「含む。」の下に「の規定による認証」を加え、同条第三項及び第四項中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第二十二条 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三項中「第三条」を「第二条」に改める。

第三条第一項、第四条第二項及び第六条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第七条第六項中「第六十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の採用は、選考によることができる。

第八条第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第九条中「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第十二条第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第十六条の表第六条の二の項中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同表第八條第十一項の項中「第八條第十一項」を「第八條第十項」に改め、同表第九條の二第四項、第十七條及び第十九條の三第一項の項中、「第十七條」を「第十七條第一項」に改め、同表第十九條の四第六項の項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第十七條の表第十三條第一項の項及び第十三條第二項の項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第二十二條中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第二十三條第一項中「人事院規則の」を「政令で」に、「第八十一條の五第三項」を「第七十六條第三項」に改め、同条第二項中「から第四項までの規定は、」を「の規定は前項の規定による任用について、同条第三項から第五項まで

の規定は」に、「準用する」を、「準用する」に改める。
第二十四條の表第六條の二の項中「第六條の二」を「第六條の二第一項」に改め、同表第九條の二第四項、第十七條及び第十九條の三第一項の項中「第十七條」を「第十七條第一項」に改め、同表第十九條の八第三項の項中、「第十三條の二及び第十四條」を「及び第十三條の二から第十四條の二まで」に改める。
第二十五條の表第五條第一項の項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第二十六條第一項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に、「第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項」を「第七十五條第一項又は第七十六條第一項」に改める。
第二十七條第一項中「第七條第六項」を「第七條第七項」に、「第二條第三項第十六號」を「第二條第三項第二十八號」に改め、「これらの規定（第三條第一項ただし書を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか」を削り、同項の表第三條第一項の項を次のように改める。
第二十七條第一項中「第七條第六項」を「第七條第七項」に、「第二條第三項第十六號」を「第二條第三項第二十八號」に改め、「これらの規定（第三條第一項ただし書を除く。）中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか」を削り、同項の表第三條第一項の項を次のように改める。

政令で定める期間内	防衛省令で定める期間内
当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により政令で定める休暇	当該休暇

第二十七條第一項の表第二十三條第一項の項中「第八十一條の五第三項」を「第七十六條第三項」に改め、同表前條第一項の項中「第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項」を「第七十五條第一項又は第七十六條第一項」に改める。
第二十八條中「人事院規則」を「政令」に改める。
（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）
第二十三條 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第二條を削る。
第三條中、「会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に、「及び各外局の長」を「各外局の長及び警察庁長官」に改め、同条を第二條とし、同条の次に次の一條を加える。
（勤務時間等に関する制度に関する調査研究等）
第三條 内閣総理大臣は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する制度について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
第四條第二項中「職員」を「国家公務員」に改める。
第五條第二項中「第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項」を「第七十五條第一項又は第七十六條第一項」に改める。
第六條第三項中「人事院規則で」を「政令で」に、「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第七條第二項中「には、人事院規則の」を「には、政令で」に改め、同項ただし書中「人事院

と協議して、人事院規則の」を「内閣総理大臣と協議して、政令で」に改める。
第八條中「人事院規則の」を「政令で」に、「人事院規則で」を「政令で」に改める。
第九條の見出しを「（休憩時間等）」に改め、同条中「人事院規則の定めるところにより、」を「政令で定めるところにより、おおむね四時間の連続する勤務時間ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時間以上の」に改め、同条に次の各号を加える。
一 第六條第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振る場合 四十五分
二 前号に掲げる場合以外の場合 三十分
第九條に次の二項を加える。
2 各省各庁の長は、公務の円滑な運営又は職員の健康及び福祉の確保に支障があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の規定と異なる休憩時間を置くことができる。
3 各省各庁の長は、第七條第一項に規定する職員について、同条第二項の規定により勤務時間を割り振る場合又は同条の規定により週休日とされた日に前条の規定により勤務時間を割り振る場合において、当該職員の勤務の性質がその能率の維持等を図るため勤務時間中における一時的な作業の休止を必要とするものであるときは、政令で定めるところにより、当該勤務時間のうち、作業を休止させるべき三十分以下の時間を置かなければならない。
第十條中「人事院規則」を「政令」に改める。
第十一條中「人事院」を「内閣総理大臣」に

第三條第一項	
職員（第二十三條第二項）	職員（自衛官候補生、第二十三條第二項）
任命権者	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一條第一項の規定により同法第二條第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出席により職員が勤務しないことが相当である場合として政令で定める場合における休暇	自衛隊法第五十四條第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出席した場合における休暇
同条の規定により政令で定める期間	防衛省令で定める期間

改める。

第十二条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十三条第一項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、各省各庁の長が前項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずるに当たつて留意すべき事項その他当該勤務を縮減するために必要な事項についての指針を定め、これを公表するものとする。

第十三条の二第一項中「人事院規則の」を「政令で」、「人事院規則で」を「政令で」に改める。

第十五条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十七条第一項第一号及び第二号中「人事院規則」を「政令」に改め、同項第三号中「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法（平成二十五年法律第 号）の適用を受ける職員」を削り、「人事院規則」を「政令」に、「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十九条及び第二十條第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十一条中「人事院規則で」を「政令で」、「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第二十二条の見出し中「人事院規則」を「政令」に改め、同条中「第十六条から前条までに規定する」を「この法律に定める」に、「休暇に関する手続その他の休暇」を「この法律の実施」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十三条中「人事院規則」を「政令」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第二十四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第三条第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的な知識又は技術を有する者を、当該知識又は技術を必要とする研究業務であつて特別の計画に基づき実施されるものの能率的な運営のために当該研究業務に五年を超えない期間を定めて従事させる場合（昇任、降任又は転任の方法により欠員を補充することが困難である場合に限る。）

第三条第二項中「前項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項第三号に規定する場合における任期は、同号に規定する特別の計画の期間又は五年のいずれか短い期間（次条第一項において「三号最長期間」という）を超えない範囲内で、任命権者が定める。

第五条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「同項の」を「前条第二項の」に、「五年を超えない」を「五年、第三条第一項第三号の規定により任期を定めて採用された職員の任期が三号最長期間に満たない場合にあっては採用した日から三号最長期間を超えない」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第六条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「人事院規則の」を

「政令で」に改める。

第七条第二項中「及び第二十一条第一項」を「並びに第二十一条第一項及び第二項」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に、「第二十一条第一項中」を「第二十一条第一項及び第二項中」に改める。

第八条第一項中「第三条」を「第二条」に、「ゆだねる」を「委ねる」に、「人事院規則の」を「政令で」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十二条を次のように改める。

（調査研究等）
第十二条 内閣総理大臣は、この法律に定める事項について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

（内閣府設置法の一部改正）
第二十五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「取扱いの確保」の下に、「人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に、「公務の能率的な運営」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

第四条第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の二の次に次の一号を加える。

五十九の三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二百七条に規定する事務

第四条第三項第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 公務員庁設置法（平成二十五年法律第 号）第四条第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十四条の次に次の三条を加える。

（政務スタッフ）
第十四条の二 内閣府に、大臣補佐官及び政務調査官（次項において「政務スタッフ」という。）を置くことができる。

2 政務スタッフの任用については、公募の活用等により、国の行政機関の内外から人材を機動的に登用するものとする。

（大臣補佐官）
第十四条の三 大臣補佐官の定数は、政令で定める。

2 大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。

5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6 国家公務員法第九十四条第一項、第九十六条第一項、第九十七条並びに第九十八条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

（政務調査官）
第十四条の四 政務調査官の定数は、政令で定める。

2 政務調査官は、命を受けて、内閣官房長官、特命担当大臣、副大臣及び大臣政務官に対し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、必要な情報の提供その他の補助を行う。

3 政務調査官の任免は、内閣総理大臣が行う。

4 前条第五項及び第六項の規定は政務調査官について、同条第七項の規定は常勤の政務調査官について準用する。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を、「消

費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「特定個人情報保護委員会」の下に、「人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を、「消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第三項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表特定個人情報保護委員会の項の次に次のように加える。

援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター」に改め、同号口中「第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十五年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

第六条第一項中「第四条第十号」を「第四条第四号から第六号まで」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

本省に、地方財政審議会を置く。

第三章第二節第一款の二を削る。

第二十五条第二項中「第四条第九号から第十五号まで」を「第四条第三号から第六号まで」に改め、同項第一号中「平成十一年法律第四十二号」を削り、同項第二号中「平成十三年法律第四百四十号」を削り、同項第三号中「平成十五年法律第五十八号」を削り、同項第四号中「平成十五年法律第五十九号」を削る。

事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分基準の作成及び変更に関すること」を「国家公務員法第七十八条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第一百四十一条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十一条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意

人事公正委員会

国家公務員法

第六十四条の表に次のように加える。

公務員庁

公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第二十六条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）」を削る。

第四条第一号から第十五号までを次のように改める。

一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。

二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。

三 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

四 国民の権利利益の保護又は救済を図るための行政手続に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

五 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等

の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

六 行政機関（行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

七から十五まで 削除

第四条第十九号イ中「独立行政法人」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支

援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター」に改め、同号口中「第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十五年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第二十七条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「人事院の指定する」を「人

附則第二条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 行政機関の機構、定員並びに運営の改善及び効率化に関する調整に関する事務のうち、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第七十四号、第九十四号、第九十五号、第九十八号、第九十九号、第一百二号及び第一百十一号に掲げる事務で政令で定めるものに係るものに関する重要事項の調査審議に関すること。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（勧告の特例）

第二条の二 総務大臣は、第六条第一項に規定する勧告のほか、当分の間、前条第一項第一号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができ。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第二十七条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「人事院の指定する」を「人

事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分基準の作成及び変更に関すること」を「国家公務員法第七十八条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第一百四十一条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十一条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意

事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分基準の作成及び変更に関すること」を「国家公務員法第七十八条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第一百四十一条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十一条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意

事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分基準の作成及び変更に関すること」を「国家公務員法第七十八条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第一百四十一条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十一条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意

事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分基準の作成及び変更に関すること」を「国家公務員法第七十八条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第一百四十一条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十一条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分の指針の策定又は変更に関する意

見の申出)

第二十一条の二 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員法第七十八条第三項の指針(次項において単に「指針」という。)の策定又は変更に際しては、あらかじめ、審査会にその内容を通知するものとする。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指針の策定又は変更に関し意見を申し出ることができる。

第三十三条中「第八十五条」を「第八十二条」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。
第三十四条中「第百条第四項」を「第九十八条第四項」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十六条の見出し中「人事院規則制定」を「人事公正委員会規則制定」に改め、同条中「人事院」を「人事公正委員会」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改める。

第三十七条(見出しを含む。)中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十八条の見出し中「人事院規則」を「政令及び人事公正委員会規則」に改め、同条中「人事院規則」を「政令(第二十一条の二第二項及び第二十二条から前条までの規定の施行に関し必要な事項については、人事公正委員会規則)に改める。

第三十九条第一項中、「内閣」を「及び内閣」に改め、「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第四十一条の見出しを「(特定独立行政法人の職員に関する特例)」に改め、同条第一項中「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び」を削り、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年

法律第二百五十七号)第二条第二号の職員に

対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第八十条第二項、第八十一条、第八十三条」とあるのは「第八十三号」と、「第九十八条第四項」とあるのは「第九十八号第四項(第百四十一条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。)」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に関し行われるもの」と、「第百四十一条第二項、第百四十二条、第百四十三条、第百五十八条」とあるのは「第百四十二号、第百四十三号、第百五十九号」とする。

第四十二条第一項中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」を「公務員庁設置法(平成二十五年法律第 号)第四条第二項第十二号」に改める。

第四十四条第一項中「及び第十八条第三項」を、「第十八条第三項及び第二十一条の二第一項」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第二十八条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十四条」を「第二十六条」に改め、同条第二項第四号中「収益」の下に「(法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類する事業として政令で定めるものの実施による収益及び補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。を除く。)」を加え、「その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。であつてその営む事業について他の事

業者と競争関係にあるもの」を「次に掲げるものを除く。)」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同号に次のように加える。

イ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センター

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、公務員庁設置法(平成二十五年法律第 号)第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの

ハ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ニ イからハまでに掲げるもののほか、その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人

第二条第二項第五号中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項中「任命権者」とは「の下に、次条第一項を除き」を加え、「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第六項を削る。

第三条を削る。

第四条の見出しを「(基本方針等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

内閣総理大臣は、あらかじめ、国家公務員法第三十二条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して人事交流の制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針(以下「官民人事交流基本方針」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第四条第二項中「円滑」を「適切」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、官民人事交流基本方針を公表しなければならない。

3 前二項の規定は、官民人事交流基本方針の変更について準用する。

第五条を第三号とする。

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

人事公正委員会は、人事公正委員会規則により、次に掲げる事項に関する基準(以下「交流基準」という。)を制定するものとする。

第五条第一項第一号中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第二項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第三項中「人事院」を「人事公正委員会」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(任命権者等の責務)

第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、官民人事交流基本方針及び交流基準に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

第六条第一項中「人事院は、人事院規則の」を「内閣総理大臣は、政令で」に改め、同条第二項中「人事院は、各省各庁の長等」を「内閣総理大臣は、任命権者」に改める。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

任命権者は、交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業(以下「名簿記載企業」という。)及び職員の同意を得て交流派遣の実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で定めるところにより、当該計画を記載した

書類を人事公正委員会に提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、その認定を受けなければならない。

2 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に交流派遣をすることができる。

第七条第三項を削り、同条第四項中「人事院総裁」を「任命権者」に、「による交流派遣の実施に当たっては、同項の民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、同項を「により交流派遣をするときは、第一項」に改め、「従って」の下に、「当該計画に記載された名簿記載企業（以下「派遣先企業」という。）との間において」を加え、「人事院規則」を「政令」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条第二項中「前項の期間は、」を「前条の規定により交流派遣をした任命権者は、当該に、「当該期間」を「当該交流派遣の期間」に、「人事院が認めた場合は、前条第三項の規定により交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）及び当該交流派遣職員の交流派遣を要請した各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）の同意を得て、」を「認める場合には、当該交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）の同意及び人事公正委員会の認定を得て、当該に、「これ」を「交流派遣の期間」に改める。

第九条中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十条第二項第一号中「第百一条」を「第十九条」に改める。

第十二条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第四項中「第八十二条」を「第七十八条第一項又は第二項」に改め、「国家公務員倫理法」の下に、「平成十一年法律第百二十九号」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百四条」を「第百一条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の

次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

第十三条第一項中「人事院総裁」を「任命権者」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第四項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に、「職員団体」を「労働組合」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第十六条中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に、「第一条の二第一項第一号」を「第一条の二第二項第一号」に、「同条」を「同項及び同条第三項」に改める。

第十八条第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による」を削り、「人事院規則の」を「政令で定めるところにより、名簿記載企業の同意を得て交流採用の実施に関する計画を作成し、人事公正委員会規則で」に、「その実施に関する」を「当該」に改め、「書類を」の下に「人事公正委員会に」を加え、「人事院の」を「その」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、前項の認定を受けた計画に基づいて、名簿記載企業に雇用されていた者又

は現に雇用されている者について交流採用をすることができる。

第十九条第三項中「第一項」を「前項」に、「同項の民間企業」を「第一項の認定を受けた計画に従って、当該計画に記載された名簿記載企業（以下「交流元企業」という。）に改め、同条第四項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第五項ただし書を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 任命権者は、その所掌事務の遂行上特に必要があるときと認める場合には、第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）及び交流元企業の同意並びに人事公正委員会の認定を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第二十条中「前条第一項の規定により交流採用をされた職員（以下「交流採用職員」という。）を同項の民間企業（以下「交流元企業」という。）を「交流採用職員を交流元企業」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改める。

第二十一条第三項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（人事交流の制度の運用状況の報告）

第二十三条 人事公正委員会は、毎年、内閣総理大臣に対し、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一 前年に交流派遣職員であった者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第一項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 前年に交流採用職員であった者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員

が交流元企業において占めている地位を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、第七条第一項及び第十九条第一項の規定に基づく認定の状況

2 任命権者は、毎年、内閣総理大臣に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、毎年、三年前の年の一月一日後に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から二年を経過した日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位その他人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項に第一項の報告書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

第二十四条第一項中「第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項」を「及び第五項、第三条、第四条第二項」に、「第十三条第三項」を「前条」に、「第二十一条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十八号」に、「規定中「人事院規則」を「規定（第二十四条を除く。）中「人事公正委員会規則」に、「第二項第二項第五号中「人事院」を「第二条第二項第五号、第六条及び第二十三条中「内閣総理大臣」に、「同条第三項中「職員」を「第二条第三項中「職員」に、「第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあ

るのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務局の職員であるときを除く。）を人事院事務局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣機関の長」という。）とあるのは「各省各庁の長等」を「第四条第一項中「人事公正委員会」とあるのは「内閣は」と、「次に掲げる」とあるのは、「一般職に属する国家公務員の例に準じて、次に掲げる」と、第五条中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「官民人事交流基本方針及び交流基準」とあるのは「交流基準」と、第七条第一項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣に」と、第八条第二項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣に」と、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第二百四条」を「第二百二条」に、「同条第四項中「国家公務員法第八十二条」を「同条第五項中「国家公務員法第七十八条第一項又は第二項」に改め、「国家公務員倫理法」の下に（平成十一年法律第二百二十九号）を加え、「第二十三條第一項及び」を「第二十三條第二項及び」に、「第十九条第二項中「人事院の」を「第十九条第一項中「人事公正委員会に」に、「防衛大臣の」を「防衛大臣に」と、同条第六項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣に」に、「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」を「第二十三條第一項中「人事公正委員会」に、「内閣は、毎年、国会」を「防衛大臣」と、第二十四条中「政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）」とあるのは「政令」に改め、同条第二項中「第

七条第三項及び第十九条第二項の認定、前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する第十九条第五項の承認を「第七條第一項、第八條第二項並びに第十九條第一項及び第六項の認定」に改め、同条第三項中「第七條第三項」を「第七條」に改め、同条第四項中「第七條第三項」を「第七條」に、「第六項」を「次項」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条を第二十六條とし、第二十三條の次に次の二條を加える。
（政令等への委任）
第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令（人事公正委員会の所掌する事務に關する事項については、人事公正委員会規則）で定める。
（法令の制定改廃に關する通知等）
第二十五條 内閣總理大臣は、この法律に基つて政令の制定若しくは改廢若しくは官民人事交流基本方針の策定若しくは変更の立案又は第二條第二項第五号の指定若しくは指定の取消しに際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知するものとする。

2 人事公正委員会は、人事交流の制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、内閣總理大臣に対し、官民人事交流基本方針の策定若しくは変更又は第二條第二項第五号の指定若しくは指定の取消しに關し意見を申し出ることが出来る。
（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律の一部改正）
第二十九條 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「第五十五條第一項」を「第三十二條第一項」に改める。
第三條第一項中「人事院」を「内閣總理大臣」に改め、同條第二項中「人事院の」を「内閣總理大臣の」に改め、同項第三号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第五條第一項及び第六條中「人事院」を「内閣總理大臣」に改める。
第七條第二項中「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項中「人事院」を「内閣總理大臣」に改め、同條第四項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第八條第二項中「及び第二十一條第一項」を「並びに第二十一條第一項及び第二項」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に、「第二十一條第一項中」を「第二十一條第一項及び第二項中」に改める。
第十條（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。
第十一條を次のように改める。
（調査研究等）
第十一條 内閣總理大臣は、この法律に定める事項について、随時、調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
（法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に關する法律の一部改正）
第三十條 法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に關する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「特定獨立行政法人等の労働關係に關する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第三号に規定する特定獨立行政法人等」を「獨立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第二項に規定する特定獨立行政法人」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項中「第五十五條第一項」を「第三十二條第一項」に改める。
第三條第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第四條第五項中「すべて」を「全て」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同條第十項中「第百四條」を「第百二條」に改める。
第五條第三項及び第七條第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

則」を「政令」に改める。
第八條第二項中「職員団体」を「労働組合」に改める。
第九條中「第二十三條第一項」を「第二十三條第二項」に、「第一條の二第二項第一号」を「第一條の二第二項第一号」に、「同條」を「同項及び同條第三項」に改める。
第十一條第三項、第十二條第二項及び第十三條第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第十四條第四項中「職員団体」を「労働組合」に改める。
第二十條第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第二十二條の見出し及び同條第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。
（国家公務員の留学費用の償還に關する法律の一部改正）
第三十一條 国家公務員の留学費用の償還に關する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第七十三條」を「第六十三條」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項及び第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第三條第一項第二号中「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項第一号中「第七十九條の」を「第七十條の」に、「第一條の二」を「第一條の二第二項及び第三項」に、「第七十九條第一号」を「第七十條第一号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項第二号中「第八十二條」を「第七十八條第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「国家公務員法第八八條の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働關係に關する法律（平成二十五年法律第 号）第七條第一項ただし書」に、「職員団体」を「労働組合」に、「特定獨立行政法人等の労働關係に關する法律」を「特定獨立行政法人の労働關係に關する法律」に改める。
第四條第一号中「第七十八條第一号」を「第

第三十條 法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に關する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「特定獨立行政法人等の労働關係に關する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二條第三号に規定する特定獨立行政法人等」を「獨立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第二項に規定する特定獨立行政法人」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項中「第五十五條第一項」を「第三十二條第一項」に改める。
第三條第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第四條第五項中「すべて」を「全て」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同條第十項中「第百四條」を「第百二條」に改める。
第五條第三項及び第七條第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

則」を「政令」に改める。
第八條第二項中「職員団体」を「労働組合」に改める。
第九條中「第二十三條第一項」を「第二十三條第二項」に、「第一條の二第二項第一号」を「第一條の二第二項第一号」に、「同條」を「同項及び同條第三項」に改める。
第十一條第三項、第十二條第二項及び第十三條第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第十四條第四項中「職員団体」を「労働組合」に改める。
第二十條第一項中「人事院規則の」を「政令で」に改める。
第二十二條の見出し及び同條第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。
（国家公務員の留学費用の償還に關する法律の一部改正）
第三十一條 国家公務員の留学費用の償還に關する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「第七十三條」を「第六十三條」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項及び第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第三條第一項第二号中「人事院規則」を「政令」に改め、同條第三項第一号中「第七十九條の」を「第七十條の」に、「第一條の二」を「第一條の二第二項及び第三項」に、「第七十九條第一号」を「第七十條第一号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項第二号中「第八十二條」を「第七十八條第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「国家公務員法第八八條の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働關係に關する法律（平成二十五年法律第 号）第七條第一項ただし書」に、「職員団体」を「労働組合」に、「特定獨立行政法人等の労働關係に關する法律」を「特定獨立行政法人の労働關係に關する法律」に改める。
第四條第一号中「第七十八條第一号」を「第

六十九条第二号」に改め、同条第二号中「第八十一号の二第二項」を「第七十三条第一項」に、「第八十一号の三第三項」を「第七十四条第一項」に改め、同条第四号中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第六号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第五条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第六条の見出し中「人事院規則」を「政令」に改め、同条中「から」を「及び第九号から」に改め、「及び第八号」を削り、「人事院規則」を「政令」に改める。

第七号中「第七十三号」を「第六十三号」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条中「第二条第三項第十三号」を「第二条第三項第二十四号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条の表第二条第二項の項中「第七十三号」を「第六十三号」に改め、同条第三項第三項第一号の項中「第七十九号の二」を「第七十号の二」に、「第七十九号第一号」を「第七十号第一号」に改め、同条第三項第三項第二号の項中「第八十二号」を「第七十八号第一項又は第二項」に改め、同条第三項第三項第三号の項中「国家公務員法第八十条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第七條第一項ただし書」に、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同項下欄中「国家公務員法第八十条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律第七條第一項ただし書」に改め、同表第四條第一号の項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に、「第七十八号第二号」を「第六十九号第二号」に改め、同表第四條第二号の項中「第八十一号の二第二項」を「第七十三号第一項」に改め、同表第六條の項中「から」を「及び第九号

から」に改め、「及び第八号」を削る。

第十一条中「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十八号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条の表第二条第二項の項中「第七十三号」を「第六十三号」に改め、同表第三条第三項第一号の項中「第七十九号の二」を「第七十号の二」に、「第七十九号第一号」を「第七十号第一号」に改め、同表第三条第三項第二号の項中「第八十二号」を「第七十八号第一項又は第二項」に改め、同表第四條第一号の項中「第七十八号第二号」を「第六十九号第二号」に、「第四十二号第二号」を「第四十二号第一項第二号」に改め、同表第四條第二号の項中「第八十一号の二第二項」を「第七十三号第一項」に、「第八十一号の三第三項」を「第七十四号第一項」に改め、同表第四條第五号の項中「第五十五号第一項」を「第三十二条第一項」に、「第四十六号第二項」を「第四十一号第三項」に改め、同表第六條の項中「から」を「及び第九号から」に改め、「及び第八号」を削る。

（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正）

第三十二条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その他の人事院規則」を「その他これらに類する職員として政令」に改め、同条第二項中「第五十五号第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第三条第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第四条第二項中「人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き」を削る。

第六条第二項中「人事院規則」を「これに類するものとして政令」に改める。

第七号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第八条第二項中「国家公務員法第八十条の六

第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十五年法律第 号）第七條第一項ただし書」に、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「人事院規則」を「政令」に改める。

第十条中「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十八号」に改め、「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と」を削る。

（国家公務員制度改革基本法の一部改正）

第三十三条 国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「事務を」を「事務のうち、第八号に掲げる事務並びに第九号及び第十号に掲げる事務（幹部職員に係るものに限り）」について「一元的に」の下に「行い、その他の事務については内閣府において一元的に」を加える。

第十一条の見出し中「内閣人事局」の下に「及び公務員庁」を加え、同条中「により内閣官房の下に」「及び内閣府」を、「内閣人事局を」の下に、「内閣府に公務員庁を」を加え、「措置について、第四條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内を目的として」を「措置を」に改め、同条第一号中「内閣官房長官の下に」「内閣人事局の事務に係るものに限り。」及び内閣総理大臣」を加え、「に掲げる」を「の規定に基づき同項に規定する」に改め、同条第二号中「内閣官房」を「内閣府」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第三十四条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十条の次に次の三条を加える。

（政務スタッフ）

第十条の二 復興庁に、大臣補佐官及び政務調査官（次項において「政務スタッフ」という。）を置くことができる。

2 政務スタッフの任用については、公募の活用等により、国の行政機関の内外から人材を機動的に登用するものとする。

（大臣補佐官）

第十の三 大臣補佐官の定数は、政令で定める。

2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第九十四條第一項、第九十六條第一項、第九十七條並びに第九十八條第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（政務調査官）

第十条の四 政務調査官の定数は、政令で定める。

2 政務調査官は、命を受けて、復興大臣並びに復興庁の副大臣及び大臣政務官に対し、政務に関し、必要な情報の提供その他の補助を行う。

3 政務調査官の任免は、復興大臣の申出により、内閣総理大臣が行う。

4 前条第五項及び第六項の規定は政務調査官について、同条第七項の規定は常勤の政務調

ものとする。

第六條 旧国家公務員法第八十四條第二項の規定に基づき人事院が行つた職員に対する懲戒処分
の効果については、なお従前の例による。

第七條 新国家公務員法第三百十條第一項の規定による人事公正委員会の委員長及び委員の任命

のために必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

第八条 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第六十六条の八第一項の規定により任命された再就職等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ施行日に、新国家公務員法第四百十九條第一項の規定により再就職等監視・適正化委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新国家公務員法第五百五十條第一項の規定にかかわらず、旧国家公務員法第六十六条の八第一項の規定により任命された再就職等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第六十六条の七第四項の規定により指名された委員である者は、施行日に、新国家公務員法第四百十八條第四項の規定により委員長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 旧国家公務員法第六十六条の十二第一項に規定する再就職等監視委員会の委員長又は委員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧国家公務員法第六十六条の十四第五項の規定により任命された再就職等監視委員会の再就職等監察官である者は、施行日に、新国家公務員法第五百十五條第五項の規定により、再就職等監視・適正化委員会の再就職等監察官として任命されたものとみなす。

第九条 内閣総理大臣は、新国家公務員法に基づく職員の任免、分限及び懲戒に関する政令の制定又は改廃の立案に際しては、施行日前において、新国家公務員法第四百十三條第一項の規定の例により、人事院に通知することができる。

2 人事院は、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総

理大臣に対し、前項の規定による通知に係る政令の制定又は改廃に関し意見を申し出る。ことができる。

3 第一項の規定によりされた人事院への通知は、この法律の施行後は、新国家公務員法第四百十三條第一項の規定によりされた人事公正委員会への通知とみなす。

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 旧国家公務員法第六十八條の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第七條の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七條の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七條第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(労働組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 中央労働委員会委員の定数のうち第八條の規定による労働組合法第十九條の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに行われる委員の任命のために必要な行為は、第八條の規定による改正後の労働組合法第十九條の三第二項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九條第一項に規定する労働者委員の推薦は、旧国家公務員法第六十八條の三(第十一條の規定による改正前の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定により登録された職員団体又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二條第四号に規定する職員若しくは国有林野事業(同条第二号に規定する国有林野事業をいう。)を行う国の行政機関の同条第四号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合が行うものとする。

2 中央労働委員会委員の定数のうち第八條の

規定による労働組合法第十九條の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、同法第十九條の五第一項の規定にかかわらず、中央労働委員会の委員の数が第六條の規定による改正後の労働組合法第十九條の三第一項に規定する数に達する日から、その任命の際現に中央労働委員会の委員である者の任期満了の日までとする。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 附則第二十條第一項の規定により国家公務員倫理審査会の会長又は委員として任命されたものとみなされた者のうち常勤の会長又は常勤の委員が受ける俸給月額額は、施行日を含む任期に係る期間は、第十條の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第三條第一項の規定にかかわらず、国家公務員倫理審査会の常勤の会長にあつては百四十三万四千円、国家公務員倫理審査会の常勤の委員にあつては百十九万八千円とする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 内閣は、第十一條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(次項において「新一般職給与法」という。)第六條の二第二項及び第十條の二第三項の政令を定めようとするときは、施行日前においても、会計検査院の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八條第一項の規定により会計検査院の職員の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、会計検査院の意見を聴くことができる。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第十二條の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一條第一項に規定する被災職員の同法第四條第一項に規定する平均給与額を計算する場合において、当該被災職員について同項に規定する期間中に第十二條の規定による

改正前の国家公務員災害補償法第四條第三項第六号に該当する日があるときは、第十二條の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四條第三項の規定の適用については、同項第六号中「労働組合」とあるのは、「労働組合又は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)第二條の規定による改正前の国家公務員法第六十八條の二第一項に規定する職員団体」とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 旧国家公務員法第七十九條の規定による退職のうち、職員を第十六條の規定による改正前の国家公務員退職手当法第六條の四第一項の政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのものとして当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして同項の政令で定める要件を満たすものは、第十六條の規定による改正後の国家公務員退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。)第六條の四第一項の規定の適用については、新国家公務員法第四十八條第一項の規定による派遣のうち、職員を新退職手当法第六條の四第一項の政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための派遣及び当該派遣以外の派遣であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのものとして当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして同項の政令で定める要件を満たすものとみなす。

2 旧国家公務員法第六十八條の六第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間は、新退職手当法第七條第四項の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七條第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しな

かつた期間とみなす。

3 施行日に人事官であった者については、新退職手当法第十一号の規定にかかわらず、人事公正委員会を同号に定める退職手当管理機関とする。

(防衛省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に第十七条の規定による改正前の防衛省設置法第七号第四項の規定により任命された防衛大臣補佐官である者は、施行日に、第十七条の規定による改正後の防衛省設置法第七号第四項の規定により防衛大臣政策参与として任命されたものとみなす。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 附則第一条第二号に定める日から起算して一年を経過する日までの間は、第十八条の規定による改正後の自衛隊法(以下この条において「新自衛隊法」という。)第三十条の二第二項中「防衛省令で」とあるのは「防衛大臣が」とし、当該期間における同条第一項第六号に規定する幹部隊員以外の隊員の採用、昇任、降任及び転任(同号に規定する幹部職への任命に該当するものを除く。)については、新自衛隊法第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとできる。

2 附則第一条第二号に定める日から起算して三年を経過する日までの間は、新自衛隊法第三十一条第二項中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)」とあるのは「人事評価(隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。又はその他の能力の実証)」と、新自衛隊法第三十一条の二、第三十七条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

第十八条 附則第四条第一項の政令で定める日ま

での間は、第十九条の規定による改正後の自衛隊法(以下この条において「新自衛隊法」という。)第三十一条及び第三十一条の十の規定の適用については、新自衛隊法第三十一条第二項中「種類及び課程対象者(国家公務員法第四十五条第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下同じ。)」であるか否か又は課程対象者であつたか否か」とあるのは「種類」と、新自衛隊法第三十一条の十第一項中「管理隊員、課程対象者その他これらに準ずる隊員」とあるのは「管理隊員」とする。

2 この法律の施行の際現に第十九条の規定による改正前の自衛隊法(次項において「旧自衛隊法」という。)第四十三条の政令で定める場合において休職にされている隊員のうち、新自衛隊法第四十一条の二第一項各号に掲げるところに該当する場合において休職にされていると認められるものは、施行日に同項の規定により派遣された隊員となるものとする。この場合において、当該派遣の期間には、従前の休職期間を通算するものとする。

3 防衛大臣がした旧自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分(同条第二項の規定に係るものに限る。)に関する同条第五項に規定する事項であつて、同項の規定による報告が行われていないものについては、なお従前の例による。

4 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)第二条の規定による改正前の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員(次項において「防衛庁に係る隊員」という。)であつた者であつて、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日前に防衛庁を離職したものは、離職の際同法第二条の規定による改正後の自衛隊法第二条第五項に規定する隊員であつたものとみなして、新自衛隊法第三十一条第三項及び第四項並びに第五章第六節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

5 防衛庁に係る隊員であつた者に対する新自衛隊法第六十五条の四の規定の適用については、

同条第一項中「隊員又は」とあるのは「隊員若しくは」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は離職前五年間に在職していた防衛庁局等組織(防衛庁に置かれていた官房又は局、施設等機関その他これらに準ずる部局又は機関として政令で定めるものをいう。次項において同じ。の所掌していた事務を所掌する局等組織に属する隊員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第二項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁に置かれていた部の部長若しくは課の課長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、「隊員又は」とあるのは「隊員若しくは」と、「者として政令で定めるもの」とあるのは「者として政令で定めるもの又は当該職に就いていたときに在職していた防衛庁局等組織の所掌していた事務を所掌する局等組織に属する隊員若しくはこれに類する者として政令で定めるもの」と、同条第三項中「職又は」とあるのは「職若しくは」と、「職であつて政令で定めるもの」とあるのは「職であつて政令で定めるもの又は防衛庁の事務次官若しくは内部部局に置かれていた局の局長の職若しくはこれらに準ずる職であつて政令で定めるもの」と、同条第四項中「防衛省において」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁において」と、「防衛省による」とあるのは「防衛省若しくは防衛庁による」とする。

6 新自衛隊法第六十五条の十一第三項第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に存する第二十一条の規定による改正前の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(以下「旧法人格付与法」という。)第二条第五項に規定する法人である職員団体等であつて、同条第二項に規定する国家公務員職員団体であるもの及び同条第四項に規定する混合連合団体であるもの及び同条第二項に規定する国家公務員職員団体を含むものは、施行日において、第二十一条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(以下「新法人格付与法」という。)第二条第五項に規定する法人である職員団体等となり、同一性をもって存続するものとする。

2 新法人格付与法第二条第五項に規定する法人である職員団体等について、国家公務員の労働関係に関する法律附則第三条第三項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定により認証がその効力を失つた場合(当該法人である職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに同法第五条第一項(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)の規定により認証を申請した場合を含む。)の規定の適用については、同条第三号に掲げる事由に該当するものとみなす。

3 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧法人格付与法第二条第二項に規定する国家公務員職員団体及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第二項に規定する国家公務員職員団体を含むものに係る職員団体等登記簿は、新法人格付与法第二条第二項に規定する国家公務員労働組合及び同条第四項に規定する混合連合団体でその構成団体に同条第二項に規定する国家公務員労働組合を含むものに係る職員団体等登記簿とみなす。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の国家公務員倫理法(以下「旧

国家公務員倫理法」という。第十四条第一項の規定により任命された国家公務員倫理審査会の会長又は委員である者（同条第二項の規定により人事官のうちから内閣が任命した者以下「人事官委員」という。）を除く。以下同じ。）は、それぞれ施行日に、第二十七条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下「新国家公務員倫理法」という。）第十四条第一項の規定により国家公務員倫理審査会の会長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新国家公務員倫理法第十五条第一項の規定にかかわらず、旧国家公務員倫理法第十四条第一項の規定により任命された国家公務員倫理審査会の会長又は委員としてのそれぞれの任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。 2 この法律の施行の際現に旧国家公務員倫理法第十三条第四項の規定により指名された委員である者は、施行日に、新国家公務員倫理法第十三条第四項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。 3 施行日の前日において人事官委員である者の任期は、旧国家公務員倫理法第十五条の規定にかかわらず、その日に満了する。 4 第二十七条並びに第一項及び前項の規定の施行に伴い新たに任命されることとなる国家公務員倫理審査会の委員については、新国家公務員倫理法第十四条第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。 5 旧国家公務員倫理法第十八条第一項に規定する国家公務員倫理審査会の会長又は委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。 6 内閣総理大臣は、新国家公務員法第七十八条第三項の指針を定めようとするときは、施行日前においても、新国家公務員倫理法第二十一条の二第一項の規定の例により、国家公務員倫理	審査会に通知することができる。 7 国家公務員倫理審査会は、職員の仕事に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による通知に係る指針の策定に関し意見を申し出ることができる。 8 第六項の規定によりされた国家公務員倫理審査会への通知は、この法律の施行後は、新国家公務員倫理法第二十一条の二第一項の規定によりされた国家公務員倫理審査会への通知とみなす。 （国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二十一条 この法律の施行の際現に交流派遣（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項に規定する交流派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。）をされている職員に係る第二十八条の規定による改正前の同法第七条第三項及び第四項の規定により人事院総裁が実施した交流派遣及び締結した取決めは、同条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命された日の前日に当該職員が占めていた官職の任命権者が、施行日において、第二十八条の規定による改正後の国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「新官民人事交流法」という。）第七条第二項及び第三項の規定によりした交流派遣及び締結した取決めとみなす。 2 この法律の施行の際現に交流派遣をされている職員は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、第二十八条の規定による改正前の国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項の規定により人事院事務総局に属する官職に任命された日の前日に占めていた官職の属する機関の職員となるものとする。 3 内閣総理大臣は、新官民人事交流法第三条第一項に規定する官民人事交流基本方針の策定に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。	4 内閣総理大臣は、新官民人事交流法に基づく政令の制定若しくは改廃の立案をしようとする場合又は前項の場合には、施行日前において、新官民人事交流法第二十五条第一項の規定の例により、人事院に通知することができる。 5 人事院は、人事交流の制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定による通知に係る政令の制定若しくは改廃又は官民人事交流基本方針の策定に関し意見を申し出ることができる。 6 第四項の規定によりされた人事院への通知は、この法律の施行後は、新官民人事交流法第二十五条第一項の規定によりされた人事公正委員会への通知とみなす。 （国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二十二條 第三十一条の規定による改正前の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項第一号の人事院規則で定める休職の期間は、第三十一条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第一項の規定の適用については、同条第三項第一号の政令で定める休職の期間とみなす。 2 旧国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間、第三十一条の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項の規定の適用については、同項第三号に掲げる期間とみなす。 （処分等の効力） 第二十三條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知そ	他の行為とみなす。 （命令の効力） 第二十四條 旧法令の規定により発せられた総務省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府令としての効力を有するものとする。 2 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される人事公正委員会規則をもつて規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の人事公正委員会規則としての効力を有するものとする。 3 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の政令としての効力を有するものとする。 4 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する政令の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される人事公正委員会規則をもつて規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の人事公正委員会規則としての効力を有するものとする。 （罰則に関する経過措置） 第二十五條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前
--	---	--	---

の例による。

(その他の経過措置)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令(人事公正委員会の所掌する事項については、人事公正委員会規則)で定める。

(関係法律の整備等)

第二十七条 この法律の施行に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定める。

(検討)

第二十八条 政府は、この法律及び国家公務員の労働關係に關する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に屬する職員の給与に關し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使關係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員の労働關係に關する法律案

国家公務員の労働關係に關する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 労働組合(第四条―第九条)
- 第三章 団体交渉(第十条―第十二条)
- 第四章 団体協約(第十三条―第十八条)
- 第五章 不当労働行為事件

第一節 審査の手續(第十九条―第二十七条)

第二節 訴訟(第二十八条―第三十条)

第六章 あつせん、調停及び仲裁

第一節 通則(第三十一条―第三十二条)

第二節 あつせん(第三十三条)

第三節 調停(第三十四条―第三十八条)

第四節 仲裁(第三十九条―第四十一条)

第七章 雜則(第四十二条―第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国家公務員の勤務条件について、透明性を確保しつつ、国民の理解の下に、社会経済情勢の変化及び政策課題の変化に柔軟かつ的確に対応して定めることができるよう、政府と労働組合との間の団体交渉及び団体協約等に関する制度を確立することにより、職員が国民の立場に立ち責任を自覚し誇りを持つて職務を遂行することを促進するとともに、職員の能力の向上及び優秀な人材の国の行政機關への確保を図り、もつて公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 国家公務員法第九十六条第二項に規定する職員

ロ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央労働委員会(以下「委員会」という。)が認定して告示するもの

ハ 特定独立行政法人の労働關係に關する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第

二条第二号に規定する職員

二 労働組合 職員が主体となつて自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体(前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。)又はその連合体をいう。

(関係者の責務)

第三条 労働組合及び当局(第十一条各号に定める者をいう。次条第一項、第九条及び第十条第一項において同じ。)は、公務の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

2 この法律に基づく手續に關与する関係者は、国の事務及び事業の確実、効率的かつ適正な実施に支障を及ぼすことがないよう留意しなければならない。

第二章 労働組合

(労働組合の結成等)

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定に參画する管理的地位にある職員、職員の任免に關して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との關係についての当局の計画及び方針に關する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との關係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下この条において「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。

2 委員会は、管理職員等の範圍を認定して告示するものとする。

3 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣及び

会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。)は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

(労働組合の認証)

第五条 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて委員会に認証を申請することができ。

2 労働組合の規約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

- イ 名称
- ロ 目的及び業務
- ハ 主たる事務所の所在地
- ニ 組合員の範圍及びその資格の得喪に關する規定
- ホ 重要な財産の得喪その他資産に關する規定
- 定

ヘ 理事その他の役員に關する規定
ト 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に關する規定
チ 経費及び會計に關する規定
リ 他の労働組合との連合に關する規定
ヌ 規約の変更に關する規定
ル 解散に關する規定

二 會計報告は、組合員によつて委嘱された公認會計士(外国公認會計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることがとされていること。

3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、かつ、現実にその手續によりこれらの重要な行為が決定

されることを必要とする。ただし、連合体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、全ての組合員が平等に参加する機会を有する構成団体」と又は地域若しくは職域」との直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続により決定されることをもつて足りるものとする。	8 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合から請求があつたときは、公開により行わなければならない。 9 第七項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。 10 認証された労働組合は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。 11 認証された労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会に認証の取消しを申請することができる。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。 12 認証された労働組合は、解散したときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。 13 委員会は、第十項の規定による変更の届出（第六項の規定により告示された事項に係るものに限る。）があつたとき又は第七項、第十一項若しくは前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。 14 委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係るこの条の規定による事務に関し必要限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。 （合議体による事務の処理） 第十六条 委員会は、委員会の公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）のうちから会長があらかじめ指名した六人の公益委員及び会長（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもつて構成する合議体に、第二号第一号口、第四号第二項並びに前条第五項から第八項まで及	4 前項に定めるもののほか、労働組合が認証されるためには、職員（職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを含む。第五章において同じ。）が全ての組合員の過半数を占めることを必要とする。 5 委員会は、認証を申請した労働組合が前三項の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証しなければならない。 6 委員会は、前項の規定により認証したときは、当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。 7 第五項の規定により認証された労働組合（以下「認証された労働組合」という。）が労働組合でなくなつたとき、認証された労働組合について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき又は認証された労働組合が第十項の規定による届出をしなかつたときは、委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。	び第十一項から第十四項までの規定による事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないとき認められる場合は、公益委員の全員をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせる。 2 委員会は、前項の規定による事務の処理について、第二号第一号口及び第四号第二項の規定による認定及び告示並びに前条の規定による処分及び告示を除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。 3 第一項の合議体に関する事項その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（労働組合のための職員の行為の制限） 第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合（第五条第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。 2 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。 3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えないことができる。 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。	5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、常時勤務を要しない官職であつて政令で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならない。 第八条 職員は、前条第一項ただし書の場合のほか、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合の役員又は認証された労働組合の規約に基づき設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該認証された労働組合の業務に従事することができる。 2 前項の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。 3 前項の有効期間は、一の職員について一年を通じて三十日を超えないものとする。 4 第一項の許可を受けた職員は、当該許可の有効期間中職務に従事しない。 5 職員が第一項の許可を受けた期間については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。 （不当労働行為） 第九条 当局は、次に掲げる行為をしてはならない。 一 職員が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを職員の任免の条件とすること。 二 認証された労働組合と団体交渉をすること
--	---	---	---	---

を正当な理由がなく拒むこと。

三 職員が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、第十二条第四項の規定により行われる勤務時間中の団体交渉に参加する職員に対し給与を支給すること、及び労働組合に対し最小限の広さの事務所を供与することを除くものとする。

四 職員が委員会に対し当局がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと又は委員会が当該申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは第十四条第一項各号に定める者と認証された労働組合との間に発生した紛争の調整をする場合に職員が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その職員を免職し、その他これに對して不利益な取扱いをすること。

第三章 団体交渉

(団体交渉の範囲)

第十条 当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

一 職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項

三 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項

五 団体交渉の手続その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項（以下「労使関係事項」という。）

2 国の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。
(団体交渉を行う当局)

第十一条 労働組合と団体交渉をすることができるときは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 勤務条件に関する事項のうち、法律の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣

二 勤務条件に関する事項のうち、政令の制定又は改廃を要するもの 当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣

三 勤務条件に関する事項のうち、内閣府令若しくは省令の制定若しくは改廃を要するもの又は法律若しくはこれに基づく命令の規定に基づき当該法令を所掌する大臣が定めるもの 当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣

四 勤務条件に関する事項のうち、法律又はこれに基づく命令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定めるもの 当該勤務条件を定めることができる各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員

五 勤務条件に関する事項のうち、前各号に掲げるものの以外のもので、当該事項について適法に管理し、又は決定することのできる者

六 この法律の改廃を要する労使関係事項 内閣総理大臣

七 この法律に基づく政令の改廃を要する労使関係事項 内閣総理大臣

八 前各号に定める者に共通する労使関係事項（前一号に掲げるものを除く。） 内閣総理大臣

九 内閣総理大臣及び内閣府に置かれる外局の長並びにこれらの委任を受けた部内の国家公務員又は各省各庁及び各省に置かれる外局の長並びにこれらの委任を受けた部内の国家公務員それぞれに共通する労使関係事項（前三号に掲げるものを除く。） 内閣総理大臣又は当該各省各庁の長

十 内閣総理大臣及びその委任を受けた部内の

国家公務員、各省大臣及びその委任を受けた部内の国家公務員、会計検査院長及びその委任を受けた部内の国家公務員、宮内庁長官及びその委任を受けた部内の国家公務員又は各省各庁の長及びその委任を受けた部内の国家公務員それぞれに共通する労使関係事項（第六号から前号までに掲げるものを除く。） 当該各省各庁の長

十一 前各号に定める者のみに関する労使関係事項（第六号から前号までに掲げるものを除く。） 当該各号に定める者

(団体交渉の手続等)

第十二条 団体交渉は、労働組合と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、労働組合がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行わなければならない。団体交渉に当たっては、労働組合と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、労働組合は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該団体交渉の対象である特定の事項について団体交渉をする適法な委任を当該労働組合の執行機関から受けたことを文書によって証明できる者でなければならない。

3 団体交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

4 この条に規定する適法な団体交渉は、勤務時間中においても行うことができるものとする。

5 第一項又は第二項の規定により労働組合が指名した職員は、勤務時間中に適法な団体交渉に参加することについて、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けなければならない。この場合において、所轄庁の長は、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可

するものとする。

6 当局は、労働組合と団体交渉を行ったときは、その議事の概要を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

7 職員は、労働組合に属していないという理由で、第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

第四章 団体協約

(団体協約の範囲)

第十三条 認証された労働組合と当局は、第十条第一項各号に掲げる事項に関し団体協約を締結することができる。ただし、この法律、国家公務員法、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及び外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の改廃を要する事項に関しては、団体協約を締結することができない。

(団体協約を締結する当局)

第十四条 認証された労働組合と前条の規定に基づき団体協約を締結することができる当局は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第十一条第一号に掲げる事項（この法律、国家公務員法、検察庁法及び外務公務員法の改廃を要する事項を除く。） 同号に定める者

二 第十一条第二号に掲げる事項 同号に定める者

三 第十一条第三号に掲げる事項 同号に定める者

四 第十一条第四号に掲げる事項 同号に定める者

五 第十一条第五号に掲げる事項 同号に定める者

六 第十一条第七号に掲げる事項 同号に定める者

七 第十一条第八号から第十一号までに掲げる事項 当該各号に定める者

2 前項第一号、第二号又は第六号に定める者は、

それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ、内閣の承認を得なければならない。
(団体協約の効力の発生等)

第十五条 認証された労働組合と前条第一項各号に定める者との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。

2 前条第一項各号に定める者は、認証された労働組合との間で団体協約を締結したときは、当該団体協約の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

(団体協約の期間)
第十六条 団体協約には、三年を超える有効期間の定めをすることができない。

2 三年を超える有効期間の定めをした団体協約は、三年の有効期間の定めをした団体協約とみなす。

3 有効期間の定めがない団体協約は、当事者の一方が、署名し、又は記名押印した文書によって相手方に予告して、解約することができる。一定の期間を定める団体協約であつて、その期間の経過後も期限を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も、同様とする。

4 前項の予告は、解約しようとする日の少なくとも九十日前にしなければならない。

(団体協約の効力)
第十七条 内閣は、第十四条第一項第一号に定める者が同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な法律案を国会に提出しなければならない。

2 内閣は、第十四条第一項第二号又は第六号に定める者がそれぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な政令の制定又は改廃をしなければならない。

3 第十四条第一項第三号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な内閣府令若しくは省令の制定若しくは改廃又は勤務条件の決定若しくは変更をしなければならない。

4 第十四条第一項第四号に定める者は、同号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を適切に反映させるために必要な勤務条件の決定又は変更をしなければならない。

5 第十四条第一項第五号又は第七号に定める者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について団体協約を締結したときは、速やかに、当該団体協約の内容を実施するために必要な措置を講じなければならない。

(団体協約の失効)
第十八条 団体協約は、次に掲げる場合は、その効力を失う。

一 前条第一項の規定により提出された法律案(以下この条において単に「法律案」という。)が、当該法律案を提出した国会の会期中(当該法律案が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四十七条第二項の規定により閉会中審査に付された場合にあっては、後会の会期中)に法律とならなかった場合(当該会期中に国会法第四十七条第二項の規定により閉会中審査に付された場合を除く。)

二 団体協約を締結した認証された労働組合の認証が、第五条第七項、第十一項又は第十二項の規定により取り消された場合

2 団体協約は、法律案が修正されて法律となつた場合は、当該法律と抵触する範囲において、その効力を失う。

第五章 不当労働行為事件

第一節 審査の手続

(不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始)
第十九条 当局が、次の各号に掲げる規定に違反

したときは、認証された労働組合又は当該各号に定める者は、委員会に対し、その旨を申し立てることができる。

一 第九条第一号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員(労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、職員として採用されなかった者を含む。)

二 第九条第二号 認証された労働組合の組合員である職員

三 第九条第三号又は第四号 労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員

2 委員会は、前項の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該当局及び申立人に對し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

3 委員会は、第一項の申立てが、行為の日(継続する行為にあっては、その終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。
(合議体による審査)
第二十条 委員会は、国家公務員担当公益委員をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもって委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分することが適当でない認められる場合は、公益委員の全員をもって構成する合議体に、当該事件の審査を行わせる。

2 委員会は、前項の規定による審査について、第二十二條第一項並びに第二十五条において準用する労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二十七条の四第一項、第二十七条の七第一項(当事者若しくは証人に陳述させ、又は提

出された物件を留め置く部分を除く。)及び第二十七條の十第四項の規定による処分並びに第二十九條の申立てを除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員(労働組合法第十九條の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。及び国家公務員担当労働者委員(労働組合法第十九條の三第二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する第五條第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ)は、それぞれ前条第二項の規定により調査(公益委員の求めがあつた場合に限り。及び審問を行う手続並びに第二十四條第一項の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十二條第二項及び第二十五条において準用する労働組合法第二十七條の七第四項の規定による行為をすることができ。

4 第一項の合議体に関する事項その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(地方調整委員)
第二十一条 委員会は、地方調整委員(労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方調整委員をいう。以下同じ)であつて公益を代表するものに、委員会が行う審査の手続のうち、第十九條第二項の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十四條第一項の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員

は、これらの手続(調査を行う手続にあつては、公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。)に参与することができる。

(救済命令等)

第二十二条 委員会は、事件が命令を発するに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令(以下「救済命令等」という。)を発しなければならない。

2 調査又は審問を行う手続に参与する国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員は、委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べるができる。

3 第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを当局及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。(救済命令等の確定)

第二十三条 国が救済命令等について第二十八条の期間内に同条の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

(和解)

第二十四条 委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2 救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持し、又は確立するため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。

3 前項に規定する場合において、和解(同項の

規定により委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。)に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4 委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5 前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十一条第五号に掲げる債務名義とみなす。

6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

7 前項の規定による執行文の付与に関する異議についての裁判は、東京地方裁判所においてする。

8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に必要事項は、政令で定める。

(労働組合法の準用)

第二十五条 労働組合法第二十七条の二から第二十七条の八まで、第二十七条の十第三項から第六項まで、第二十七条の十一、第二十七条の十八、第二十七条の二十四、第二十八条の二及び第三十二条の二から第三十二条の四までの規定は、不当労働行為事件の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとす。

第二十七条の三第二項	労働委員会	中央労働委員会(以下「労働委員会」という。)
第二十七条の六第二項	第二十七条の十二第一項	国家公務員の労働関係に関する法律第二十二條第一項
第二十七条の七第二項	事業者の事業上の秘密	国家公務員の職務上の秘密
第二十七条の七第四項	使用者委員	使用者委員(国家公務員の労働関係に関する法律第二十條第三項に規定する国家公務員担当使用者委員をいう。)
第二十七条の十第五項	労働者委員	労働者委員(同項に規定する国家公務員担当労働者委員をいう。)
第二十七条の十第六項	審査の申立て又は異議の申立て	異議の申立て
第二十七条の二十四	審査申立人又は異議申立人	異議申立人
第二十八条の二	第二十七条の八第一項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五條において準用する第二十七條の七第一項
第三十二条の二第一号	第二十七条の七第一項第一号(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五條において準用する第二十七條の七第一項第一号
第三十二条の二第二号	第二十七条の七第二項第二号(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五條において準用する第二十七條の七第二項第二号
第三十二条の二第三号	第二十七条の八(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五條において準用する第二十七條の八第二項
第三十二条の三	第二十七条の八第二項(第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。)	国家公務員の労働関係に関する法律第二十五條において準用する第二十七條の八第二項

第二十七条の二第一項第一号 法人である当事者の代表者

当該当事者である職員を所管する国家公務員の労働関係に関する法律第四條第三項に規定する各省各庁の長若しくは当該当事者である同法第五條第七項に規定する認証された労働組合の役員

第三十二条の四

第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）

国家公務員の労働関係に関する法律第二十五条において準用する第二十七条の十

（民事訴訟法の準用）

第二十六条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百九十六条、第二百九十七条及び第二百九十八条から第四項までの規定は委員会が証人に陳述させる手続について、同法第二百十條において準用する同法第二百一一条第二項の規定は委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。

（不服申立ての制限）

第二十七条 第十一条各号に定める者及び職員に係る処分であつて第九條各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第二節 訴訟

（取消しの訴え）

第二十八条 委員会が救済命令等を発したときは、国は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができ、この期間は、不変期間とする。

（緊急命令）

第二十九条 前条の規定により国が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した委員会の申立てにより、決定をもって、国に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができ、（証拠の申出の制限）

第三十条 委員会が第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第二項に規定する物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかつた者（審査の手続において当事者でなかつた者を除く。）は、裁判所に対し、当該物件

提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第六章 あつせん、調停及び仲裁

第一節 通則

（関係当事者の範囲）

第三十一条 この章に規定する手続における関係当事者は、第十四條第一項各号に定める者及び認証された労働組合とする。

（国家公務員担当委員による事務の処理）

第三十二条 委員会が次条第一項、第三十四條第三号及び第四号並びに第三十九條第四号の委員会の決議、次条第二項及び第三十六條第四号の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員担当委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 あつせん

第三十三条 委員会は、関係当事者の間に発生した紛争であつて第十三條の規定に基づき団体協約を締結することができ、事項に係るもの（次条及び第三十九條において「団体協約の締結に係る紛争」という。）について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんは、委員会の会長が国家公務員担当委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員若しくは第三十六條第四項の調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は委員会の同意を得て委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3 労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方において委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 あつせん員（委員会の委員又は地方調整委員である者を除く。）は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三條及び第十四條の規定は、第一項のあつせんについて準用する。この場合において、同条中「労働委員会」とあるのは、「中央労働委員会」と読み替へるものとする。

第三節 調停

（調停の開始）

第三十四条 委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方の申請により、委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 委員会が職権に基づき、調停を行う必要があると決議したとき。

五 各省大臣若しくは会計検査院長（自ら又はその部内の国家公務員が関係当事者の一方である場合に限る。第三十九條第五号において同じ。）又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合において、委員会に調停の請求をしたとき。

（委員会による調停）

第三十五条 委員会による調停は、当該事件につ

いて設ける調停委員会によつて行う。

（調停委員会）

第三十六条 調停委員会は、公益を代表する調停委員、当局を代表する調停委員及び職員を代表する調停委員各三人以内で組織する。ただし、当局を代表する調停委員と職員を代表する調停委員とは、同数でなければならない。

2 公益を代表する調停委員は国家公務員担当公益委員のうちから、当局を代表する調停委員は国家公務員担当使用者委員のうちから、職員を代表する調停委員は国家公務員担当労働者委員のうちから、委員会の会長が指名する。

3 労働組合法第十九條の十第一項に規定する地方において委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

4 委員会の会長は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣があらかじめ委員会の同意を得て作成した調停委員候補者名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

5 前項の規定による調停委員は、政令で定めるところにより、報酬及びその職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

（報告及び指示）

第三十七条 委員会は、調停委員会に、その行う事務に關し報告をさせ、又は必要な指示をすることができ、（労働関係調整法の準用）

第三十八条 労働関係調整法第二十二條から第二十五條まで、第二十六條第一項から第三項まで及び第四十三條の規定は、調停委員会及び調停について準用する。

第四節 仲裁

（仲裁の開始）

第三十九条 委員会は、団体協約の締結に係る紛争について、次に掲げる場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方が団体協約の定めに基づいて委員会に仲裁の申請をしたとき。

三 委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、関係当事者の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき。

四 委員会が、あつせん又は調停を行つてゐる事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき。

五 各省大臣若しくは会計検査院長又は内閣総理大臣が、公益上特に必要があると認める場合において、委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会)

第四十条 委員会による仲裁は、当該事件について設ける仲裁委員会によつて行う。

2 仲裁委員会は、国家公務員担当公益委員の全員をもつて充てる仲裁委員又は委員会の会長が国家公務員担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。

3 仲裁委員会は、仲裁裁定を行つたときは、当該仲裁裁定の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により、速やかに公表しなければならない。

4 労働関係調整法第三十一条の三から第三十三条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び仲裁裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の五中「労働委員会の使用者を代表する委員又は特別調整委員及び労働者を代表する委員又は特別調整委員」とあるのは、「中央労働委員会の国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員」と読み替へるものとする。

(仲裁裁定の効力)
第四十一条 仲裁裁定があつたときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間にお

いて有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなして、第十六条第三項及び第四項、第十七条並びに第十八条の規定を適用する。この場合において、第十七条第一項中「提出しなければならない」とあるのは「提出するようである限り努めなければならない」と、同条第二項中「改廃をしなければならない」とあるのは「改廃をするようである限り努めなければならない」とする。

第七章 雑則

(抗告訴訟の取扱い)

第四十二条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいい、第六条第二項又は第二十条第二項の規定により公益委員がした処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)であつて、当局、職員(第十九条第一項第一号に規定する職員として採用されなかつた者を含む。)若しくは労働組合(以下この項において「当局等」と総称する。)に対してしたもの又は当局等に係る手続において当局等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)第六条の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 この法律の規定により委員会がする処分(第五条の規定による処分を除き、第二十条第二項の規定により公益委員がする処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第四十四条 この法律の規定により委員会がした処分(第五条の規定による処分を除き、第二十条第二項の規定により公益委員がした処分及び第二十一条の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号。以下「平成二十五年国家公務員法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条(第五条第五項から第八項まで及び第十一項から第十四項までに係る部分を除く。)並びに次条、附則第六条(第二十條第一項及び第四十條第二項に係る部分を除く。)及び第十條の規定 平成二十五年国家公務員法改正法の公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条第一号ロ、第四条第二項及び第三項並びに第六条(第五条第五項及び第六項に係る部分に限る。)並びに附則第五条の規定 平成二十五年国家公務員法改正法の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(重要な行政上の決定を行う職員等の告示のための準備行為)

第二条 委員会は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条第一号ロ又は第四条第二項の規定による事務に関し必要があるときは、各省各庁の長に対し、資料の提出を求め

ることができる。

(労働組合の認証に関する経過措置)

第三条 登録職員団体(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))において現に平成二十五年国家公務員法改正法第二条の規定による改正前の国家公務員法(以下「旧国家公務員法」という。)第百八条の三の規定により登録されている職員団体をいう。以下同じ。)は、施行日において、認証された労働組合となるものとする。この場合において、委員会は、当該認証された労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定は、第二条第一号ロに掲げる者が加入する登録職員団体については、適用しない。

3 第一項の規定により認証された労働組合となつたもの(以下この条において「移行認証労働組合」という。)の認証は、施行日から起算して六月を経過する日(当該移行認証労働組合がその日までに第五条第一項の規定により認証を申請した場合にあつては、当該申請に対する処分があつた日)にその効力を失う。この場合において、委員会は、その旨を告示しなければならない。

4 前項の規定によりその認証が効力を失つた移行認証労働組合が締結した団体協約は、当該認証が効力を失つた日にその効力を失う。ただし、当該移行認証労働組合が施行日から起算して六月を経過する日までに第五条第一項の規定により認証を申請した場合において認証されたときは、この限りでない。

第四条 施行日において現に旧国家公務員法第百八条の三第九項又は第十項の規定により人事院に対してされてゐる届出は、それぞれ第五条第十項又は第十二項の規定により委員会に対してされた届出とみなす。

第五条 第五条第五項の規定による認証を受けようとする者(登録職員団体を除く。)は、施行日前においても、同条の規定の例により、認証を

申請することができる。

(国家公務員担当公益委員に関する経過措置)

第六条 第六項第一項、第二十条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、委員会の委員の数が平成二十五年国家公務員法改正法第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第一項に規定する数に達する日の前日まで、第六項第一項中「六人」とあるのは、「四人」とする。

(労働組合のための職員の行為の制限に関する経過措置)

第七条 施行日において現に旧国家公務員法第八條の六第一項ただし書の許可を受けている職員は、第七條第一項ただし書の許可を受けたものとみなす。この場合において、同項ただし書の許可を受けたものとみなされた職員に係る当該許可の有効期間は、旧国家公務員法第八條の六第一項ただし書の許可の有効期間の施行日における残存期間とする。

2 旧国家公務員法第八條の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第七條の規定の適用については、同条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

3 第七條の規定の適用については、国家公務員の労働関係の実態に鑑み、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で政令で定める期間」とする。

第八条 施行日前に所轄庁の長の許可を受けて勤務時間中旧国家公務員法第八條の三の規定により登録された職員団体の業務に従事した期間で政令で定めるものは、施行日の属する年における第八條の規定の適用については、同条第一項の規定により許可を受けて認証された労働組合の業務に従事した期間とみなす。

(認証された労働組合と各省各庁の長等が行う

団体交渉等に関する経過措置)

第九条 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が第十一条第四号、第五号又は第九号から第十一号までに掲げる事項について行う団体交渉については、施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、第九条第二号の規定は、適用しない。

2 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員は、前項の政令で定める日までは、第十四条第一項第四号、第五号又は第七号（第十一条第八号に掲げる事項に係る部分を除く。次項において同じ。）に掲げる事項について第十三条の規定による団体協約の締結をすることができない。

3 認証された労働組合と各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員との間に発生した第十四条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる事項に係る紛争については、第一項の政令で定める日までは、第六章の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備)

第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

(検討)

第十二条 政府は、団体交渉の実施状況、あつせん、調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他この法律の施行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、国家公務員の争議権について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自

律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あつせん、調停及び仲裁等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公務員庁設置法案

公務員庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 公務員庁の設置(第二条)

第二節 公務員庁の任務及び所掌事務等(第三条―第五条)

第三章 審議会等(第六条)

第四章 地方支分部局(第七条)

第五章 雑則(第八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公務員庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 公務員庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 公務員庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、公務員庁を設置する。

2 公務員庁の長は、公務員庁長官(以下「長官」という。)とする。

第二節 公務員庁の任務及び所掌事務等

第三条 公務員庁は、内閣府設置法第三条第一項

の任務のうち、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務とする。

3 公務員庁は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 公務員庁は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務(第五号及び第六号に掲げる事務にあつては、他の機関の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 国家公務員の任免、分限、懲戒、服務及び退職管理に関する制度に関すること。

二 国家公務員の給与、勤務時間、休日及び休暇に関する制度に関すること。

三 国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。

四 国家公務員の退職手当制度に関すること。

五 国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること。

七 行政機関の機構、定員並びに運営の改善及

び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 八 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。 九 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。	(資料の提出要求等) 第五条 長官は、公務員庁の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。 第三章 審議会等 (退職手当審査会) 第六条 別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、退職手当審査会とする。 2 退職手当審査会については、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。 第四章 地方支分部局 (管区国家公務員局等) 第七条 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置く。 2 前項に定めるもののほか、当分の間、公務員庁に、地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置く。 3 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、公務員庁の所掌事務のうち、第四条第二項第一号から第六号までに掲げる事務を分掌する。 4 内閣総理大臣は、前項に定める事務のほか、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所に、公務員庁の所掌事務のうち、第四条第二項第七号から第十二号までに掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。 5 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所は、前二項に定める事務のほか、国家公務員法第二百二十七条第一号に掲げる事務のうち職員の苦情の相談に関するものを分掌し、当該事務については、人事公正委員会のための指揮監督を受けるものとする。 6 管区国家公務員局の名称、位置及び管轄区域並びに沖縄国家公務員事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。 7 管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所	の内部組織は、内閣府令で定める。 第五章 雑則 (官房及び局の数等) 第八条 公務員庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。 2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき公務員庁に置かれる官房及び局の数は、五以内とする。 附 則 (施行期日) 1 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の施行の日から施行する。 2 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。	理由 国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
---	--	--	--

平成二十五年十二月十三日印刷

平成二十五年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P